

## 第2部 地球環境ファシリティ（GEF）

### 第1章 GEFの概要

#### 1-1 GEFの使命、統治機構と資金、運営戦略、設立背景、今後

##### 1-1-1 . GEFとは何か

地球環境ファシリティ（GEF）は、開発途上国において気候変動、生物多様性、国際水域、オゾン層の分野を主に、地球環境の保全と改善に対する取り組みを支援する資金供与を目的とする、国際的な協調と行動を促す資金メカニズムである。

なお、現在、ストックホルム条約（残留性有機汚染物質POPs）と土地劣化の2分野の追加が議論されており、2002年のGEF総会で最終決定される予定である。

##### 1-1-2 . GEFの統治機構と資金

GEFの意思決定機関として、3年に一度開催される総会、半年に一回開催される評議会、そして事務局が設置されている。GEFには、現在、171ヶ国が参加し、150カ国の途上国等において、約700プロジェクトが展開されている。

設立時から2001年現在までのGEFの承認累計額は、約30億ドルである。他の公的、あるいは民間資金を加えた形で展開されているGEFプロジェクトを含めると、総額は約80億ドルに近づいているという。

##### 1-1-3 GEF資金援助の仕方 - GEF運営戦略

GEFの資金援助は、GEF運営戦略に基づいて行われている。この「GEF運営戦略」は、GEFの活動に様々な形で参加を望むあらゆるセクターの関係者にとって必読すべき基本的資料である。

特に日本では殆どGEFの情報が日本語版化されていない状況において、GEF活動ばかりでなく、地球環境の主要な分野における保全と改善のための基本的な考え方を理解するために非常に重要な内容である。GEFに直接に関わる政府関係者ばかりでなく、開発途上国で自然保護や環境保全に取り組む、学者・研究者、企業関係者、NGO・NPOの活動を支援する助成財団、NGO・NPOの方々は、地球環境保全に関わる主要な国際条約のもとで、具体的にどのような考え方と手法を用いて、日本以外の地域で具体的にどのような事業が実施されているのかを、総合的に把握することができる。詳細については「第2章：GEFの運営戦略」を参照されたい。

##### 1) 対象分野：

地球環境保全に有効な4つの分野 生物多様性保全、気候変動対策、オゾン層破壊対

策、国際水域の浄化と汚染防止、を対象としている。砂漠化防止、森林減少防止も上記分野に関連すれば含まれる。2001年5月現在、ストックホルム条約（残留性有機汚染物質：POPs）と土地劣化の2分野を追加すべきという意見が出ており、最終決定は2002年に中国で開催予定のGEF総会で行われる。

## 2) 援助の仕方：

通常は無償援助の形をとり、GEFの支援において重要事項のひとつは、プロジェクトの全資金を支援するものではなく、増加費用（Incremental Cost）国内の優先度を越えた活動で、地球規模の環境保全を達成するために必要とされる費用を対象とすることである。

## 3) 適格性：

基本的には世界中の国々が参加できるよう努めているが、GEFの資金を受けるためには、次の2条件のどちらか一方に基づいて決定される。まず、生物多様性プロジェクトと気候変動プロジェクトに関しては、提案途上国が該当する条約に署名していれば適格国となる。次は、移行経済諸国を中心とするその他の諸国の場合は、当該国が該当する条約の締約国であるか、または世界銀行（IBRDまたはIDA）から借入資格をもっているか、或いはUNDPの国別プログラムのもとで技術援助グラントを受けている場合は、適格国となる。GEFのプロジェクトの提案は、被援助国の政府から、自助努力を促すものとして支持されなくてはならない。

## 4) 融資の規模：

プロジェクトの規模には、5万ドルまでの小規模（無償供与）プロジェクト、45万ドル以下の条約対応能力構築（Enabling activities）プロジェクト、100万ドルを越えない中規模プロジェクト、100万ドル以上の大規模（フルサイズ）プロジェクトに大きく分けられる。

## 5) 実施機関の役割分担：

3つの実施機関と展開されるプロジェクトの性格には次のような相違がある。一般に、世界銀行は大規模供与プロジェクト、UNDPは貧困と環境悪化に焦点を当てたキャパシティ・ビルディング技術援助プロジェクト、UNEPは地球規模の環境プロジェクトと科学技術顧問（STAP）へのサポート、となっている。更に、GEFは途上国で環境にやさしい技術に対する民間の協調資金供与を奨励する機会を増やすために、世界銀行の一部である国際金融公社（IFC）とパートナーを組んで、種々のプロジェクトを展開してきている。

### 1 - 1 - 4 . GEFの設立の背景

GEFのような新しい国際協調行動や資金拠出を求める声は、1980年代初めくらいから大きくなり、世界的な盛り上がりの中で、GEFの設立に至った。具体的には、19

89年7月のアルシュサミットでフランスが提案した案をドイツが支持したことを受けて、同年9月に世界銀行・IMF（国際通貨基金）合同開発委員会において開発途上国に対する地球環境問題に取り組むためのファシリティ設立が検討された。そして、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）、世界銀行の3機関間の取り決めによって世界銀行の中に、1991年5月に1994年6月までのパイロット・フェーズとしてGEFが設立された。現在のGEFの構造と運営に関する基本的な仕組みは、パイロット・フェーズの段階を経て、改革案が1994年3月の総会で合意され、その後の何回かの微調整を経ながら形作られてきた。

1992年6月にリオ・デ・ジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議（UNCED）では、生物多様性と気候変動に関する二つの重要な条約が調印された。この二つの条約とオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書では、地球環境への損害の大部分に対して開発途上国は責任がないが、近い将来、大きく寄与するようになりうると認識されている。これらの条約を実施するにあたって、開発途上国の参加を確保するため、開発途上国が資金を利用できるようにしなければならないという共通認識を背景にしており、GEFは次の二つの役割をもつ。

（1）地球規模の環境問題を開発プロセスに組み入れ、地球環境条約の目標を実現するためのファシリテーターとしての役割

（2）資金供与メカニズムとしての役割

生物多様性条約と気候変動枠組条約はどちらも、条約の暫定的資金メカニズムとしてGEFが機能することを規定している。これらの条約とGEF設立文書との規定に従い、条約の目的を達成するためにGEF資金を利用する際には、条約のそれぞれの締約国会議で決定された政策と、プログラムの優先順位・適格性基準とが一致しなければならない。UNCEDで合意された「持続可能な発展」を途上国において実際に実現していくための資金メカニズムとして、GEFの基本的枠組みと、第1フェーズの資金規模約20.2億ドルが合意された。更に、1997年から1998年にかけて第2フェーズの増資交渉が行われ、新規資金規模約20.6億ドルにて合意された。

#### 1 - 1 - 5 . GEFの今後

2001年5月現在、GEF第2次総合パフォーマンス評価作業が進行中である。この評価作業は、GEF第3次増資交渉や、2002年10月に北京で開催予定の第2回GEF総会における議論の基礎となるデータを提供することを目的とする。

#### 1 - 2 GEFの構造と運営（統治機構）

GEFの参加国171ヶ国のなかで拠出国は36ヶ国である。

意思決定機関としては、3年に一回開催される総会（Assembly）の下に、半年に1回開催される評議会（Council）が設置されており、この評議会が実質的な意思決定機関として機能し、その下に事務局が存在する。

GEF評議会は、32名の評議員で構成される。その構成は、先進国14ヶ国、中東欧及び旧ソ連諸国2ヶ国、途上国16ヶ国からなる。評議会での意思決定方式は、原則コンセンサス（全会一致）方式を採用している。コンセンサスが得られない場合は、投票が行われ、1国1票の基礎票と、抛出比例票それぞれの60%の獲得を要するダブルマジョリティ（二重加重多数決）方式を採用している。

評議会はGEFの活動について年次報告書を承認する。報告書は事務局によって準備され、全ての参加国に回付されるという過程を経て作成される。（図 II-1-1を参照されたい。）

特に生物多様性と気候変動に関する支援については、評議会がそれぞれの条約（CBD、UNFCCC）の締約会議（COPs）のガイダンスに従うことになる。また、活動状況に関して、COPに随時報告することになっている。GEFは、モントリオール議定書に基づく資金メカニズムではないが、同議定書のCOPと協調を保っている。

運営は、抛出国が世界銀行の中に設置された信託基金（GEF信託基金）に資金を抛出し、世界銀行、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）の3実施機関が各プロジェクトを実施する、という方法である。実施機関（IAs）は、プロジェクトの実施とプロジェクトサイクルの遂行に対して責任があり、GEF事務局の担当（タスクマネージャー）と密接に連絡、調節を図りつつ、業務を進めている。

GEFの機構と組織はパイロットフェーズのあと、新たに作り直されたために、GEF事務局にとって柔軟な仕組みとなっている。

GEFの役割が拡大してきており、上記3つの実施機関に加えて、国連食糧農業機関（FAO）、国連工業開発機関（UNIDO）、国際農業開発基金（IFAD）、アフリカ開発銀行（ADB）、アジア銀行（ADB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、米州開発銀行（IDB）等7つの機関も最近運営に関わってきている。

図 II-1-1 ( 1 ) G E F ガバナンス

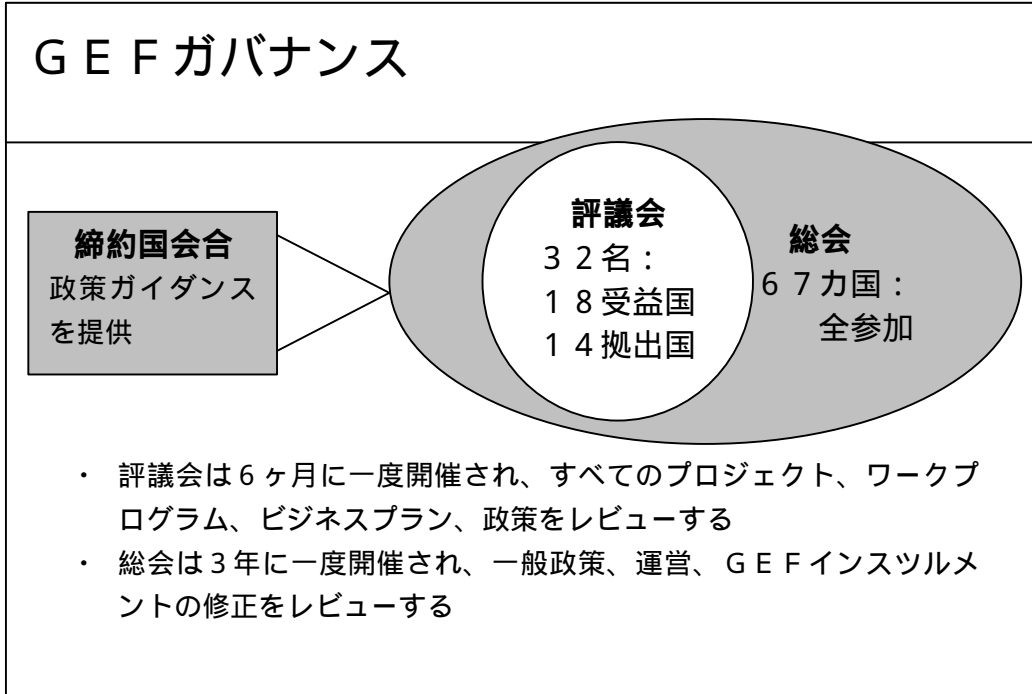
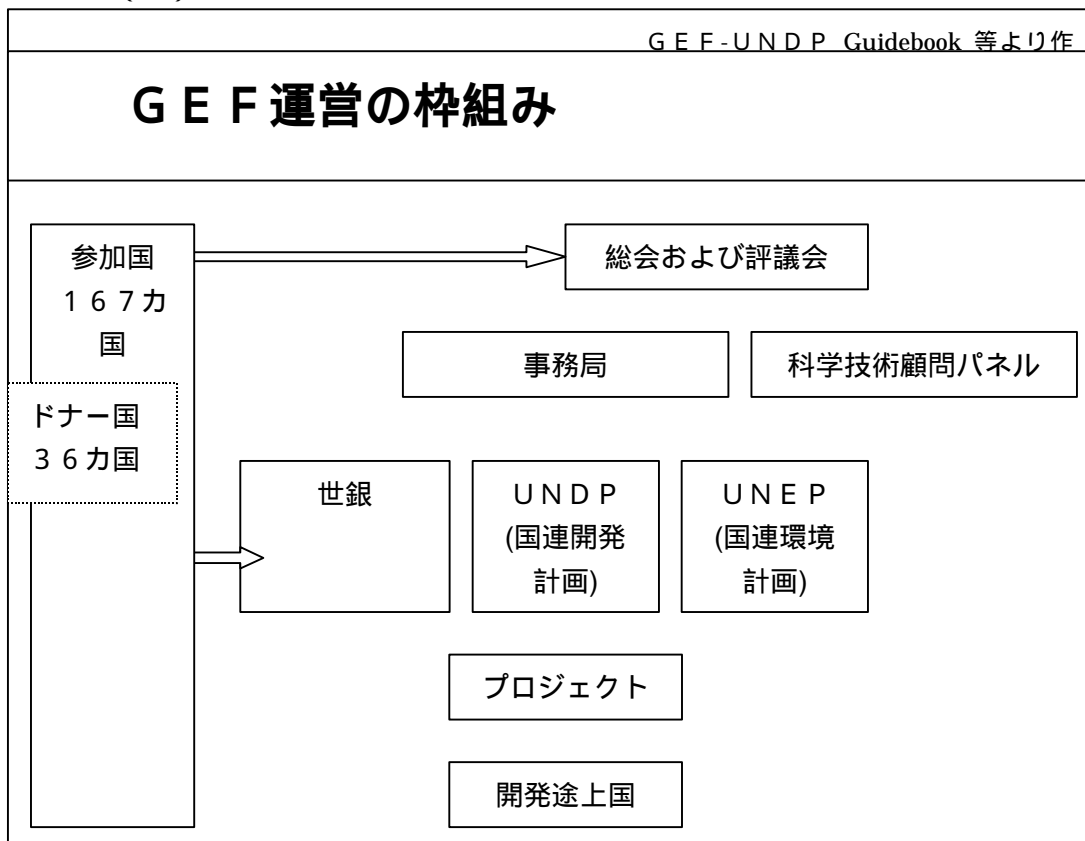


図 II-1-1 ( 2 ) G E F 運営の枠組み



事務局は、GEFの活動のすべてにわたって支援を行い、総会や評議会への報告などは最高責任者（CEO）である事務局長が行う。オフィスはワシントンDCの世界銀行に置かれているが、独立したものである。事務局長によって主導される専従の職員は45名である。

2000年11月の評議会において、GEF事務局機能の合理化と権限の強化が承認された。詳細については、第4章：GEFプロジェクトサイクルを参照されたい。

実施機関（IAs）は、プロジェクトの実施とプロジェクト・サイクルの遂行に対して責任をもち、GEF事務局の担当（タスク・マネージャー）と密接に連絡・調整を図りつつ、業務を進めている。実施機関は、それぞれの使命と業務に関わるプロジェクト、例えば、世界銀行は融資プロジェクト、UNDPは技術支援プロジェクト、UNEPは的を絞った研究や実施を可能にする事業などを、管理する役割をもつ。プロジェクトを実際に運営するのが、受益国政府や関連機関、他の国連機関、NGO、大学である場合もある。

なお、世銀グループの国際金融公社（IFC）は、発展途上国における民間セクターの発展支援を目的とする役割として、GEFの資金を活用してパイロット的なプロジェクトを展開させている。詳細は添付資料 II-4：IFCによるGEF資金運営についてを参照されたい。

科学技術顧問（STAP）は、GEFの方針、活動、戦略に対して助言を行うことを主な役目とし、国際的に認知された12人の専門家から構成される。STAPは、選択されたプロジェクトの見直しを行うが、個々のプロジェクトに対して行うものではない。STAP委員は、彼らの純粋な科学的専門性と同時に、彼ら自身でプロジェクトを持っている場合がある。今のSTAPは、パイロットフェーズ時よりも広く社会問題に造詣が深い。

GEF運営委員会（GEFOP）は、GEF事務局が主要な方針をGEF「家族」の他のアクターと議論する月一回の定期会合である。事務局、IAs、STAPの代表たちから構成されるが、必要に応じて関連する条約事務局の代表者も招く。

### 1 - 3 GEFの資金、拠出額、支援事業の配分と実績

詳細な説明とデータは、第3章：GEFの支援事業実績とプロジェクト参考事例を参照されたい。

#### 1 - 3 - 1 GEFの資金・拠出額

GEFの資金規模と主要国の拠出の概要は以下の通りである。

パイロット・フェーズの1991年5月から1994年6月までの資金規模は、約8.6億ドルで、日本の拠出額は1.5億ドルであった。

第1フェーズ(1994年7月～1998年6月)では、表 II-1-1 に示すように、拠出総額は、約20.22億ドルであった。日本の拠出額は、米国の約4.30億ドルに次いで2番目の規模で、約4.14億ドルであった。

第2フェーズ(1998年7月～2002年6月)では、表 II-1-2 に示すように、拠出総額は、約20.63億ドルであった。日本の拠出額は、米国の約4.30億ドルに次いで2番目の規模で、約4.12億ドルである。

表 II-1-1：主要7カ国拠出額：第1次財源補充期間(第1フェーズ)  
1994年7月～1998年6月(2001年3月財務省資料)

国名	コミット額(100万ドル)	割合(%)
米	430.0	21.26
日	414.6	20.50
独	240.0	11.87
仏	143.3	7.08
英	134.6	6.65
伊	114.7	5.67
加	86.6	4.28
合計	2,022.5	100.00

表 II-1-2：主要7カ国拠出額：第2次財源補充期間(第2フェーズ)  
1998年7月～2002年6月(2001年3月財務省資料)

国名	コミット額(100万ドル)	割合(%)
米	430.0	20.84
日	412.6	20.00
独	220.0	10.66
仏	144.8	7.02
英	138.9	6.73
伊	93.6	4.54
加	88.2	4.28
合計	2,063.5	100.00

なお、日本は拠出を全額履行しているが、米国は2億ドル以上の延滞 - 約束していながら実際に拠出しない - があり、今後の第3次の資金規模を検討する上で非常に大きな問題となっている。

#### 1-3-2 GEF資金の配分状況

GEF資金の実施機関別配分：2000年度におけるGEF資金の配分は、UNDPに約1.761億ドルで37%、UNEPに0.260億ドルで5%、世界銀行に2.767億ドルで58%であった。

GEF資金の地域別配分：1991年から2000年までの総支援事業額の地域別配分は、アジア地域へ8.7億ドルで全体の30%を占め、ラテンアメリカ地域へは7億ドルで24%、アフリカ地域へは6億ドルで20%、東欧・中央アジア地域へは4.2億ドルで14%、複合・全地域へは3.5億ドルで12%を占める。

GEF資金の対象分野別の支援額配分：1991年から2000年までの総支援事業額の対象分野別配分は、生物多様性分野が一番多く11.7億ドルで29%、次いで気候変動分野に10.8億ドルで27%、国際水域分野に4.0億ドルで10%、オゾン層破壊分野に1.6億ドルで4%、複合分野に1.3億ドルで3%を占める。

各分野における運営プログラム別配分、即ち、対象項目別配分・プロジェクトタイプ別配分・地域別配分に関する詳細は、第3章を参照されたい。

GEF資金の非政府グループ別配分：1991年から2000年までの総支援額が非政府グループに配分された総額は、6.4億ドルである。このグループへの配分額は1998年から急増し、2000年度の配分額は、パイロットフェーズから比較すると6倍の増加となっている。

### 1-3-3 GEF支援プロジェクト参考事例

GEF資金が具体的にどのようなプロジェクトに支援しているのかを理解するために、各分野から参考となるようなプロジェクトを第3章で表にまとめて紹介している。例えば、生物多様性に関する事業では特定種の保護、動物保護区の制定・管理等のプロジェクトがあり、気候変動に関する事業では太陽熱やバイオマス等のクリーンエネルギーの開発と利用のプロジェクトがあり、国際水域に関する事業では産業廃棄物処理施設等、オゾン層破壊に関する事業では家電製品からのフロン回収施設建設、複合分野では砂漠化防止や森林減少防止等を含めた4分野に関連する事業が展開されている。

## 1-4 GEF案件プロジェクトサイクル

詳細については、第4章：GEF案件プロジェクトサイクルを参照されたい。

### 1-4-1 プロジェクトサイクルとは

GEFが資金援助を行う際には、プロジェクトの性格付けと計画作成、GEF評議会の承認、実施機関の承認、プロジェクトの実施と完遂までの連続した過程（サイクル）の手順に従って行われる。

このプロジェクトサイクルは、1995年3月評議会で承認されたもの（添付資料：日本語版“ The GEF Project Cycle” GEF, March 1996）から、2000年11月の評議会で承認されたもの（添付資料：日本語版“ GEF Project Cycle” GEF, Nov. 2000）の段階のものへと改善されてきている。これは、実際に具体的なプロジェクトを進める過程で、個々のプロジェクトは対象分野や地域によって多様であるために手順に柔軟性をもたせる必要があること、また、GEFの政策と手順との整合性を確保するためにGEFの構造における様々

な組織の役割を明確に区別する必要性が出てきたこと、等に起因する。

プロジェクトサイクルは、今までは、小規模、中規模、フルサイズ（大規模）プロジェクトに区別されて、その規模によってその手順は多少異なっていた。最新の運営原則によれば、プロジェクトのタイプは次の3つに分けられている。

- A. レギュラー（大規模）プロジェクト：GEFのプロジェクトサイクルの各段階を経て、評議会の承認を得ることが必要なもので、いわゆる今までフルサイズ（大規模）プロジェクトと呼ばれてきた100万ドル以上の規模のものである。
- B. 中規模プロジェクト：必要とするGEF資金が100万ドル以下のもので、手続きを短縮化し、GEF事務局長で承認できるものである。
- C. 促進対策(enabling)活動：必要とするGEF資金が45万ドル未満のもので、GHGインベントリー、情報の整理・編集、政策分析、戦略や行動計画などが含まれる。

また、小規模プロジェクト（SGP）は、UNDPによって1992年に設立され、GEFの関心分野に関連する地域問題に取り組むNGOや地元の草の根団体の活動に対して、50,000ドルの額までの融資を行うものである。

なお、プロジェクトの概念を形成過程で、プロジェクト準備・開発ファシリティ（PDF）という名目で支援を受けられる仕組みがある。これは、短期間にプロジェクト概要書、その後申請・提出を支援するため、PDF-Aの規定に沿うものは25,000ドル、PDF-Bは70万ドル（注1）、PDF-Cは100万ドルまでの額となっている。このPDFという3種類の資金対象事業については、添付資料：GEFプロジェクトサイクルを参照されたい。

（注1） 第16回評議会において35万ドルから70万ドルに引き上げられた。  
ジョイントサマリー参照。

#### 1-4-2 プロジェクトの発案・展開・申請・実施のための参考事例

プロジェクト・サイクルを実際に理解するために、第6章では、現在進行中の大規模案件として「中国：CFCを排出しない省エネ冷蔵庫の商品化と普及に対する障壁除去」プロジェクト、中規模案件として「インドネシア：アチャー象のいる風景の保存」プロジェクトを選出して、全ての手続きに関して紹介している。ご参照いただきたい。

#### 1-5 GEF活動への非政府グループの協力と参加

詳細は、「第5章：GEF活動への非政府グループの協力と参加」を参照されたい。

GEFは、その運営や実施過程の透明性を確保する事に努めてきており、各国政府との関係ばかりでなく、NGO・NPO、科学学界、民間企業とのパートナーシップもまた重要視している。特に、非政府組織（NGO・NPO）は、GEF評議会にオブザーバー

として参加できるうえ、GEFのプロジェクト下で広範囲にわたる活動や方針決定に参加している。このような開かれた仕組みは、国連機関や国際機関の中でも非常に先駆的な試みである。

しかし、残念ながら、日本においては、GEFの活動を理解する政府関係者が非常に少ないというだけでなく、NGO・NPOや学界や民間企業においてさえも同様に、GEFの活動を把握している関係者は殆ど存在していないのが現状である。

従って、地球環境のガバナンスに関心をもつ日本の各セクターの人々にとって、今後様々に展開が期待できる、大きな可能性を秘めた対象であることも事実である。

#### 1 - 5 - 1 GEFへの民間企業の参加 国際金融公社（IFC）

GEFの市民参加に関する原則やガイドラインは、基本的には、非政府グループの中でもNGO・NPOや科学界と、GEFとのパートナーシップを主目的に記述されたものである。しかしながら、GEFの本来の使命と目的を達成するためには、民間企業によるGEF資金運用への参加が必要であるという認識が、高まってきている。

GEF事務局長（最高運営責任者）であるモハメッド・T・エルアシュレーは、次のようにIFCの役割の重要性を強調している。「外部援助が、民間投資を誘致するか否かの分かれ目になる。GEFのささやかな無償援助や貸付保証が、代替エネルギー工場の建設や、生物多様性の保全計画等に商業的な魅力を吹き込む、いわば呼び水となっているからである。」（「GEF日本語パンフレット」より）

確かに、開発途上国において、地球環境保全に関わる各種の地元民間企業による事業が、経済的な持続性を有するようにならなければ、真に地球環境保全の目的を達成するのは、非常に難しいことは明らかである。従って、IFCの開発途上国における今までの経験は、今後のGEF活動における民間セクターの役割の拡大化を目指す流れの中で、貴重な役割を果たすことになるだろうと期待されている。

今回の調査では、時間的な制約のために、十分にIFCにおけるプロジェクトの実態を把握することが出来なかったため、今後の課題として残っている。

#### 1 - 5 - 2 GEFプロジェクトへの市民参加の理念と原則

1996年4月のGEF評議会で承認されたGEF文書「Public Involvement in GEF Financed Project GEF資金プロジェクトへの市民参加」から抜粋して、「5 - 2 : GEFプロジェクトへの市民参加の理念と原則」に紹介している。

GEFが資金供与するプロジェクトが設計され、実施され、評価される過程では、GEF設立文書の規定、実施機関の方針と手続き、パイロット・フェーズで得られた経験に基づいて、下記のような市民参加の原則が適用されているという。

(1) 効果的な市民参加によって、プロジェクトの社会的、環境的、資金的持続可能性が拡大されなければならない。

(2) 市民参加を確保する責任は、その国の政府、プロジェクト執行機関（1機関或いは

複数機関)にあるのが普通である。実施機関はこのために助力しなければならない。

(3) 市民参加活動は、受益国の国や、地方の状況とプロジェクトの要件に合わせ、また対応して柔軟に設計、実施される。

(4) 効果的に進めるには、市民参加活動は広範かつ持続可能なものでなければならない。実施機関は必要に応じて、プロジェクト予算には、受益国政府とプロジェクト執行機関が市民参加を確保するのに必要とする資金援助や技術援助を含める。

(5) 市民参加活動は透明性と公開性のある方法で行われる。すべてのGEFが資金供与するプロジェクトには、市民参加に関する完全な記録文書を備えるものとする。

これらの原則を確保するためにGEF事務局と実施機関の役割も明記されている。いずれも、日本における市民参加を考える際にも参考となる内容である。

### 1-5-3 GEFへのNGO・NPOの参加の機会：なぜGEFにNGO・NPOが関わらなければならないのか

本報告書の2章、3章、4章、5章-2(5-2)における記述は、基本的にはGEFの公式文書を日本語訳し、抜粋或いは編集し、加筆したものである。

しかし、「5章-3(5-3): GEFへのNGO・NPOの参加の機会」は、NGO・NPOが主体となって作成した資料からの抜粋・編集したものである。

それは、「地球環境ファシリティ：リオからニューデリーへ：NGOへのガイド“The Global Environment Facility From Rio to New Delhi: A Guide for NGOs” by Stanley W. Burgiel and Sheldon Cohen, 1997」であり、前述してきたようなGEFの方針と原則に対応して、IUCN(世界自然保護連合)、BIONET(生物多様性・アクション・ネットワーク)、CNE(気候ネットワーク・ヨーロッパ)が協力して、NGOの視点から作成したものである。

この冊子は、政府関係者や実施機関やGEF関係者とは、異なる立場と視点で、GEFをどのように理解し、GEFの事業にどのように参加する可能性があるのか、などの基本的な考え方や見方を解説したものである。

つまり、GEFは、毎年何億ドル規模の資金を、NGO・NPOも共通の関心事である、人類の繁栄と存続を脅かす地球規模の環境問題に対して最優先の緊急対策費として融資しているため、政策のアドボカシー、監査と評価、プロジェクト実施などの係わりによって、融資金がより有効に使用されるように働きかける責任があるという主旨である。

GEFに関する資料の日本語版が殆ど存在しないわが国の状況において、5-3の内容は、日本のNGO・NPOばかりでなく、政府関係者や企業関係者にも、なぜ、NGO・NPOがGEFに関わる必要があるのかを理解する上でも意味のある内容となっている。

特に、日本からのGEF資金への拠出額は大きな位置を占めており、日本の納税者に対する説明責任という観点からも、日本のNGO・NPOや学界が、GEFの活動に、分析的な批判的見方や監視を含めて、様々な形で関わることの必要性を理解し、それが可能となるための支援制度を検討するためにも、「5-3」の内容は重要である。

なお、今後実際に日本のNGO・NPOが、途上国の政府やNGOとともにプロジェクトを発案・展開しようとする際には、変更後のプロジェクト・サイクル（2000年）や小規模プロジェクトの案内に従う必要がある。しかし、過去に他国のNGOがどのようにGEFの資金を使ってプロジェクトを展開したのかといった事等を理解したい場合を含めて、GEFに関する基本的な情報を得るためには、この資料で十分に役に立つものである。

## 1 - 6 GEFへの日本の貢献

- 1) 意思決定機構における我が国の位置：評議会を構成する32議席の1席
- 2) シニア・アドバイザー国会議員1名、STAPメンバーに科学者1名、OPS（第2期GEF全事業評価調査）ハイレベル・アドバイザー評議会に元国会議員1名
- 3) 日本人職員：事務局職員45名中、日本人職員3名。（2001年5月末現在）
- 4) 財政負担：我が国は、米国に次ぐ拠出負担国であり、第一段階では20.5%の分担額414.6百万ドルを拠出し、第二段階では20.0%の412.6百万ドルの拠出をしている。
- 5) 主な用途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況：無
- 6) 我が国ODAとの協調実績：タイ発電公社の電力消費効率促進事業について、旧・OECSF（現・国際協力銀行）と協調した。
- 7) 非政府機関（NGO・NPO、民間企業）の参加：無

## 第2章 GEFの運営戦略と対象事業

以下の内容は、「GEF運営戦略：1996年」抜粋である。ここに、GEFの使命を現実の社会で実施していくための方針や戦略や考慮事項などが、生物多様性、気候変動、国際水域、オゾン層破壊の四つの対象分野別に述べられている。添付資料の「GEF運営戦略：1996」には、注と引用文献の部分を載せている。

ここには、1992年のリオ・サミットにおいて合意された持続可能な発展を実現するための革新的な資金メカニズムとして設立されたGEFが、途上国で期待されていたような役割を果たすためにどのような戦略と手段をもって運営されてきたのか等、基本的で重要な考え方が記述されている。

### 2-1 GEFの運営政策の基本的枠組み

#### 2-1-1 GEFの使命

GEFが恒久的なメカニズムとして運営されるための指針として、また、地球規模の環境上の利益の最大化を目指して、資金を対費用効果の高い方法で活用するために作られたガイダンスが、GEF運営戦略（「Operational Strategy 1996」）である。GEF運営戦略の目的は各種プログラムの結合と統合を図るための枠組を、3つの実施機関（UNDP、UNEP及び世界銀行）、科学技術諮問パネル（STAP）、GEF事務局、さらにGEFが実施のための運営に関する支援と資金を提供している国際条約を含め、GEFに参加する多くの主体に対して提供することである。

生物多様性条約のCOPは、第1回会合（1994年11月28日から12月9日、バハマのナッソーで開催）で、同条約の資金メカニズムのもとで資金へのアクセスと活用のための政策、戦略、プログラムの優先順位・適格性基準を承認した。

気候変動枠組条約のCOPもその最初の会合（1995年3月28日から4月7日、ドイツのベルリンで開催）において、運営主体または資金メカニズムが従うべき政策、プログラムの優先順位・適格性基準に関する最初のガイダンスを採択した。この二つの条約のガイダンスはGEF運営戦略にきちんと反映されている。

GEFはモントリオール議定書の資金メカニズムではないが、運営戦略には、オゾン層減少に関するGEFの運営方針がモントリオール議定書とその改正の運営方針に一致することと規定されている。

国際水域の対象分野に関しては、関連する数多くの国際取決め及び条約がある。これらもこの戦略では十分考慮されている。

運営戦略に沿って運営プログラムが開発される。このプログラムは、国が主導するプロジェクトの開発と、G E F 諸活動の調整のための戦略的枠組を提供する。運営戦略を実施する上で絶対不可欠な要素が柔軟性である。これは、G E F が変化する状況に対応し、進展する科学技術的知見や各国の洞察、条約のガイダンスから学び、適宜早急に対応することが必要だからである。というのも、地球環境においてG E F が担う類いまれな使命には、科学に基づくが、通常の開発プロジェクトよりもその意図が革新的・実験的であることが要求されるからである。そのためには、活動が継続的に検証され、成果が普及することが特に重要である。

### 1) 方針の枠組

G E F 運営戦略はG E F が国主導型のイニシアティブを生物多様性、気候変動、国際水域、オゾン層破壊の4分野で準備する際の指針として開発されたものである(注1)。そのために、この運営戦略はG E F が暫定的資金メカニズムとして貢献する関連条約、つまり生物多様性条約(C B D)及び気候変動枠組条約(U N F C C C)からのガイダンスをまとめたものとなっている(注2)。この運営戦略をもとに、国際水域及びオゾン層に関する活動のための運営ガイダンスも確立される。オゾン層についてはオゾン破壊物質に関するモントリオール議定書及びその改正に従う。

### 2) 使命

G E F は、対象分野において合意された地球規模の環境上の利益を達成するための手段に係わる追加・補完的な無償資金及び譲許的資金を供与することを目的とした国際協力のためのメカニズムである。対象分野は、生物多様性、気候変動、国際水域、オゾン層の保護であり、砂漠化や森林減少といった土地劣化の問題も、それらが4対象分野と関連する場合は取り組みの対象となる。

### 3) 運営原則

G E F はその使命遂行において、生物多様性条約及び気候変動枠組条約、G E F 設立文書、評議会の決定に基づく重要な運営原則を遵守する。これらの原則は以下の表にまとめられている。

表

GEFワーク・プログラム策定・実施のための運営原則

1. 生物多様性条約と国連気候変動枠組条約を実施に移すための資金メカニズムという目的上、GEFは締約国会議（COPs）のガイダンスの下で機能し、かつ締約国会議に責任を負う（注3）。オゾン層保護の分野における活動への資金供与という目的上、GEFの運営戦略は、オゾン破壊物質に関するモントリオール議定書及びその改正の運営戦略に一致する。
2. GEFは、合意された地球規模の環境上の利益を達成するための施策に活用される合意された増加費用（incremental costs）を満たすために、追加的・補完的な、無償資金と譲許的資金（concessional funding）を供与する。
3. GEFは地球規模の環境上の利益の最大化を目指し、活動の対費用効果を確保する。
4. GEFが資金を供与するプロジェクトとは、国内計画（national programs）の文脈において定められた、国主導型の、「持続可能な開発」を支援するよう立案された優先順位に基づくプロジェクトである。
5. GEFは、COPのガイダンスが徐々に進展していくことや、モニタリングや評価活動から得られた経験など、変化する状況に十分対応できるような柔軟性を維持する。
6. GEFのプロジェクトは非機密事項である全ての情報を完全開示する。
7. GEFのプロジェクトは受益者、或いは影響を受ける人々の団体との協議や、適切な参加について規定する。
8. GEFのプロジェクトは、GEF設立文書のパラグラフ9に記された適格性の条件を遵守する。
9. 地球規模の環境面における利益の最大化を追求する際に、GEFは触媒としての役割と、他の資金供与機関からの追加的な資金のレベレッジ（leverage）を重視する。
10. GEFは、GEFのプログラムとプロジェクトが定期的にモニターされ、評価されることを確保する。

## 2 - 1 - 2 戦略的考慮事項

G E Fの活動は、生物多様性、気候変動、国際水域、オゾン層の破壊の分野で、合意された地球規模の環境上の利益の最大化を目指す。土地劣化の問題（主に砂漠化と森林破壊）もこの4対象分野に関連している場合はその対象となる（注4）。生物多様性及び気候変動の分野の活動の場合、それら2分野の関連締約国会議からのガイダンスに十分一致していないものには資金供与を行わない。

G E F活動の設計は、次の7つの戦略的考慮事項のもとに行われる。

(1) G E Fの活動が国のイニシアティブと、また適切な場合は地域のイニシアティブとも矛盾しないこと

G E Fの活動は、受益国自身の持続可能な発展のための行動と矛盾せず、かつそうした行動を支援するものである。G E Fのプログラムとプロジェクトは国が主導するものであり、国の持続可能な発展に向けた取り組みと関連するものである。市民協議や地域共同体ならびに利害関係者の効果的な関与は、G E Fの活動の質、影響、妥当性及び国のオーナーシップを高める。

(2) 地球規模の環境上の利益の持続可能性が確保されるよう努力すること

G E Fの活動は以下を支援するよう立案される。

- 地球環境の観点から、健全な、かつG E Fの運営の効果的な実施に寄与するような発展の道筋への適切なインセンティブを提供する国家政策
- 地球環境保護を支える制度的取決め
- 地球環境に関する目標を達成するために必要な能力向上（キャパシティ・ビルディング）、人材開発、技能
- 地球環境への市民の理解を促し、地球環境を保護するよう市民と地域社会を動かし、G E Fの目標・戦略・プログラムに対する支持を構築するコミュニケーションとアウトリーチ
- プロジェクト開発と実施の適切な段階で行う市民参加や主要な団体、地域共同体、他の利害関係者との協議

(3) 不確実性から生じるリスクを減らすこと（注5）

地球環境問題についての重要な知識は継続的に蓄積されてはいるが、科学的な不確実性は運営戦略を設定する状況で不可避的な部分である。環境と開発に関するリオ宣言の第15原則で宣言されているように、「重大あるいは取り返しのつかない損害の恐れがあるところでは、十分な科学的確実性がないことを、環境悪化を防ぐ費用対効果の高い対策を引き延ばす理由にしてはならない」。多様なポートフォリオを開発し、科学的・技術的な助言を求めることによって、科学的な不確実性から生じるリスクを減少させる。不確実性から生じるリスクを減少させる他の方法には、意思決定と行動を支援するため環境情報を増やし向上させるよう努力すること、及び、その後の活動を向上させるためにこうした取り組みの成果について情報を広めることをはじめとする、プログラムレベルのモニタリングと評価を特に重視することなどがある。

多様なポートフォリオは次のようなものとなる。

- 進行中の革新的な試み、実験、デモンストレーション、再現性のためのニーズに取り組むような広範なアプローチを伴う。
- 経済政策、法的・社会的問題、制度的な弱点、情報面での障害など、地球環境劣化の根源的な原因に取り組むプログラムとプロジェクトに資金供与する。
- 直接的な影響を超えた教訓を提供する行動や、長期的な持続可能な地球規模の利益（技術のコスト削減、環境に健全で実行可能な代替手法の実証など）を提供する行動に資金供与する。技術の費用削減や、代替案で環境に健全で実行可能なアプローチの実証など、長期的に持続可能な地球規模の利益を提供する行動に資金供与する。
- 対費用効果が高く、補完的な行動を促進し、あるいは乗数効果を持つ行動に資金供与する。
- 公的セクター、非政府セクター、民間セクターからの幅広いプロジェクト執行機関の参加を促す。
- 地球規模の環境上の脅威を減少させるため、受益国の科学・技術能力を発展させるプログラムに資金供与する。

活動のポートフォリオを開発し管理する際に、GEFは最高レベルの科学的・技術的助言を求める。原因、結果及び改善に役立つ活動が十分確立されているアクションは促される。科学界、特にGEFの科学技術顧問パネル（STAP）に日常的に諮問する（注6）。

地球環境問題への高い意識と改善された環境情報は、効果的な政策決定と行動に役立ち、地球規模の利益を特定するのに必要な第一段階である。利用できる情報の収集と統合に資金供与し、その情報の政策決定者、科学者及び一般市民への普及を確保することはGEFの運営政策の重要な部分である。GEFは、以下に援助を提供する。

- 条約対応能力構築活動（enabling activities）。例えば、地球規模の環境目的と国内の計画策定及び政策決定を統合するのに役立つ情報のインベントリ、編集、分析及び適切な能力向上（キャパシティ・ビルディング）、政策分析ならびに行動計画。こうした情報は、関連条約に対する文書の準備にも、各国間または地域間の有益な情報ベースの開発にも役立つ。
- 能力向上（キャパシティ・ビルディング）。中でも特に促進対策活動、制度強化、関連情報の分析及び応用を含む目標設定された調査研究のための。
- 情報普及とネットワーク化。各国間や国内で、政策に関する意思決定、制度的取決め、投資選択、資源管理及び環境に健全な技術を知らせるのに役立つもの。地球環境を保護するための活動や経験を系統的に共有し文書化することは、地球環境関連プログラムと国家の持続可能な開発プログラムとを結びつけるのに重要である。
- 市民の意識向上。これはプロジェクト・サイクルの適切な段階での市民参加と利害関係者との協議を確保するのに必要である（注7）。

モニタリングと評価は多くの理由から、GEFにおいて特に重要な役割を果たしている。まず、GEFの地球環境における新しく独創的な使命は、その構想が科学的に基づいたものであるとはいえ、通常の開発プロジェクトよりも革新的あるいは実験的な戦略とプロジェクトを考案することを求めている。第二に、GEFは、参加各国、国際条約、NGO及び他の組織と協力して、ブレトン・ウッズや国連機関との新しい制度的な関係を開拓中である。第三に、GEFプロジェクト・サイクルの初期段階で「広く網を投げかけること」を重視し、運営プログラムを企画するダイナミックなプロセスは、継続的な学習と改善があってこそ実現できるものである。こうした理由から、GEFはモニタリングと評価システムの質を重視し、そこからの知見を広く普及させることに力を注いでいる。運営戦略に合致した運営プログラムを作成する上で、プロジェクト枠組アプローチ（project framework approach）が採用され、GEFがその使命を実現するにあたり、進展状況をモニタリングし追跡することができるようになっている。

#### （4）従来型の開発資金の供与を補完すること

GEFは、地球規模の環境上の利益を達成するための合意された増加費用を満たすために、追加的・補完的な無償資金と譲許的資金を提供する。生物多様性条約、気候変動枠組条約、GEF設立文書に記されているこの原則には、資金供与に関して二つの重要な細目がある。

- GEFの資金供与は増加費用に対してのみ使われなければならない。地球規模の環境上の利益を確保するための取り組みは、各国に国の開発目標を達成する費用を越えて

追加的な費用（つまり増加費用）を課する場合がある。増加費用の見積りについては、G E Fは評議会により承認されたアプローチを用いる（注8）。増加費用を見積もるためのアプローチを承認するに当たって評議会は、受益国での進歩的な環境行動を不利にしないために「環境的な妥当性」という概念を指導原則とするなど、アプローチを柔軟に適用することの必要性を認めた。

- G E Fはその資金が開発資金供与における通常の資金源の代用となるものではなく、新規かつ追加的な資金供与として適用されることを確かめなければならない。G E Fの資金が国レベルの持続可能な発展に必要な資金に追加されるものであるという原則は、少ない資金が開発への資金供与に転用されないことや、G E F資金による地球規模の効果が最大になることを確保するものである。G E Fは、国際組織や他の国際団体の活動が地球規模の環境に関連するものであっても、その職務を遂行するのに必要なスタッフや組織活動に資金を供与するものではない。

#### （5）他の団体の効果的な行動を促進して地球環境問題に対処すること

G E Fは直接に資金供与をしない行動であっても、それが地球環境の利益になるものであれば推進し奨励する。

- G E Fのワーク・プログラムに3実施機関の通常プログラムを統合することにより、G E F資金はそうした機関が受益国に提供する資金と支援を補完することになる。一方、実施機関はG E Fプロジェクトの非増加費用に対する資金供与、または、資金を得るための支援のいずれか一方または両方を行う。
- 政府のみならず、非政府組織や民間セクターへのアウトリーチによって、G E Fは地球環境を保護するための幅広い行動を促進する。
- G E Fは「環境的に妥当性のあるベースライン（environmentally reasonable baseline）」の一部であると普通考えられるプロジェクトを選択的に推進する。そうした場合、G E Fは情報普及、助言、他の資金源の斡旋を行う（注9）。G E Fの直接的な影響あるいは長期的に持続可能な地球規模の利益を越えた教訓を提供するプロジェクトについて、G E Fはその国が当初の資金的リスクを減少させ、障害を取り除き、業務コストを支払い、ある種の対策を継続して行う場合に、将来的により低いコストで行えるように市場を構築するのを支援する。
- G E Fは地球環境に関する目標に取り組む活動に貢献する、あるいはコファイナンス（協調資金供与）する、二国間、地域、G E F以外の多国間の組織や基金を積極的に促進する。
- G E Fは民間セクターとの協働作業により追加的な資金供与をレベレッジする（注10）。

- G E F は資金供与した活動の経常費用（recurrent costs）が、G E F の継続的な支援なしに支払われるように、革新的な資金供与アプローチを支援する（注 1 1）。
- G E F は国際協力を促進・推進する上で自らが果たすべき役割を検討し、それに基づいて G E F の資金供与をレベレッジし、多様な国や多様な主体の参加のもとで地球環境問題に取り組むようにする。

（ 6 ） 環境的にも、社会的にも、資金的にも持続可能であること

G E F の活動の主眼は、長期的な対策にある。そのような対策が長期的な解決策の一環であるとすれば、それは環境的にも社会的にも持続可能なものでなければならない。さらに、資金的にも持続可能でなければならない。そのプロジェクトのデザインの段階で経常費用に対する安定した長期的資金供給源が確保されていれば、個々のプロジェクトは資金的に持続可能となる。さらに、初期段階の G E F 支援により資金的リスクが減少し、業務の障害が克服され、同種の対策を継続する場合の将来費用を低減する程度まで市場が構築されれば、個々のプログラムは資金的に持続可能となる。

（ 7 ） 他の対象分野にマイナス影響を及ぼすことを避けるための考慮が必要であること

G E F プロジェクトを準備するに当たって、実施機関は他の対象分野への潜在的な環境影響を考慮する。他の対象分野の運営戦略と合致するもので、マイナスの影響が当該プロジェクトの対象分野外で起こるのを避けるようなプロジェクトを立案するためにあらゆる努力がなされる。

2 - 1 - 3 G E F 運営のための 3 つのプログラム

活動を計画するのに当たっては、G E F の限られた資金と受益国と実施機関の有限の能力を考えて、G E F は地球環境に関する目標に対して最大の成果を上げる活動を構成し整理しなければならない。

G E F の運営には 3 種の相互に関連するプログラムがある。

- 1 ) 運営プログラム（Operational Programs）
- 2 ) 条約対応能力構築活動（Enabling Activities）
- 3 ) 短期的な対応策（Short-term measures）

1 ) 運営プログラム

運営プログラムとは、ある特定の対象分野で目標を達成するために立てられるプロジェクトの計画、実施、調整のためのコンセプトと計画策定の論理的な枠組である。これによって国が主導するプロジェクトの発案・展開が行われ、実施機関と他のアクターとの間の組織的な調整が確保される。

生物多様性と気候変動の二つの対象分野では、運営プログラムは両条約の締約国会議によって承認されたプログラムの優先順位に従い、発案・展開される。

国際水域に関するプログラムは、G E F 評議会によって決定された優先順位に従い、開発される。

オゾン層保護に関する対象分野についての運営プログラムはない。この対象分野はオゾン破壊物質に関するモントリオール議定書及びその改正に合致した短期的な対応策と促進対応活動に焦点が絞られる。国主導型プロジェクトのコンセプトと科学技術諮問パネル( S T A P ) の助言もまた運営プログラムの特定と開発に貢献する。

生物多様性条約と気候変動枠組み条約からのガイダンスと、幅広い協議および科学的・技術的レビューに基づいて、次の表にある 10 のプログラムが最初の運営プログラムとして提案されている。

表	最初の運営プログラム
1. 生物多様性 :	乾燥及び半乾燥生態系
2. 生物多様性 :	沿岸、海洋、淡水生態系 ( 湿地を含む )
3. 生物多様性 :	森林生態系
4. 生物多様性 :	山地生態系
5. 気候変動 :	省エネルギー及びエネルギー効率に対する障害の除去
6. 気候変動 :	障害の除去と実施費用の低減とによる再生可能エネルギー利用の推進
7. 気候変動 :	温室効果ガス排出の少ないエネルギー技術の長期的な費用の低減
8. 国際水域 :	水系を基本にしたプログラム
9. 国際水域 :	土地と水を統合した複数の対象分野
10. 国際水域 :	汚染を基本にしたプログラム

## 2 ) 条約対応能力構築活動

条約対応能力構築活動には、目録作成、情報のまとめ、政策分析、戦略や行動計画が含まれる。条約対応能力構築活動とは、G E F による各国支援の礎というべき活動であり、

これが果たす役割は次のいずれかである。条約においてきわめて重要な報告書作成要件（communication requirements）を満たす。政策や戦略の決定を行うのに必要な基本的かつ重要な情報を提供する。国内の優先活動を特定する計画策定を支援する。これらの活動により、条約への対応能力が構築された国は、国内の持続可能な開発の取り組みにおいて対費用効果の高い手法で地球環境問題に取り組むための、セクター別プログラム及び全経済セクターを包含したプログラムを形成し指導する能力を有することになる。条約対応能力構築活動は通常、合意された地球規模の環境上の利益に直接に関連し、また、条約からのガイダンスに合致する場合に、それにかかる全費用を G E F から供与される資格を有している（注 1 2）。

### 3) 短期的な対応策

G E F の活動の大部分は運営プログラムまたは条約対応能力構築活動に直接的に寄与するものであるが、2つのどちらにも関連しないあるプロジェクトがあり、それらの中には資金供与の対象として考慮する必要があるくらい優先性の高いものもある。これらのプロジェクトは、運営プログラムの場合のように戦略的利益やプログラム面での利益を生み出すものではないが、低コストで短期的利益を生み出す場合もある。それは例えば、温暖化ガスの純排出量削減のみを目指す気候変動プロジェクトや、絶滅の可能性が極めて高い種を保全するための緊急方策などである。

## 2 - 2 生物多様性

### 2 - 2 - 1 条約ガイダンス：条約の目的と G E F の目的

生物多様性は経済上、審美上、保健上、文化上重要な利益を提供しており、持続可能な発展の基盤を形成するものである。遺伝子、種、生態系の生物多様性は地球規模で急速に失われつつあり、人類の生存や安寧が脅威にさらされている。しかし、生物多様性の消失の速度は生態系によって異なり、生態系に生息する種の豊富さのレベルもまた様々である。例えば、熱帯生態系には全種の 50 ~ 90 % が棲むと推定されている（注 1）。

しかしながら、生物圏を持続させるという機能において生物多様性がどのような役割を果たしているのかはよくわかっていない。生物多様性の減少した世界で社会的、経済的、生態学的にどのような影響が生じるかについての科学的知見は欠如している。科学者の見積りでは、すべての種のうち分類学的に記載されているのは 15 % 未満にすぎない。特に、生態系内の種の相互依存とある種の絶滅が他の種に及ぼす影響については不十分な知識しかない。生物多様性の消失の速度を緩め、既存の種を持続可能な開発の基盤として保全することは依然として地球規模の主要な課題である。

生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む生物多様性条約（CBD）の採択により、生物多様性本来の価値に加えて、それが進化と生物圏の生命維持機能保持のために重要であることが認識された。CBDは生物多様性が特定の間活動により著しく減少していることを各締約国が懸念していると記し、「生物の多様性の著しい減少又は喪失の根本原因を予想し、防止し及び取り除くこと」（注2）が不可欠であると述べている。また、CBDでは、「生物の多様性の著しい減少又は喪失の可能性がある場合には、科学的な確実性が十分に無いことをもって、そのような可能性を回避し又は最小にするための対策をとることを延期する理由とすべきではない」（注3）と記されている。

GEFは、生物多様性の分野で合意された地球規模の環境上の利益を達成するための支援対策に必要な合意された増加費用を満たすために、追加的・補完的な無償資金と譲許的資金（concessional funding）を提供することを目的とする国際協力メカニズムとして運営される。CBDのもとで達成される地球規模の環境上の利益には、地球規模の生物多様性消失のリスク削減、生態系と生態系に含まれる種の保護の拡大、生物多様性の構成要素の利用の持続可能性の増大が含まれる。

生物多様性の分野におけるGEFの目的は、次のようになる。

「生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。この目的は、特に、遺伝資源の取得の適切な機会の提供及び関連技術の適切な移転（これらの提供及び移転は、当該遺伝資源及び当該関連のある技術についてのすべての権利を考慮して行う。）並びに適切な資金供与の方法により達成する。」（注4）

生物多様性に関連してGEFが資金供与する活動はすべて、生物多様性条約の締約国会議が作成したガイダンスに完全に一致するものである。

## 2 - 2 - 2 戦略的考慮事項

地球規模の生物多様性の利益を確保するため、GEFが資金供与する活動を展開させるための主な戦略的考慮事項は以下のとおり。

- A) 国や、準地域ならびに地域の、持続可能な開発計画と政策に生物多様性保全とその持続可能な利用を組み入れる。
- B) 目標を定めた、対費用効果の高い介入によって生態系の保護と持続可能な管理を助ける。
- C) 可能な場合には、他の対象分野において、また、土地劣化における横断的な分野（特に砂漠化と森林減少）において、地球規模の利益を達成するための取り組みを統合する。

- D) 生物多様性の中でも地球規模の重要性を持つ代表的生態系を含むポートフォリオの開発、
- E) G E F の活動は、受益国が戦略的かつ対費用効果の高い方法で合意された生物多様性の目標を達成するのを支援することを目標とし設計される。

地球規模の生物多様性の利益を持続可能に達成できるか否かは、どの程度、G E F の活動が国主導であるかに大きく依存している。また、当該国における優先度の高い、かつ条約の義務を達成する計画に対応しているかどうか、さらに、当該国の各セクター、経済的、社会的発展に関する政策の枠組み及び計画にどう関係しているにかかっている。

#### 1) 複合分野 土壌劣化

G E F は以下のように生物多様性の問題に関連している土地劣化の活動に限り資金を供与する。

- ( 1 ) 乾燥地、半乾燥地及び地中海性生態系において生物多様性を保護し、持続可能な利用を推進する
- ( 2 ) 砂漠化を防止し、生物多様性を保全するために森林及び林地の持続可能な利用と持続可能な管理を推進する

#### 2) ポートフォリオの考慮事項

地球上の各種生態系をかなり正確に描写しているポートフォリオが開発される(注5)。しかし、生態系の価値とそこにどの程度の種の豊富さが存在するかについては不確実性があり、また、生態系間の関係が不確定であるため、地球規模の代表的な生物多様性のポートフォリオを提供する正確なサンプリング技術を決定するのは困難である。したがって、特定種と固有性の豊富な生態系の潜在的な重要性を認識して、ポートフォリオは生息地を含め、地球規模で重要な生態系を広範に代表する基礎情報から開発される(注6)。代表的な生態系内では、脅威のレベル(沿岸資源及び海洋資源など)、脆弱性のレベル(乾燥及び半乾燥地域、山地地域、及び淡水系など)、国ならびに地域レベルでの優先順位の高い状況に特に注意が払われる(注7、8、9)。

G E F の生物多様性に関する運営は、以下の3つのカテゴリーでプログラム化される。

- A) 多額な資金がG E F から供与される、生物多様性の長期的保護と持続可能な利用のための運営プログラム。

- B) 運営基準に従って作成かつスケジュール化される促進対策活動。
- C) 生物多様性を保全し持続可能に管理する対費用効果の高い機会を提供する短期的対応策。

G E F が資金供与する生物多様性に関するすべての活動は現地及び地域の専門知識の利用を推進する。

### 2 - 2 - 3 運営プログラム

G E F は種と遺伝子を含めた生態系に基づき運営プログラムを開発する。生物多様性管理を生態系の枠組みの中で行うことには科学的な必然性がある。というのも、生態系管理を行うことによって、生態学的な結びつきに関する科学的な知見を、生物多様性の保護と持続可能な管理を達成するための社会・政治的な状況と価値に関する科学的な知見に統合することができるからである。生態系アプローチでは、種と遺伝子プールを含めた生物多様性の構成要素間の相互関係を考慮して生物多様性を管理することも可能になる。生態系の保護と持続可能な管理に必要なのは、長期的なコミットメントと、国レベル、地域レベルあるいはその双方における政策プログラムの調整やプロジェクトへの介入である。さらに、より広範な経済・社会・文化的文脈に生物多様性管理をうまく統合することもまた必要である。

#### 1) 4つの運営プログラム 乾燥・半乾燥生態系、沿岸・海洋・淡水生態系、森林生態系、山地生態系

生物多様性の長期的な保護と持続可能な利用のための運営プログラムは、まず、乾燥・半乾燥生態系、沿岸・海洋・淡水生態系、森林生態系、山地生態系について開発される。これらの生態系を選ぶに当たっては、条約の締約会議のガイダンスに完全に従い、種の多様性、固有性、脅威の程度の基準に基づいて選択された。

これらの運営プログラムでは以下の事項を考慮する。

- 地球の生物多様性に関する目的を達成するにあたって、地球の生物多様性の重要性を代表し、互いに捕捉しあう一連の生態系を基礎に、体系的に進めること。
- 合意された地球規模の生物多様性に関する利益を達成するための国際間、セクター間、機関間の活動の調整を含め、国の各種活動を統合するシステムの設計と実施のための実際的な組織化の枠組を提供すること。
- 戦略的かつプログラムごとの効果を生み出す協働的な活動をさらに開発するための基盤を提供すること。

- G E F の生物多様性に関する活動の有効性を計画的にモニターし、評価する実行可能な基盤を提供すること。

他の生態系についても、条約の締約会議のガイダンスに従って追加的な運営プログラムを開発することができる。

4 つの生態系（乾燥・半乾燥生態系、沿岸・海洋・淡水生態系、森林生態系、山地生態系）の該当地域などの詳細説明は、省略する。

## 2) 運営プログラム開発の際の考慮事項

各運営プログラムの枠組の中で、国主導で行う地域別の活動が決定される。また、各運営プログラムに含まれる各種対策は、以下の二種類の対策に大別できる。

1. 長期的な保護
2. 持続可能な利用

どのような活動を行うかを決定する際の他の考慮事項としては、3．根本原因と政策、4．利害関係者の関与、5．対象を絞った研究（targeted research）がある。

## 3) 生物多様性保全活動

初期段階の運営プログラムでは、生物学的に重要な指定地域を含めた保全地域内とその周辺での「*in situ*」(生息域内)活動に重点が置かれ、生態系の代表性と補完性が探求される。これらの取り組みは、生物多様性条約第7条で特定されている、国の優先順位の高い地域と、他の国際条約やこの問題に関する国際的プログラム(注17)の下で実施された科学的評価の結果を考慮する(注10)。各国は、重要な文化遺産などを含む、他の潜在的に重要な生物多様性保護区についても、境界を定め、識別し、保全するための支援を求めることができる。

保全活動には、直接の管理介入、資源利用の計画策定、保護地域内と周辺での生計を確保する持続可能な発展の代替案の推進、がある。活動は保護地域をより大きな景観または海の風景への組み入れることを求める。さらに、緩衝地帯に移住を引きつけることによって、保護地域の生物多様性への脅威が悪化するという事態を回避するために、総合的な保全・開発プロジェクトに注意が払われる。

長期的な生物多様性保護を確保するための運営プログラムの枠組内での活動には以下のものが含まれる。

- 保護地域の境界線を決定し、それを官報で公表し、保護地区を強化し拡大する活動。
- トラストファンドを含め、経常費用の供給を確保するための、長期的な生物多様性保護のための長期的な資金供与のメカニズムを確立する活動。
- 保護地域周辺の保全と開発を統合したプロジェクトの開発。
- 生物多様性の保全と持続可能な利用に合致し、地域社会、先住民、および社会の他のセクターによる、緩衝地帯の管理を含めた自然資源を管理するための参加型計画の創設。
- 地元や先住民の共同体の代替的な生活に関連した実証プロジェクトの開発。
- 生物の目録作成、迅速な評価、影響測定、ギャップ分析のための技術（地理情報システムなど）の、保護地域が含まれる指定保全地域の統合された計画と管理への適用。
- 保護地域の管理を担当する政府機関のスタッフ研修の支援。

#### 4) 生物多様性の持続可能な利用

生物多様性保全の取り組みが成功するか否かは、景観全体がどの程度うまく管理されているかで決まる。保全地域のみでは、ある地域のあらゆる種を保全することは不可能である。生物多様性の保全と持続可能な利用は、保護地域を含めた指定保全地域の外でも達成されなければならない。自然の周辺地域や修復された周辺地域の管理に組み込まれなければならない。その利用には、厳格な保全地区を全面的に保護することから、保全を緩和する様々な形態の利用や、集約的な農業・林業・家畜生産と都市開発などの全面的な利用まで、様々な可能性がある。高度な多様性と固有性をもつ地域で脅威の下にあるユニークな生息地を回復し再生することも、保全と持続可能な利用に貢献する。ある経済活動の生産セクター内での生物多様性の管理を伴う活動は、長期的な持続可能性につながる可能性が高い。というのは、生産部門は生物多様性の消失の根本的な原因に取り組む一助となるからである。林業、農業、漁業、観光業などのいくつかのセクターは生物多様性の資産を利用して行われる。

生物資源の保全と持続可能な利用のための活動の増加費用（incremental costs）は、国の政策と規制の枠組内かつ運営プログラム文脈内で開発される。その内容は以下のとおりである。

- 生物多様性の保全と持続可能な利用という目的の、土地利用と資源利用管理計画への統合。
- 経済活動が自然資源の利用に与える悪影響を最小化するための規制の枠組とインセンティブシステムの確立
- 生物多様性資源の持続可能な管理と利用のための技術へのアクセス、移転、共同開発の促進

- 持続可能な収穫と販売制度の開発と実施を含め、木材以外の林産物、栽培・飼育種の野生の同じ系統種、及び農業生物多様性関連の製品などの天然産物の持続可能な生産と利用の促進
- 環境的に持続可能な自然を基本にした観光業の開発
- 地元の共同体、先住民グループ及びその他の社会セクターによる、緩衝地帯の管理を含めた、自然資源の持続可能な管理のための参加型計画
- 生物多様性の保全と持続可能な利用に合致した、地域共同体に代替的な生活を提供する統合されたパイロットプロジェクト

生物資源の持続可能な利用は、生物資源の長期的な保全のための必須条件である。しかし、ほとんどの場合、生物多様性の保全と持続可能な利用への革新的なアプローチが生態系、生息地、種または遺伝子プールに及ぼす影響を正確に予測することはできない。さらに、自然資源の過剰収穫と破壊を導くような誤ったインセンティブを導入してしまうリスクも大きい。野生生物や木材以外の林産物などの天然資源の収穫活動の持つリスクは特別である。従って、農業、林業、漁業において生物多様性を劣化させない持続可能な利用方法の開発は優先的に実施されなければならない。そのためには、収穫レベルと方法が必要に応じて調整できるよう、持続可能な利用の活動には、種の選択、生物資源の現在の出現数・密度・他の人口パラメータに関する情報、収量に関する研究と再生に関する調査、収穫による実際の影響に関する綿密なモニタリングが必要である。

## 5) 根本原因と政策

生物多様性の消失は直接、間接の原因により起こる。これらの原因は複数でありかつ相乗的である。生物多様性の消失の根本原因すべてに取り組むことはG E Fの権限と能力を超えている(注11)。しかし、受益国は、因果関係の要因の範囲と重要性、さらに生物多様性消失においてそうした要因が果たす役割とその改善方法を突き止めなければならない。例えば、経済や社会開発政策を適切に調整することにより、生物多様性保護問題の対費用効果の高い、長期的な解決策が提供される場合がある(注12)。G E F自身が注力するのは、生物多様性の消失の近接的な原因及び中間的な原因への取り組みになるが、実施機関による各国への通常支援と意識啓発プログラムを通して、生物多様性の根本原因への取り組みが実施される。

運営プログラムの文脈の中で、G E Fが資金供与する活動には以下のものが含まれる。

- 生物多様性消失の主要な原因(近接、直接、根本)、これらの原因に関する意識を啓発する活動、これらの原因に取り組む実現可能な活動の識別と分析。
- 意思決定のための分析ツール(例えば、評価、指標、影響評価)の適用、根本原因に

取り組むためのパートナーシップの推進、優良事例を含めた情報の普及と体系的な共有、実施機関の主流の活動に生物多様性の問題の統合。

- 人材開発を含めた能力向上（キャパシティ・ビルディング）などの強化対策（remedial measures）、経済的・社会的政策の移行、法的・制度的・規制的制度の導入と強化の実施を支援し、農業、漁業、野生生物と水の管理、観光、その他の関連セクターへの生物多様性保全の組み込みを推進するための増加的投資と技術的援助。
- 生物多様性の保全と持続可能な利用のための経済的インセンティブを含め、革新的な対策の導入（注13）。

## 6) 多様な利害関係者の関与と社会問題

貧困、社会開発、持続可能な生活、共有財産資源（common property resources）へのアクセスの問題は、生物多様性の保全と持続可能な利用に密接に関連している。影響を受ける利害関係者（先住民を含む）の参加は、地元住民が保護地域内と隣接している周辺地域に居住している場合は特に重要である（注14）。GEFの生物多様性活動に対して地元民の関与が意味を持つのは、そうした人々が社会的・文化的・経済的な文脈での知識と、生物資源への彼らの影響に関する知識を持っているからである。地球規模の生物多様性の目的において、多様な社会構成者の効果的な参加を得るための戦略を立案する際の重要な要因には、土地とその他の資源へのアクセス、争いの管理に関連するガバナンス・システム、利益の配分と重要な資源の保全に関する説明責任、人口構成や、ジェンダーの役割、人類と環境の相互作用に影響を及ぼす社会組織プロセスなどがある。

GEFの活動は、生物多様性プロジェクトの地域共同体による管理に、参加型アプローチを実践して得られた教訓を組み込むものである。それには、社会ニーズが設計の際に組み込まれた保全と開発の統合プロジェクト、資源の共同管理（資源管理における各利害関係者の責務を規定する政府との契約や交渉を通じて実施する）、地元のグループとNGOへの管理の委任が含まれる。地元NGO、国内NGO、国際NGOは、利害関係者の参加の促進と、科学的・技術的研究、インベントリ、社会評価、地域共同体に根付いた活動を実施するにあたって、必要とされる専門知識を提供するという重要な役割を果たしている。

## 7) 対象を絞った研究

GEFは情報収集、分析、普及を含めた、対象を絞った研究に資金を供与するが、それはあくまでも運営プログラムの文脈の中でそれらが実施される場合に限られる。その研究は以下の考慮事項を指針とする。

- 生物多様性には地域に固有のものであるため、ベースライン研究、インベントリ作成、モニタリングは、受益国において、運営プログラムの枠内で地域別活動の展開に役立つよう支援される。
- G E F は受益国で条約の目的を達成する活動の展開を支援するため、保全と持続可能な利用方法に特別に重点を置き、生物多様性の応用研究で戦略的に重要な取り組みに協調融資をする際に促進、あるいは補完する役割を果たすことができる。
- 生物多様性をモニターし、その保全と持続可能な利用のための計画立案をするために、多くの受益国では現代的な情報テクノロジーの利用を含め、分析ツールと方法の適用に際して支援が必要である（注15）。

生物多様性における目標設定研究の潜在的な分野には、例えば、迅速な（生態学的 / 生物学的）評価方法の実施、農業・林業・漁業での持続可能な資源利用のための技術適用、保護地域を含めた保全地域の管理における社会的側面の導入、既存の生物多様性研究とモニタリング施設への援助などがある（注16）。G E F の資金は、基礎研究に資金供与したり、新規の研究施設を創設することには使われない。G E F は研究の経常費用にも資金供与しない。

#### 2 - 2 - 4 条約対応能力構築（Enabling Activities）活動

「条約対応能力構築」の概念は生物多様性条約の締約国会議で正式に採用されたものではないが、2 - 1 で前述したように、生物多様性に直接に関連するものであり、条約では優先順位の高い活動として認識されている（注17）。

生物多様性における条約対応能力構築活動は、条約の目的を達成するために必要な有効な対応策の立案と実施のための基底を成すものである（注18）。条約対応能力構築活動は、受益国が条約に述べられている国の戦略、計画、プログラムを開発し、また、生物多様性の構成要素のみならず、生物多様性の保全と持続可能な利用に対して多大な悪影響を及ぼす過程と活動も識別するのに貢献する。条約対応能力構築活動には通常、情報のレビューと評価が含まれ、受益国が自国の有する生物多様性の資産と問題の本質と範囲とをよりよく理解し、生物多様性の持続可能な管理と保全に関する選択肢をより明確に認識するのに役立つ（注19）。条約対応能力構築活動には受益国主導の活動への支援が含まれる。その活動とは、新規の研究を行う代わりに、国の計画や研究をもとに既存の生物多様性の現状を調べたり、或いはインベントリを作成したりするというものである。また、条約対応能力構築活動には生物多様性の保全と持続可能な利用に関する選択肢の識別と優先順位の確立、国の戦略や行動計画、領域計画などの生物多様性計画策定の実施を準備し展開すること、条約への国別報告を通して行う情報普及も含まれる（注20）。

多くの国々が計画策定に活用できるかなりの量の有益な情報と多数の生物多様性の評価

結果をすでに有している。さらに、生物多様性の保全と持続可能な利用の計画を策定するための様々なアプローチと事例も存在している。受益国内と援助機関間でそうしたイニシアティブ間での協働と調整とを推進することが不可欠である。条約対応能力構築活動が各国にどのように行動すべきかという基礎情報の提供を目指している場合、条約対応能力構築活動は通常、増加的と見なされ、全額費用の弁済（full cost reimbursement）に基づいて資金供与される。地球規模の目的に照らした国内やセクター別の計画、プログラム、活動をさらに展開するための支援は、増加費用資金供与（incremental cost financing）に基づく。

条約対応能力構築活動のフォローアップとして、締約国の中には合意された活動を実施し、制度的、法的枠組を設立・強化するために、あるいは生物多様性保全のための行動指向型の研究を実施するために、さらなる能力向上（キャパシティ・ビルディング）が必要な国もある。こうしたフォローアップのための能力向上（キャパシティ・ビルディング）は運営プログラムの文脈の中で行われる。

運営基準は以下の目的のために開発される。

- 生物多様性の分野における条約対応能力構築活動の様々な構成要素の範囲、順序、深さ、コスト基準を設定する。
- 受益国内の条約対応能力構築活動を準備し、討議し、実施するための推奨プロセスの輪郭を描く（注21）。
- G E F の支援規定のための条件、既存のまたは進行中の支援への補完性、条約に関連した計画や報告の準備という任務への焦点を記述する。

#### 2 - 2 - 5 短期的対応策

提案された活動が、運営プログラムの絶対必要な部分ではないが十分に対費用効果が高いもの、あるいはG E Fの緊急の必要性への対応を可能にするもの、或いは時機に応じた方法で見込みのある国主導の機会をとらえたもの、であれば支援の適格性がある。そうした活動を、その費用が比較的安く、結果が比較的明確で、その緊急性または優先性に問題がなければ、それらが合意された運営プログラムの一部ではないからといって、拒絶するのは賢明ではない。

短期的対応策のもとでの活動案の考慮事項の指針となる運営基準には、以下のものが含まれる。

成功の可能性：

プロジェクトはそれが優れた計画に基づいた、実現可能なものであることを実証しなければならない。技術面での質と適切さ、さらに、当該国の政策とプログラムの枠組がどの程度プロジェクトを支えるものとなるかに関する評価を裏付けるものが必要であり、その

ために S T A P の助言が求められる。短期的対応策のモニタリングと評価のための影響指標が開発される。

対費用効果性：

生物多様性の活動のために、対費用効果性の有効な定量的規範はほとんど存在しない。そうした規範がない場合、期待される生物多様性の利益に関連して発生する費用の性質と重要性とを評価するための情報が提供される。

脅威、脆弱性または緊急性の程度：

ある種や生態系（例えば、熱帯林、沿岸・海洋生態系）に対する既知の差し迫った脅威、または脆弱性の程度（例えば、乾燥・半乾燥地域、山地地域）に基づいて、極めて緊急性が高い場合には、介入が考慮されることがある（注 2 2、2 3）。

便宜主義：

各種の要因が偶然重なった場合に、それを好機ととらえて G E F の介入が検討されることがある。それは例えば、国際的な協力のもとで国や地域レベルの緊急の問題に取り組むことができるような政策環境が当該国にできあがったときなどである。

実証価値：

生物多様性に関する活動を実施するための革新的なアプローチ（例えば、経済的インセンティブの革新的な利用など）は試される必要がある（注 2 4）。

短期的な対応策は、運営プログラムの枠組の中で展開された活動と同じように、国の主導で国の計画や戦略に一致したものとなり、経常費用をまかなえるようなシステムの設立を伴う場合もある。また、生物多様性の便益を持続可能にするための対策の支援を受ける。

短期的な対応策として適格性を有する活動には次のようなものがある。絶滅の危機に瀕した、あるいは絶滅の危険のある種や生態系に焦点を絞った活動、移動種への直接の脅威を削減する活動、生物多様性の消失を招く各種リスクを減らすための各国の活動や予見できない国際協力の機会を実現するためのプログラム。今後、短期的対応策が新規の運営プログラムの開発に寄与する可能性もある。

## 2 - 3 気候変動

### 2 - 3 - 1 条約のガイダンス - 条約の目的と G E F の目的

はじめに

1994年3月に発効した国連気候変動枠組条約（UNFCCC）は、地球の気候における変動とその悪影響が人類の共通の関心事であること、また、すべての国々による可能な限り広範な協力が求められていることが国際的に認知されたことを示すものである。この条約は、気候変動に対処するための種々の対策はそれだけで経済的にも成り立ち、かつ、その他の環境問題を解決するのにも役立つという認識に立つ一方で、開発途上国をはじめとするあらゆる国が持続可能な社会・経済発展をなし得るためには資源へのアクセスを必要としているということにも合意している。途上国が持続可能な発展に向けて前進し、それに伴ってエネルギー消費量が増えるにつれて、途上国は一層高いエネルギー効率を達成し、温室効果ガスの排出を防止する方法を考えなければならない。そうした方法とは例えば、経済的にも社会的にも有益な方法で新技術を利用することなどである（注1）。

UNFCCCの目的は、人為的干渉によって気候系が危険にさらされることを防止できるレベルに大気中の温室効果ガス濃度を安定させることである。このレベルは、生態系が気候変動に自然に適応することができ、食糧生産が決して脅かされず、経済発展を持続可能な方法で推進するのに十分な期間内に達成されなければならない（注2）。

GEFは、気候変動の分野で合意された地球規模の環境上の利益実現を目指して、各プロジェクトの合意された増加費用に充当するための新規及び追加的な無償資金と譲許的資金（concessional funding）の提供を目的とする国際協力メカニズムとして運営される（注3）。この気候変動に関するGEFの運営戦略は、適格性のある国々がUNFCCCの目的の達成に資するうえで、どのようにUNFCCCのガイダンスに従って支援できるかを示したものである。

## 条約からのガイダンス

気候変動の分野に関するGEFの運営戦略は、気候変動枠組条約（UNFCCC）の締約国会議（COP）の政策ガイダンスを取り入れている。気候変動の分野においてGEFが資金供与する活動はすべて、気候変動枠組条約の締約国会議が作成したガイダンスに完全に一致するものである。

条約の文脈： 条約の最新のガイダンスは1995年3月28日から4月7日にベルリンで開かれたCOP1で作成されたものである。COP1は適格性基準、プログラムの優先順位、資金メカニズムの方針に関して最初のガイダンスを作成し、資金メカニズムの運営を暫定的にGEFに委任している（注4）。GEFは運営戦略の策定に関してCOP1からの追加的なガイダンスを要請した（注5）。ある具体的要請への対応として、COP1は以下を承認した。

「（GEFの）報告書のパラグラフ9（c）に記載されている混合戦略（mixed strategy）これは、プロジェクトの選択に当たって、二種類のプログラム優先事項、すなわち長期プロ

グラムの優先事項または短期プログラムの優先事項のいずれかに合致すれば選ぶという戦略である」(注6、7)

気候変動に関する運営戦略では、長期運営プログラムと短期運営プログラムの両方を規定しており、それは条約からのガイダンスに完全に一致するものである。

条約の文脈以外： UNFCCCの資金メカニズムによって資金供与を受ける適格性があるのは開発途上国のみである。GEFが条約の資金メカニズムの外で支援を行う場合、GEFはそうした支援をUNFCCCのCOPが作成したガイダンスに完全に一致させる(注8)。

### 2 - 3 - 2 GEFの資金供与活動

GEFが資金供与する気候変動の分野での活動の全体的な戦略的目標は、気候変動のリスクあるいはその悪影響を減少させることによって、気候変動がもたらすダメージを最小限に押さえるための持続可能な対策を支援することにある(注9)。GEFが資金供与するのは、適格性のある受益国での、合意された適格性のある、促進対策活動、緩和対策活動、適応活動である。

条約対応能力構築活動(Enabling activities)：

条約対応能力構築活動とは、有効な対策措置の実施を支援するもので、GEF活動プログラムの優先順位では、「当初期間は、条約対応能力構築活動に重点を置くべきである」と決められている(注10)。これら条約対応能力構築活動の中には、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の第12条1に基づく国の義務(国別報告書の作成)を支援する、「合意された費用の全額(agreed full cost)」が資金供与される活動があり、また、その他の義務を果たすための「合意された増加費用の全額(agreed full incremental cost)」が資金供与される活動もある(注11、12)。

緩和対策活動(Mitigation measures)：

これは人為的排出源からの温室効果ガス排出を削減したり、あるいは結果として削減をもたらしたり、またはシンクによる温室効果ガスの吸収を確保・増大させる(その結果、気候変動のリスクを減少させる)対策を指す。GEFは、長期プログラムの基準、または短期プログラムの基準のいずれかを満たす、合意された緩和活動を支援することによって、国別プログラムが実施されるのを支援する(注13、14)。

適応活動(Adaptation activities)：

これは気候変動の悪影響を最小限に抑える活動である。まず、GEFは「国別報告書作成の文脈で行われる適切な適応活動に対し、合意された費用の全額」を提供する(注15)。

これらはCOPが概略を示した「第1段階（Stage I）の適応活動」である（注16）。第1段階を越えた適応活動に対して資金供与するか否かは、COPからのガイダンス次第である。中期的、長期的にはGEFはガイダンスに従い、さらなる能力向上（キャパシティ・ビルディング）など、UNFCCC第4条1(e)で述べられている適応の準備のために行われる、合意された適格性のある活動と、保険などの適切な適応を促進する活動、さらには第4条1(b)と第4条4で述べられている他の適応対策に対して資金供与を行うこともある。

こうしたGEFの活動に対する運営基準は、この運営戦略とGEFの方針に従って作成される。GEFが資金供与する活動の初期のポートフォリオには以下が含まれる。

- 長期的対策。これには、長期の緩和プロジェクトと、有効な対応策の実施を促進するための条約対応能力構築活動が含まれる。これらの対策は各国の主導で行われ、GEFの運営プログラムの文脈で準備される。
- 特に国別報告書の作成を支援する条約対応能力構築活動。これには、第1段階の適応活動が含まれる。これらは各国主導であり、GEFの運営基準に従って準備され、計画される。
- 短期的な緩和プロジェクト。これらは各国主導であり、GEFの運営基準に基づいて個別に承認される。

GEFのポートフォリオの多くは、まず、条約対応能力構築活動に重点が置かれる。GEFがこの基盤をもとに活動を進めるに従い、徐々に他の種類の活動に重点が移っていく。結局、長期的な対策がGEFの気候変動ポートフォリオの中心を占めるようになり、国別報告書作成を支援する条約対応能力構築活動の割合は比較的小さく、縮小していく。短期的な緩和プロジェクトがポートフォリオに占める割合はごく小さい。それは、長期的対策を運営上の重点としておくためである。

実現可能な限りにおいて、プロジェクトは他の対象分野における地球規模の環境上の目的を満たし、土地劣化も予防・管理できるよう計画、実施されるものとする。

### 2 - 3 - 3 土地劣化

乾燥地の土壌劣化とバイオマスの燃焼は、地球全体にわたり温室効果ガスの主要排出源である。長期的な、あるいは頻繁に発生する旱魃、さらに土壌劣化は炭素を貯蔵する土壌の能力を蝕んでいく。頻繁に行われる大規模なバイオマス燃焼は、植生や樹木に貯蔵された炭素を減らして、炭素の排出を増やし、また土地劣化の原因ともなりうる。このため、気候変動の分野におけるGEFの活動では、土地劣化の問題も考慮される（注17）。

以下はこの目的を達成する活動の例である。

- 薪炭材の持続不可能な利用を減らすのに役立つ、農村部での再生可能エネルギープロジェクト（照明・温水・調理・水の汲み上げに太陽光・風力・バイオマスエネルギーを利用するプロジェクトなど）と、エネルギー効率プロジェクト（薪炭材を燃焼するコンロの効率を改善するプロジェクトなど）。
- バイオマスを持続可能な方法で生産・収穫・活用するために、劣化した土地とバイオマス被覆を再生する、GEFの生物燃料の活動。
- GEFの資金供与を受ける適格性があり、かつ気候変動防止のために必要となるあらゆる追加的な土壌保護対策を調査し立案する第1段階の適応活動。
- バイオマスと土壌における炭素貯蔵量を増やし、土地劣化、特に砂漠化と森林減少の予防や防止に役立つ、炭素吸収源（sink）の保護・改善・再生プロジェクト。

## 1) 長期的対策

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第1作業部会は、温室効果ガスの気候に対する影響を決定するのは、いつそれが排出されるかよりも、経時的な排出量の蓄積であるということを経験してきた。この問題に応えるのが、長期的な緩和対策である。

GEFが資金供与する長期的対策は運営プログラムの文脈の中で作成される。長期的な影響を及ぼすように計画された気候変動の分野での運営プログラムは、科学技術諮問パネル（STAP）の分析的枠組み（Analytical Framework）に概説されているアプローチ案の一部に基づいている（注18）。STAPは費用削減を誘導する戦略として「バックストップ」技術の推進を勧告した。これは、再生可能エネルギー技術など、温室効果ガスの排出防止に長期的に必要な技術である。STAPは次のように記している。「GEFにとって重要なのは、(a)（バックストップ技術の）現在の費用のみならず、(b)将来的に当該技術の費用が低減する見込み、そして(c) GEFが費用低減のためになしうる貢献である」。

STAPの勧告に従って、必要な技術のための市場を拡大、促進、統合し、更にそうした技術の管理と活用方法を改善し、それによって採用と普及を加速するよう運営プログラムが展開される。運営プログラムの重点は次の2点である。(a) 気候配慮型の、商業的に成立可能な技術の実施への障壁を除去すること。(b) まだ商業的に成立可能ではないが見込みのある技術を商業的に成立可能にするために、その技術のコストを下げること。

## 2) 技術の実施に対する障壁の除去

GEFは、障壁を取り除き、商業的に利用可能で気候配慮型の技術や方策を国内または地域内に幅広く普及させるために、開発銀行や他の開発機関と協力して、文化、制度、行政、技術、政策、資金、学習の各プロセスに貢献する。「障壁を取り除く」ということは、運営面で持続可能性を推進するということではなければならない。これは単に障壁は残したまま、それを克服できるようにいくつかのプロジェクトを助成することを意味するので

はない。G E Fの活動には主として、内発的な能力の構築、一般の人々の意識啓発、技術と対策の実証と普及が含まれる。学習にかかった費用など、障壁を取り除くための費用は増加費用とみなされる。

障壁の例として次のようなものがある。価格のひずみ、規制的な障壁や偏見、情報の欠如、不十分な管理能力、従来にはなかった種類のプロジェクトの分析能力欠如、代替技術の技術リスクが本来のリスクよりも高く認知されていること、高い取引費用、高い初期費用（償却が不可能、融資を得る機会が乏しい）、アプロプリエーション効果（appropriation effect）（費用を負担する機関が投資の利益を取り戻せない）などが含まれる。

### 3）有望な技術のコストの低減

気候配慮型で見込みのある技術の生産コストや実施（取引）コストの低下を誘導することは、そうした技術を経済的に成立可能なものにするのに役立つ。G E Fの活動は、そうした技術の市場を、コスト低減が実現できるような規模や市場開発の見込み、流通チャネルの奥行きを持った市場へと近づけていくのに役立ち、結果としてその技術を使うプロジェクトが経済的に成立する日の来るのが早まることになる。地元の生産能力をこれまで以上に活用することで大幅な費用低減が可能な場合は、G E Fは技術移転や、地元からの調達や適切な産業インフラの開発を目指す。投資や投資前の関連作業、技術援助の一部がG E Fの資金の対象となる。国の持続可能な開発ニーズを満たす気候配慮型の対策にかかるコストとベースラインの対策コストとの差が増加費用部分とみなされる。

#### 2 - 3 - 4 運営プログラム

上述したどちらの場合でも、運営プログラムに従って、プログラムの目的を達成するために資金供与の対象となる対策と技術が特定される。運営プログラムは、投資、能力向上（キャパシティ・ビルディング）、技術援助、対象を絞った研究（targeted research）、市民参加、促進対策活動が展開される文脈を提供するものであり、これらはすべて有効な対応策の実施を促すことを目的とする。

G E Fは合意された増加費用に対し、無償資金を供与する（注19）。長期的には、G E Fは他の形の資金援助方法によって、より大きな触媒的な役割を果たすこともできる。特に商用技術や対策の実施を加速する運営プログラムに関連して、このような役割を果たすことができる。例えば、農村部の再生可能エネルギーによる電化が成功するか否かは、画期的な資金供与手段の有無に大きく左右される。将来的には、譲許的な条件付貸付、信託資金（trusts）や回転資金、特定の緩和活動に関連するリスクに対する貸付保証、一時的な資本参加など、G E Fは他の形態の資金供与方法を有効に活用できるようになるかもしれない。もちろん、こうした援助が多国間銀行など他のチャンネルからの援助を補完する

ものであり、実際に触媒的役割を果たせることを、ある程度細部にわたってGEFは示す必要がある。しかし、評議会が資金供与方法を改定あるいは修正するか、追加的な資金供与方法を承認するまでは、プロジェクトを支援する形態は増加費用に対する無償資金供与に限られている（注20）。

UNFCCC第4条1には、GEFの支援を必要とする国を含め、すべての締約国の果たすべき義務（コミットメント）が列記されている。第4条1の義務（コミットメント）は、排出源からの人為的な排出と吸収源による除去、緩和と適応、関連するあらゆる経済セクター、モントリオール議定書で管理されないすべての温室効果ガス、様々な種類の対策に関わっている。今後、初期の運営プログラムに組み込まれていない問題についての追加的な運営プログラムがGEF評議会に提案されることになる。こうした追加的なプログラムは、条約の締約国会議からのガイダンスに一致し、技術的に最も見込みがあり、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）とSTAPの最新の科学技術評価に合致しており、プロジェクトの目的を達成する解決策が対費用効果の高いものであり、GEFの他の運営原則と戦略目的に一致するものとなる。

運営プログラムの開発は、実際の行動を通じて学ぶことを重点とするダイナミックなプロセスである。受益国とGEF実施機関からは有効な対策についての教訓を得ることができる。プログラムは修正され、そこから得られた洞察は一般化され、認知された優良事例は新しい文脈で適用されるようになる。将来の運営プログラムには、FCCC第4条1に従い、国別報告書で各国が確認する対策も盛り込まれるようになる。直近の問題としては、プログラム開発には制約がある。それは、補給期間（replenishment period）に利用できる資金と、GEF、GEF実施機関、受益国それぞれのプロジェクトを開発し実施する能力である。

技術評価レビューに基づき、3種類の最初の運営プログラムが提案された。このレビューには、GEFのために最近行われた新エネルギー技術で期待されるコスト低減に関する研究などが含まれる（注21）。これらのプログラムは締約国会議が作成したガイダンスとIPCCの最新の研究結果に一致している。

最初に開発される3つの運営プログラムは、以下の通りである（注22）。

- 省エネルギーとエネルギー効率化に対する障壁の除去
- 障壁の除去と実施コストの低減による再生可能エネルギーの採用の推進
- 温室効果ガスの排出の少ないエネルギー技術の長期的コストの低減

#### 1) 省エネルギーとエネルギー効率化に対する障壁の除去

この運営プログラムの目的は以下の通りである。

- 経済費用が最も少なく、商業的に確立された、あるいは新規に開発されたエネルギー効率の高い技術の大規模な利用・実施・普及に対する障壁の除去と、温室効果ガスの排出削減をもたらすことのできる、より効率的なエネルギー利用の推進。こうした方策には、特に基幹材料産業・輸送・家庭の各部門でのデマンドサイドマネージメントの拡大、総合資源計画策定と管理能力の確立と強化、こうしたプログラムを支える法令・規制・政策の改革の奨励が含まれる。
- 費用の回収を実証し、多国間開発銀行を含め主要な資金援助を促進することで、「win-win」プロジェクトの持続可能性が確保されるように支援する（注23）。
- 発展途上国で省エネルギーとエネルギー効率化を広範に適用するために必要な学習プロセスを促進する。

この運営プログラムの中で、それぞれの市場での障壁が特定され、そうした障壁を撤廃するための方策が提案される。プログラムによって得られる利益は、障壁撤廃後の「win-win」プロジェクトの実現である（例えば、需要サイドと供給サイドの両方の対策を実施できるエネルギーサービス機関の設立と強化をGEFが促進することができる）。エネルギー効率の高い技術に対する障壁の除去に要する費用が増加費用である。実施に対する障壁の除去を目指す対策には、評価と分析、情報普及と意識構築、制度改革と制度強化、政策調整、計画立案、法制・規制対策が含まれる。この運営プログラムでは、特に、以下のことが必要である。

- 障壁によって阻まれている省エネルギーとエネルギー効率化に関する技術やプログラムの経済規模を評価する。
- そうしたプロジェクトが温室効果ガス削減に貢献できる度合いを見積もる。
- あらゆる障壁、特にエネルギー価格の歪みを明らかにする。
- 障壁を撤廃するための具体的な方策を提案する。
- 障壁の除去費用を見積もる。
- GEFの支援が終了した後も、「win-win」プロジェクトの利益は持続可能であることを実証する。それには適切に費用が回収されることの実証を含む。
- 必要な資金量と期間を見積もる。
- プログラムから得られる利益をどのようにモニターし、評価するかを決定する。

## 2) 障壁の除去と実施コストの低減による再生可能エネルギーの採用推進

この運営プログラムの目的は、実用化されている、あるいは実用化に近い再生可能エネルギー技術の利用に対する障壁を取り除くことと、利用量が少ない、あるいは、分散して利用されているために高額になっている再生エネルギー技術の実施コストを低減すること

である。

そうした再生可能エネルギー技術の例には、太陽光（系統連結型と独立型の両方）、農業残滓の燃焼による熱と電力の生産（バイオマス残滓を使う蒸気ボイラーなど）、生物燃料を使う他の技術、廃棄物処理に関連するメタンガス排出防止技術、風力発電などがある。支援対策には、組織改革や画期的な資金供与が含まれる。

この運営プログラムの中で、以下が必要である。

- 再生可能エネルギー資源（例えば、風力、太陽光、バイオマス、マイクロ水力）に関するデータと、再生可能エネルギー技術と代替技術に関する費用データを基礎にした、「win-win」の再生可能エネルギープロジェクトの経済規模を地域別に評価する。
- 対費用効果の高い実施を阻害する障壁や高い実施コストの程度を見積もる。
- そうしたプロジェクトを完全に実施した場合の温室効果ガス削減効果を見積もる。
- 費用が適切に回収されることを実証する。さらに、今後、GEFによる障壁除去と実施コスト低減の支援が終了した後に実施される同様の再生可能エネルギープロジェクトが持続可能であることも実証する。
- 必要な資金量と期間を見積もる。
- プログラムから得られる利益をどのようにモニターし、評価するかを決定する。

エネルギー価格の歪みを含め、再生可能エネルギーの利用に対するすべての障壁を明らかにし、障壁を撤廃する具体的な方策を提案し、障壁の除去に要する費用を見積もることが必要である。障壁の除去に加えて、技術の実証と費用回収原則の選択的実証を通じた、実施コストの低減も必要になるかもしれない。需要を刺激し、それによって規模の経済による利益を実現するためには、設備購入の増加費用に対してGEFの無償資金が必要な場合がある。というのは、十分な需要がなければ、単価が低減されるだけの支援を地元の取引業者から得ることや、販売インフラが拡大することを見込めないからである。

### 3) 温室効果ガスの排出が少ないエネルギー技術の長期的コストの低減

この運営プログラムは、まだ普及していないがコストが低く、代替技術となる見込みの高い技術のコストを低減することを目指している。その目的は、それらの技術を学習と規模の経済によって広く利用されるようにして、製品コストに商業的な競争力を持たせることである。したがって、実施されれば、規模の経済によってそのコストが大きく低下する技術を特定することが必要である。照度の高い地域のための太陽熱発電、系統連結型家庭用太陽光発電機器、先進型バイオマス発電と燃料技術、燃料電池、先進型化石燃料技術など、実証済みだが未成熟な技術が特にこのアプローチに適している。この運営プログラムの第一段階は、STAPの助言を得ながら、提案された技術をレビューすることである。

それによって、この技術を技術的に健全なものとする基本的な研究と開発がすでに完了していることを確認する。

プログラムから得られる成果は、有望な技術の応用コストの低減である。G E Fが資金援助をするのは、特定された技術の利用を進めるプロジェクトの増加費用の部分である。各技術については、以下のことが必要である。

- 科学技術的な考慮事項、受益国での資源基盤、持続可能性と再現可能性の見込みに基づいて、気候変動の緩和対策の候補として、その技術を選択したことの正当性を示す。
- コスト低減の目的を明示する。
- プログラムの目的達成に必要な資金供与のレベルを見積り、必要な能力向上（キャパシティ・ビルディング）、対象を絞った研究（targeted research）、投資ニーズを特定する。
- G E Fのプログラムの影響を評価する。
- 活動に必要な資金量と期間を見積もる。
- プログラムから得られる利益をどのようにモニターし、評価するかを示す。

この運営プログラムの適用がまず検討されるのは、こうした技術が化石燃料に直接にとって代わる国々である。しかし、対象となるのが市場や地域ではなく、技術であるため、いずれの国もプログラムの範囲から除外されない。場所がどこであれ、低コストで利用されるようになれば、それがその技術の市場を構築するからである。長期的な目的は、他の多数の国々にとっても「win-win」の選択肢となるような、経済的に実現可能な技術を特定することである。

### 2 - 3 - 5 国内における条約対応能力構築活動

条約対応能力構築活動は、各国主導の活動を通じた気候変動の取り組みにおける基盤を提供する。条約対応能力構築活動は、UNFCCCにより「条約に基づいて有効な対応策の実施を促進する計画策定と固有の能力向上（キャパシティ・ビルディング）を指し、具体的には制度強化、研修、研究・教育などを含む」と、規定されている。

#### 1) 国別報告書作成の支援

条約対応能力構築活動の中でも、UNFCCC第12条1の下での国別報告書についての国の義務に関連する活動は、「合意された費用の全額」ベースでG E F資金供与の適格性を有する（注24）。こうした条約対応能力構築活動で策定された計画に基づいて、国別報告書は作成され、持続可能で有効な対応策のための基礎として役立つ。これらの条約

対応能力構築活動にしたがって提供される支援は、国別報告書に関するCOPのガイダンスに完全に一致する。国別報告書の様式はまだ検討中であるため、内容は暫定的に第12条1の規定に基づく。GEFはこうした活動に対する支援の準備とスケジュール化の指針となる運営基準を作成した。この基準は以下のことを確保するための基準ともなる。

- (二国間で資金供与された研究を含め)他の機関の取り組みと重複しない適用範囲
- 活動の適切な実施順序
- 優良事例 (best practices) の活用
- (ノルマの利用を含め)対費用効果性

### 2 - 3 - 6 短期プロジェクト

GEFは、たとえ運営プログラムの一部ではなくても、短期間に温室効果ガスを削減できる、気候変動に関するプロジェクトに資金供与する場合がある。こうしたプロジェクトが資金供与されるのは、国における優先順位、短期間の対費用効果、成功の見込みのいずれもが高い場合である。こうしたプロジェクトを支援する理由は、そのプログラムの効果というよりも、主として、温室効果ガスの削減見込みがあるためである。温室効果ガスの実際の削減量が、当初の見込みに沿っている、あるいはそれを上回っていることを実証するためには、慎重なモニタリングが必要である。短期プロジェクトには、予見できない機会をとらえるイニシアティブや、不測の出費に対応するイニシアティブなど、様々な種類がありうる。短期プロジェクトは、輸送、炭素隔離、農業廃棄物など、運営プログラムがまだ開発されていない分野での緩和措置が含まれうるが、それに限定されるものではない。こうしたプロジェクトから得られた経験は新規の運営プログラムを将来開発するのに有益である。こうしたプロジェクトがGEFの資金供与の適格性を有するのは、プロジェクトが経済的で持続可能であるために必要な政策が存在する場合である(注25)。

#### (1) 短期プロジェクトの基準

短期対応策の基準に従い、かつ長期的対策に関するポートフォリオの重点に従って、以下の考慮事項がプロジェクト査定の際の指針となる。

対費用効果性：

対費用効果性の高いプロジェクトとは、与えられたある費用で一定の温室効果ガスを削減する成果の得られるプロジェクトである。つまり、対費用効果性の高いプロジェクトは、削減または隔離される温室効果ガスの単位当たりの費用、つまり単位削減費用(UAC)(炭素等量トン当たりの米ドル(\$/tC)として表示される)が低いプロジェクトのこ

とである。従って、基準となるのは一定のUACであり、これが参照値となる。

GEFが資金供与する短期プロジェクトにとって合理的なUAC参照値を見積もるときの基礎の一つは、そのプロジェクトによって回避される気候変動による損害である。現在、IPCCが損害費用見積りを評価しており、入手できるようになれば、IPCCの推奨する見積りが利用できる。現在、IPCCが検討中の入手可能な文献にある控えめな見積りは、1tC当たり5.30ドルから10.00ドルと幅がある(注26)。堅実なアプローチは、UACの上限を1tC当たり10ドルと設定している。これは、GEFが資金供与する気候変動緩和に関する短期プロジェクトを、将来の気候変動による損害あるいは追加的利益を控えめに見積もり、かつ技術的にも可能だという前提に立ってもなお費用効果が高いプロジェクトに限定するものである(注27)。純粋な削減プロジェクト(例えば、輸送用燃料としての液化石油ガス(LPG)の利用など、低コストの燃料への移行などを含むプロジェクト)は、非常に対費用効果が高い、すなわちUACが上限値よりゼロの方に近いと期待される。しかし、「概念証明(パイロット作成による実現可能性の証明)」のプロジェクトのように、プロジェクトがもたらす利益が単なる削減による利益にとどまらないプロジェクトや炭素隔離プロジェクトなど、プロジェクトの実施やモニタリングにあたって価値ある教訓も生み出すプロジェクトは、UACが高くても短期的対応策として正当化される可能性がある。

成功の可能性：

プロジェクトへの資金供与が、それによって期待される炭素削減の程度を基準に認められた場合、そのプロジェクトの成功の可能性は高いはずである。これは定性的な基準だが、これを支えるための技術的・制度的リスクに関する評価が必要である。

国主導：

提案された短期プロジェクトは各国が主導し、かつ資金供与の優先順位がその国に置いて最も高い必要がある。それを実証するのは、そのプロジェクトが国の気候関連行動計画に組み入れられていること、温室効果ガスを削減するための国主導の政策措置によってこのプロジェクトが支援されていることである。

## (2) 第1段階(Stage I)の適応活動

GEFは、国別報告書の作成の文脈内でとられる第1段階(Stage I)の適応活動の全額費用を供与する(注28)。こうした活動には気候変動によって起こり得る影響の研究や、適応に関する規定、特に第4条1(b)及び第4条1(e)に規定された義務の実施に関する選択肢の特定、そして関連する能力向上(キャパシティ・ビルディング)が含まれる。GEFが支援する第1段階の適応対策は、COPが気候変動に対して特に脆弱な国や地域

を明らかにするのに役立つ。その後の活動は、将来のCOPからのガイダンスによって決まる。

こうした第1段階の適応事業は、気候変動への適切な適応を促進する選択肢を明らかにするものである。こうした活動には以下の内容が含まれる。

- 国、地域、または準地域の気候変動に対する脆弱性の評価。特に脆弱な国や地域で気候変動の影響を測定するためには、適宜、関連するデータ収集システムを活用し、必要に応じてそうしたシステムを強化する。気候変動に対する感度（sensitivity）を理解するため、近々実施される研究や開発アジェンダを明らかにする。
- 陸上生態系と海洋生態系に対する気候変動の影響の適切なモニタリングシステムと対応戦略に関する政策オプションの評価。
- 気候変動の影響に関する情報を、国の政策計画プロセスへ統合するための、沿岸地域管理、災害への備え、農業、漁業、林業の文脈における、適応対策と対応戦略の実施に関する政策枠組の評価。
- 国別報告書の作成という文脈において、気候変動の問題を中長期計画策定に組み入れるために、適宜、国、地域または準地域で実施される能力向上（キャパシティ・ビルディング）。

### （3）他の条約対応能力構築活動

G E Fは他の条約対応能力構築活動に対しても「合意された全額増加費用」ベースで資金供与を行う。他の各国主導イニシアティブと同様に、これらの活動は、持続可能性、継続性、条約対応能力構築活動への後続の投資の組み入れ、能力向上（キャパシティ・ビルディング）、技術援助、対象を絞った研究、市民参加を確保するための運営プログラムの文脈の中で作成される。

（なお、「資金メカニズムの1または2以上の運営主体に対する方針、プログラムの優先順位、適格性基準に関する初期ガイダンス」と「G E Fの運営戦略の開発と気候変動の分野における初期活動に関する締約国への報告」に関しては添付資料を参照されたい。）

## 2 - 4 国際水域

世界の水資源は非常に大きな圧迫を受けており、こうした水資源に依存している生態系、人々、経済発展は不安定な将来に直面している。国際水域に関する地球規模の環境問題としては以下のものを挙げることができる。

- 国際水資源の質の劣化 陸上での活動による汚染（有毒化学物質、栄養分、病原体、

酸素要求廃棄物、堆積物、がれき)が主な原因の劣化。

- 生息地の物理的劣化 土地の転用、浚渫、沿岸工事、灌漑など、不適切な管理の結果として、海岸・沿岸地域、湖沼、水路(湿地、マングローブ、河口域、さんご礁など)で起こっている劣化。
- 非在来種の導入 水界生態系を攪乱し、人間の健康に影響を及ぼす(船舶からの未処理のバラスト水の排水などが原因)。
- 生物及び非生物資源の過剰利用 不適切な管理と防止対策(過剰漁獲、過剰な水の利用など)が原因。

淡水系、海洋系、表面水、地下水の劣化によって不可逆的な環境影響、貧困層の困窮、経済への実害、人間の健康問題、損害を緩和するための高額投資の必要性などがもたらされている。食糧と水を得ることが現在危うい状態にある世界の人々の多くには、海洋系と淡水系は収入と食糧をもたらす貴重な供給源である。例えば、地球規模で起こっている漁業技術の進展、汚染、生息地破壊のために、漁業資源の枯渇の問題が危機的なレベルに達しており、多くの地域で食糧の安定供給が脅かされている。河川下流部や国境をまたがる水域に関する世界的に重要な問題への対応はまだ成果をあげるに至っていない。

各種セクターによる不適切な開発政策やプロジェクト、水資源の思慮を欠いた利用により、国際河川流域、沿岸域、海洋生態系が劣化し、それらの環境容量(carrying capacity)が、ある地域では限界に近づいており、他の地域ではすでに限界を越えているという警告が発せられている。そのため、水資源管理に対するもっと包括的なアプローチ、即ちセクターを越え、生態学的なニーズと開発ニーズを統合し、水域の持つ環境容量の全体論的な分析に基づくアプローチが必要だというコンセンサスが生まれている(注1)。このアプローチでは、河川流域・地下水系・沿岸域・大規模な海洋生態系を、各セクターが開発活動を実施する際の管理単位とすること、そしてこの単位ごとに改変計画が策定され、対策の優先順位が決定されるようになる。多くの場合、生態系の適切な機能を回復し、人間の健康への主要リスクを軽減するには行動プログラムが必要である。セクターを超えた行動を統合するというこうした包括的なアプローチは、ほとんどの国にとって新しいものであり、実施は難しい。行動が他の国々との調整を必要とする場合は、さらに困難さがます。

G E Fの国際水域の分野における活動の目的は、地球規模の環境上の利益を達成するための手段として、国際水域とその流域の管理においてより包括的で生態系を基礎としたアプローチ(ecosystem-based approach)を実施する触媒役を果たすことにある。G E Fは、各国が国際水系の機能をよりよく理解し、各国のセクターの活動が水環境にいかに関与を及ぼしているかを認識し、近隣諸国が共同で有効な解決策を実施するための協力方法を見出すための触媒の役割を果たす。そのために、G E Fは主として、このような学習プロセスに必要なコストを負うことによって、各国が様々なセクターで行っている活動のやり方を変え、優先順位の高い環境対策を実施できるようにする。この目的は、行動を実行する

上で障害になっているものを克服することで、あらゆる水域の能力（キャパシティ）が人間活動を持続可能に支える限界を越えて酷使されないようにすることにある。

「国際水域」という用語は G E F 運営戦略においては、海洋、大規模な海洋生態系、閉鎖性海域や半閉鎖性海域、河口域、河川、湖沼、地下水系、国境をまたがる流域を指す。これらの水域に関連する各種生態系は、水系の重要な一部と考えられている。地球全体で共有している水循環は、水・汚染物質・生物資源の国境を越える移動を通して、多くの分水界、大気分水界、河口域、沿岸・海洋水域を結んでいる。

国際水域の分野には、多数の国際条約、取り決め、協定がある。そのなかでも海洋に関する協定の構造は特に複雑で、国際河川流域に関する二国間協定と多国間協定が多数存在している（注 2、3）。さらに、他の分野の関連条約と協定が複雑さに拍車をかけている（注 4）。しかし、こうしたイニシアティブによって、国際水域のための地域包括的アプローチのもとで多様なプログラムや手法を実施する新しい機会を、協力する国々は得ることができる。アジェンダ 21（注 5）の第 17 章と第 18 章は、こうした国際協定の精神を広義に表現しており、非常に有益なガイダンスを各国に提示している。国際水域の分野における G E F の活動は、アジェンダ 21 に合致するものである。

#### 2 - 4 - 1 G E F の役割

G E F が資金供与する国際水域の分野の活動の全体的な戦略的目標は、以下の活動に必要なだと合意された増加費用を満たすことである。

- A) 当該諸国が国際水域に関する環境問題への理解を深めること、及び、これらの問題に共同で取り組むことへの支援の提供。
- B) 国際水域に関連する環境問題への取り組みに、より包括的なアプローチを活用するための、既存の制度のキャパシティ・ビルディング（あるいは適宜、新しい制度的な取決めによる能力の開発）。
- C) 優先順位の高い、国境をまたがる環境問題への対策の実施。

これらの活動の目的は、各国が国際水域に関する持続可能な開発戦略を実行するのに必要な技術的・経済的・資金的・規制的・制度的手段を十分に活用できるよう支援することにある。

G E F は、国際水域を持続可能に管理するための包括的アプローチの様々な要素に対して、各国が協調融資を国の資金、開発資金融資、機関資金供与、民間セクターの行動に関連して活用することを支援する。「予防原則」、「汚染者負担原則」、「政策改革」は、国際水域に関するプロジェクトやプログラムでは不可欠な要素となっていることがほとんどだが、それは、有毒物質放出の低減や地球規模の環境上の利益の持続に資する、資源効率的

でクリーンな製造方法を採用するためのインセンティブとなるからである。産業界も政府も、廃棄物発生抑制あるいは削減を目指す汚染防止プログラムを開発・実施する上で重要な役割を担っている。GEFは、各国が廃棄物削減における技術的・資金的障壁を調整・克服するための方法を見出し、それを実施するために、人材開発などの必要能力の構築を支援する。

健全な科学と実証された技術革新は、受益国が国際水域に対する切迫した脅威に取り組む際に有用である。特に、シミュレーション・モデルと情報関連技術は、複雑な環境問題の管理に関するよりよい判断を下すための立脚点を提供することができる。また、各国の専門家にプロジェクトに参加してもらう機会の提供をすることも多い。受益国の利害関係者の関与と様々なセクターの参加もまた、国際水域に関するGEF活動の重要な部分である（注6）。こうした利害関係者が参加することで、国際水域への圧力低減に必要な、セクター別活動の改革が可能となる。さらに、コンピュータを使用した情報システムの利用や、利害関係者と政府組織のコンピュータのネットワーク化は、GEFの国際水域に関するプロジェクトの計画策定と実施への幅広い参加を促すことができ、また、国際水域に関するプロジェクトの質、一般の人々の意識、科学的基盤を向上させるのに役立つ。こうした技術革新は、重要情報に関して協力各国間における透明性を推進し、国内や国を越えた利害関係者グループの幅広い参加を奨励し、評価の基礎を提供する。

国際水域に関する活動は広範囲に及び、国際水域への脅威もまた広く拡大するために、GEFの活動対象は主に深刻な脅威にさらされた水域と、それらの生態系への最も差し迫った脅威に焦点を絞る。その結果、国際水域に対する最も差し迫った脅威に取り組むためのGEFの活動は以下のものを優先させることになる。

- 国際水域の質の劣化を招く、表面水や地下水の陸上汚染源の管理。海洋生態系や淡水生態系で中和されず、生物に蓄積する残留性有毒物質と重金属の排出予防を特に重視する。種を危機にさらしたり、生態系を脅かしたりする、栄養分、生物学的汚染物質、堆積物などの一般的な汚染物質の削減も優先順位が高い。
- 砂漠化または森林減少が原因で越境環境問題が発生している土地の防止と管理。
- 危機にある生息地（湿地、浅瀬、礁など）の物理的・生態学的な劣化、または水文学的修正の防止。こうした生息地は、生物多様性を維持し、魚類蛋白源の生産のために棲処と成長の場を提供し、また国際水域に関連する生態系を再生し維持するのに役立っている。
- 魚類の乱獲、淡水の過剰取水、資源の採取など、不適切な管理が原因の海洋生物資源と非生物資源の持続不可能な利用の防止。
- 船舶の航行が原因となっている、生態系を攪乱する非在来種の導入と人間の健康に有毒な影響を及ぼす化学洗浄の防止（注7）。

この対象分野におけるパイロットフェーズで得られた教訓をもとに、差し迫った環境への脅威と様々な地理的状況を重視する包括的管理アプローチが優先的に実施される。この広範なアプローチは、従来型の船舶からの廃棄物のみに焦点を当てるような狭義で、セクター固有の活動よりも有効だと考えられている。

#### 2 - 4 - 2 生物多様性と気候変動

国際水域の活動は、適切な場合はG E Fの他の対象分野の活動と連携する。複数の対象分野を統合することで、G E Fプロジェクトは地球規模の利益を増幅させることができる。例えば、湿地の再生と保護に関するイニシアティブは、生物多様性の保護と水質改善の双方に利益をもたらすことができる。生物多様性の保護と炭素貯蔵は、損傷を受けた国際流域の再生に大きな役割を果たすことができる。他方、もっと間接的な結びつきもある。例えば、省エネルギーとエネルギー効率化を推進することで、化石燃料の燃焼を減らすことができ、ひいては燃焼の副産物として放出される水銀の量を減らすことができる。放出された水銀の長距離移動は国際水域や、人間が摂取する動植物を汚染する。沿岸・海洋分野、あるいは小島嶼開発途上国向けのプロジェクトでは生物多様性との相互作用は特に強く、運営プログラムの複合分野イニシアティブとなる。国際水域の分野では一般的な総合沿岸地域管理戦略を採用すれば、生物多様性の保護に対してだけでなく、気候変動の分野においても便益をもたらすことができる。

#### 2 - 4 - 3 土地劣化

土地利用の政策と慣行、土地劣化、水に関連した生態系の損傷は、それぞれ密接に、また複雑に結びついている。土地劣化は堆積物による汚染、河川・湖沼・帯水層への塩分の浸入、植生の消失、地下水の過剰汲み上げ、土壌の塩害に関わっている。大量の堆積物のために、淡水や海洋の生物多様性が打撃を受け、河川は氾濫しやすくなり、その結果、農地が損害を受け、食糧生産が低下する。乾燥地の河川や湖沼、地下水の流域は国境を越えて広がることが多く、砂漠化のリスクにさらされて生活する10億の人々の福祉にとって大きな影響を及ぼしている。

乾燥地の国際流域での水管理を改善することは、食糧の安定供給の向上や旱魃や洪水のリスク低減、そして、よりよい環境管理には欠かせないものである。乾燥地域では、地下水供給管理の改善が持続可能な発展を支えるのに不可欠である。地下水系には、間接的な涵養プロセスをとおして表面水に関連しているものもあれば、一方、将来世代のために慎重に管理することが必要な「古い」化石水を含んでいる地下水系もある。こうした国際流域での持続可能な開発には、多国間で協力する水資源管理戦略がなければならない。この種の戦略は、土地に関する意思決定と水の利用に関するそれとを統合し、流域が様々なセ

クターによる水消費を持続的に支えてゆける環境能力を把握し、かけがえのない水環境とそれを持続するのに必要な流量の保護を優先し、水利用を持続可能なレベルで抑える選択肢を探求するもので、流量変化に対応できるような緊急計画策定のための規定を含む。人工衛星技術とリモートセンシングにおける最近の技術開発は、このような戦略を準備するのに必要な水文学的情報へのアクセスを可能にする。セクター別の政策、社会政策、経済政策の改革を伴う、流域と集水池の管理の改善や、持続可能な土地利用 / 土壌保全システム、植林、植生の再生は、国際水域関連の環境問題への取り組みに貢献するものである。

この対象分野で採用された包括的アプローチは土地及び水管理活動の統合を促しており、このような活動は国が持続可能な発展へと移行していくのに貢献する。土地劣化を防止し、劣化した集水域を再生する活動も、優先順位の高い国際水域関連の環境問題の解決に貢献する限り、国際水域プロジェクトの一つとして採用される。ここで重視されるのは、地域協力や国際協力、実証価値のあるパイロットプロジェクト、土地管理と表面水系 / 地下水系の管理を統合する包括的アプローチ、調整された土地利用計画と管理の促進であり、こうした活動を支えているのは、技術に基づく情報システムや、情報ネットワーク、利害関係者の参加、エクステンション・サービス、規制の枠組、インセンティブシステムである。ここで意図されているのは、単に国内の目的のためだけではなく、国際的な目的のために行われる活動を支えることである。

#### 2 - 4 - 4 運営プログラム

G E F はプログラム・アプローチを採用して、国境をこえて起こっている差し迫った脅威に重点的に資源を配分する。こうした運営プログラムは、各実施機関の比較優位性を、国が主導している国際的行動に結びつけるため、対費用効果性の高い方法で地球規模の追加的利益を得ることができる。運営プログラムは各対象分野の目的を達成するために策定され、第一段階のプログラムから得た教訓を G E F はさらに次の段階で生かしていく。プロジェクトの設計に際しては包括的アプローチが採用される。そうすることで、実施機関間の相補性と、複数の対象分野の追加的な地球規模の利益が得られる（注 8）。運営プログラムは、多数の異なった地理的状况を有する国際水域を対象とし（注 9）、土地劣化と他の対象分野との横断的なテーマと関連性が重視され、より包括的な差し迫った脅威が対象となる。G E F は、損傷を受けた国際水域の利用を復元するのに必要な予防的行動と救済的行動のバランスも探求する。深刻な劣化に直面している地域は、技術的支援、制度構築と能力向上（キャパシティ・ビルディング）、そして投資を優先的に受けることになる

第一段階で作成される三つの運営プログラムは以下の通りである。

- 水域を基本とする運営プログラム
- 土地と水を統合する複数対象分野に関する運営プログラム

## － 汚染物質を基本とする運営プログラム

これらの初期の運営プログラムについて以下に述べるが、附属書（添付資料参照）で各運営プログラムのプロジェクトのタイプを示し、関連する活動例を紹介する。プログラム間に若干の重複があるのは避けられないが、それぞれが明確なテーマを持ち、また、各プログラムは国主導型であることと、具体的な環境ニーズにふさわしい実施機関の対応を確保するために、柔軟性を持っている。

### 1) 水域を基本とする運営プログラム

この運営プログラムには、地域的に重要な国際河川流域あるいは大規模な海洋生態系のような、特定の水系に存在する優先順位の高い国境をまたがる環境問題に取り組む活動が含まれる。この目的は、こうした環境問題について学び、解決するにあたって、諸国グループの共同取り組みを支援することである。GEFの支援は、協力して地域の制度的枠組の強化・開発や、主要な水資源問題のセクター別の原因に取り組む際の、組織的な学習に対する障害や業務費用に対する障害を克服するのに役立つ。制度構築に重要な役割を果たし、そして、各国が適切な制度や組織の調整を見出すのを支援するためには、具体的な能力強化の措置が必要である。広範な地理的・気候的状况をバランスよく対象とするために、代表的な多数の淡水流域（国境をまたがる河川流域及び地下水流域の両方）と大規模な海洋生態系（あるいはおそらく限定された海洋域）が支援対象となる。

この運営プログラムの重要な特色は以下のとおりである。

- A) 内陸水域での富栄養化または有毒物質の削減など、水域の具体的な損傷への取り組みの重視。
- B) 各国が国際水資源への差し迫った脅威に取り組むにあたって、協力して共同で作業するための学習プロセスに関する支援。

通常、第1段階としては、GEFは戦略的行動プログラム（SAP）の作成に資金供与する。ここで、各国が優先順位の高い問題を決定し、国や実施機関の具体的な行動へのコミットメントを確立し、優先順位の高い国境をまたがる問題に対応するための追加的取り組みに合意するのを支援する。この段階を経た後に、GEFは、規制的枠組や政策的枠組を調整し、制度的な能力を構築し、あるいは必要な取り組みの実施を実証するのを支援するために、能力向上（キャパシティ・ビルディング）、技術支援、投資プロジェクトに資金供与することができる。

### 2) 土地と水を統合する複数対象分野に関する運営プログラム

このプロジェクトでは、国際水域の劣化に取り組む基本要素として、土地管理と資源管理の統合が含まれる。さらに、これらは、G E Fの他の対象分野と土地劣化（砂漠化と森林減少）の横断的な問題を含む場合がある。このプログラムには、小島嶼開発途上国（S I D S）の特殊な条件とニーズに取り組む国際水域プロジェクトも含まれる。こうしたプロジェクトが運営プログラムに含まれるのは、2つの理由からである。まず、こうした島嶼諸国の持続可能な将来のために淡水流域と沿岸域を統合した管理が必要であること。次に、このアプローチが生物多様性をはじめとする他のG E Fの対象分野の利益を生み出すことができるからである。地域別のS I D S国際水域プロジェクトの重要な特徴としては、S I D S地域グループのそれぞれの島における淡水流域と沿岸域を統合した管理の改善、G E Fの複数対象分野アプローチ、各機関の比較優位性に基づいて調整された実施機関のプログラム・アプローチがある。

生物多様性と国際水域という二つの対象分野のジョイント・プロジェクトとして、危機に瀕した固有の海洋生物多様性の分野に取り組みたいと希望する国もある。こうしたプロジェクトは淡水流域と沿岸域を統合した管理プロジェクトとして行われる。それは、海洋の生物資源の生育の場であるさんご礁や、湿地、マングローブに脅威を与えている根本原因とセクターによる活動に対応するためである。これらの複数対象分野プロジェクトは、S A P策定の一環と理解されることもある。こうした複数対象分野（たとえば国際水域と生物多様性）に関するプロジェクトとして適格だと認められるのは、他の活動が行われていない、あるいは固有の地域のプロジェクトであるが、当該国や近隣諸国が、損害を防ぐために現在と今後予想される切迫した脅威に取り組むことを希望し、かつ、S A Pの一環として政策改革や必要な投資に対して実際にコミットしていることが条件となる。

### 3) 汚染物質を基本とする運営プログラム

このプログラムには、国際水域の汚染抑制に必要な優良事例を採用しようとしても障害がある場合に、それを除去する方法を示す活動が含まれる。このプログラムの重要な特徴は、これらのプロジェクトには、水域を基本とする運営プログラムの場合のように、多国間の共同プロセスに関連している必要がない点である。ただし、切迫した脅威が存在しているところでのプロジェクトは奨励される。船舶に関連した環境問題と、大気や河川、海流によって遠距離を運ばれる可能性があるため世界的に懸念される有毒汚染物質の問題を対象とした対策があり、こうした汚染物質の放出を防止する技術の進展も奨励される。プロジェクトには、陸域からの海洋汚染源（特に残留性有機汚染物質）に対処するための対策の実証テストとパイロットテストが含まれる。また、これらの対策に必要な増加費用は、水域を基礎とする運営プログラムの一環として、技術支援あるいは投資プロジェクトの対象となる。個別の技術要求を満たす、あるいは国際水域プロジェクトのいくつかのグループによる特定の対策の活用を改善する（また、そうした対策を実施する能力の向上（キャ

パシティ・ビルディング)を行う)のに役立つ可能性のある、地域あるいは地球規模のプロジェクトもこのプログラムに含まれる。対象を絞った技術実証と能力向上(キャパシティ・ビルディング)のプロジェクトは、受益国で、国際水域の問題と、優良事例措置や解決策を見出すためのツール、革新的な制度的アプローチのための政策に関する意識を高めるのに役立つ。例えば、陸上からの汚染源や国際流域に取り組むプロジェクトでは経済的な政策インセンティブの実証が優先される(詳細については添付資料を参照されたい)。

#### 2 - 4 - 5 戦略的行動プログラム

地球規模の環境上の利益を生み出すには、国際水域に関するプロジェクトは、国境をまたがる水域に関連した環境問題に取り組む必要がある。こうした国境をまたがる問題や、追加的に必要な行動、増加費用がまだ十分に定義されていない場合には、技術支援や、能力向上(キャパシティ・ビルディング)投資プロジェクトの開発に先立って、合意された戦略的行動プログラム(SAP)を作成するというプロジェクトを、国際水域に関連した最初のプロジェクトとしなければならない。このような場合、SAPは他の対象分野での促進対策活動と若干類似してくる。諸国グループは、一つまたは複数の実施機関と共同で、まず、優先順位の高い国際水域関連の環境問題と、個別の水域の問題の原因がどのセクターのどのような政策によるものかを特定する。次に、優先順位の高い問題を解決するのに必要な行動の概略を示すSAPを作成する。BOX 4.1 に示すように、SAPには、必要なベースラインの行動(実施に対する各国のコミットメントを含む)、国境をまたがる問題に取り組むための行動(ベースラインや二国間援助、融資、実施機関の一般プログラムなど、他の方法で資金供与される)、増加費用の生じる国境をまたがる環境問題を解決するために必要な補足的な行動(GEFが資金供与する可能性のあるもの)が含まれる。SAPの重要な要素は、対策が必要なベースライン活動の詳細を明確にすることである。そうすることで、それが単に一国の利益となる行動なのか、あるいは地球規模の利益となる国境をまたがる環境問題への対策なのかが明確に区別される。もう一つの重要な要素は、SAPを実施するために地域や国レベルで選択される制度的メカニズムである。

#### 2 - 4 - 6 プロジェクト選択基準

国が包括的でセクター横断的なアプローチを採ることにコミットすることが、プロジェクトが国際水域のポートフォリオに含まれるには不可欠である。さらに、技術援助あるいは投資プロジェクトがGEF資金の適格となる前に、国境をまたがる環境問題の特定と、明確なベースラインの代替案が決定されなければならない。SAPの国際的な性質を考慮すると、各国は、準備に参加するための追加的な業務費用と、行動を起こす際の障害の除去に対する追加費用を負うことになるかもしれない。それはたとえば、国家間の共同計画

策定の活動や、追加的なデータ収集/分析タスク、多数の国々の調整努力に関連して発生する費用などである。様々な種類のプロジェクトの多様なポートフォリオを開発し、国際水域に対する切迫した脅威に対応するために、以下の基準が適用される。

- 対象となる国境をまたがる問題が、国際水域に対するひとつまたは複数の切迫した脅威を含むこと。
- 国境をまたがる問題の深刻さ（損害の生態学的重要性、人間の健康への影響、危機にある生息地の規模、空間的な損害）。
- 生物多様性に対する不可逆的な損害の脅威と現状復帰への時間的猶予（特に、海洋哺乳類など、絶滅のおそれのある、あるいは絶滅の危機に瀕した種が含まれている場合、また損害が影響を受ける人々の生計に重大な被害を与える場合）。
- 開発援助や国際機関の協調融資、民間セクターの活用、あるいは、ベースラインや国境をまたがる環境問題における優先度の高い解決策に関連した資金供与を提供しようという他の国からのコミットメント。
- 実施のための能力や、能力向上（キャパシティ・ビルディング）を構成要素とする計画
- 問題が他の地理的地域と共有するものであり、活動が他の地域でも再現可能である度合い。
- 国の環境計画文書と国際的な法的義務との一致。

#### BOX. 4.1 戦略的行動プログラムの重要要素

国際水域関連の環境問題の分析： 各国間で戦略的行動プログラム（SAP）を共同で準備するためのプロセスは、優先順位の高い環境問題が何かを分析することから始まる。実際の劣化原因は何か。どのセクターの活動が原因なのか、どのくらい深刻なのか。情報の欠如、政策の歪み、制度の欠如とは何か。UNEPはこの問題分析という要素に支援を行うことが多い。一方、UNDPは能力向上（キャパシティ・ビルディング）を支援し、世界銀行は優先順位の高い投資と政策改革の特定を支援する。利害関係者の分析と市民参加は経済・社会的側面が含まれるためには不可欠である。

国の環境計画と経済開発文書との関係： 国の環境文書と計画は、この分析を準備する際にも、環境問題間の優先順位を識別する際にも情報を提供する。劣化の原因と能力向上（キャパシティ・ビルディング）のニーズの分析には、（持続可能な発展のための合理的な行動を確立する）国の経済発展計画とセクターの経済政策の評価が含まなければならない。

明確な優先順位の確立： SAPは政府の最高レベルで是認され、かつ、広く普及される明確な優先順位を確立しなければならない。優先順位の高い国境をまたがる環境問題や、それらの問題を解決するのに必要なセクターの介入（政策改革、プログラム開発、規制改革、能力向上（キャパシティ・ビルディング）への投資など）、SAPの要素を実施するための地域と国の制度的メカニズムがそれぞれ特定されなければならない。気候変動と生物多様性の対象分野のもとで識別された優先順位とこの優先順位の調整は、SAPプロセス中に行うことが可能である。SAPは予防行動と救済行動のバランスのとれたプログラムを規定し、投資と能力向上（キャパシティ・ビルディング）活動の両方を支援し、以下の分野での重要な活動を特定しなければならない。

- \* 優先度の高い予防行動と救済行動
- \* 他の対象分野との横断的な問題とリンケージ
- \* 制度強化と能力向上（キャパシティ・ビルディング）ニーズ
- \* 利害関係者の関与と市民の意識啓発活動
- \* プログラムのモニタリングと評価
- \* 実施のための制度的メカニズム

現実的なベースラインの確立： 協力各国とGEFは、ベースラインとなる活動（これは国内で、あるいは援助機関の資金供与または融資によって資金供与されるべきである）が何か、そして優先順位の高い国境にまたがる問題を解決するための補足的活動は何かについて合意しなければならない。SAPに含められるべき活動は、実際の費用見積もりと、国内や国際援助機関から利用できる資金供与の見込み額と一致することが重要である。SAPが草稿段階であれば、行動への国際的なコミットメントを促進するために、援助機関の会議が適切な場合がある。

合意された増加費用の決定： SAPの要素は、本質的に戦略的であり、また国内の利益と合意された地球規模の利益を生み出すのが普通である。ベースライン・シナリオに追加される活動は、GEFの増加費用ガイドラインに従って、後続の技術援助（能力向上）あるいは対象分野の投資GEFプロジェクトにおいて、GEFの資金供与の適格性を持つことができる。

国際水域の冠する運営プログラムの活動事例については、添付資料を参照されたい。

## 2 - 5 オゾン層破壊

成層圏オゾン層は地球上の生物に有害なおそれのある紫外線放射のほとんどを吸収する保護層である。成層圏オゾンは常に生み出され、動的平衡状態にある自然の光化学プロセスで破壊されている。この平衡が、人為的な化学物質、特にクロロフルオロカーボン（CFCs）、ハロン、そして冷媒、発泡剤、エアロゾル高圧ガス、火災抑制剤、溶剤、燻蒸剤として使われる様々な工業用化学物質など、塩素と臭素の化合物の放出により攪乱されてきた。

オゾン層の減少はこうした化学プロセスの結果として起こっている。科学的観測では、年間を通じて北半球でも南半球でも、中緯度及び高緯度で重大な減少が確認されている。ただし、熱帯ではまだ確認されていない（注1）。この減少のためにこれまでより多くの紫外線Bの放射が地表に到達するようになり、皮膚ガン、白内障、その他の不可逆的な眼の損傷の発症率が高まり、免疫系を抑制する可能性がでている。紫外線Bの放射はわずかに増えるだけでも、生態学的な食物連鎖を攪乱し、農業や漁業、生物多様性に影響を及ぼす。

各国政府はオゾン層減少問題への対応として、1985年にオゾン層の保護に関するウィーン条約、1987年にオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（モントリオール議定書）を採択し、1990年にロンドン改正、1992年にコペンハーゲン改正を行った。1995年6月までにほぼ150カ国がモントリオール議定書を批准した。これらの合意により、いくつかの主要オゾン破壊物質の成層圏での蓄積が緩やかになった。例えば、CFCの生産量と消費量は1986年から1994年にかけて全世界で50%以上減少した。現段階でCFCとその他のオゾン破壊物質の生産及び需要が行われている国の多くは、1995年末にモントリオール議定書の防止措置により主要オゾン破壊物質の段階的な削減が必要とされたGEF適格国である。資金的な支援がなされない限り、こうした国々はこれらの物質を生産・消費し続け、その結果、これまでのオゾン層保護対策の成果の多くが打ち消されてしまうというリスクが生じる。

オゾンの減少は他の地球規模の環境問題にも関係している。例えば、オゾンとオゾン破壊物質はどちらも温室効果ガスである。主要オゾン破壊物質は地球温暖化に大きく寄与する可能性がある一方で、これらの物質がオゾンを破壊したことで、1980～90年間に大気に蓄積した温室効果ガスによる放射強制力の20%をうち消すだけの冷却効果もたらされた（注2）。オゾン層の再生にあたっては、オゾン破壊物質の代替物質によって引き起こされる地球温暖化を最小限に抑える必要が生じてくる。生物多様性との関係はさらに直接的である。オゾン層の保護は生物多様性の保全と持続可能な利用の必要条件である。オゾン層が破壊されると、地表での紫外線放射が増え、すでに脅威にさらされている

種や、さらに生物の多様性そのものをも脅かすことにつながる。

3つの実施機関の協力及びパートナーシップを基本に運営されるGEFは、新規かつ追加的な無償資金と譲許的資金を提供する国際協力のためのメカニズムである。その資金は合意された地球規模の環境上の利益を達成するのに必要だと合意された増加費用として使われ、その環境上の利益の対象となる主要分野にオゾン層破壊が含まれている（注3）。地球規模の環境上の利益は、マイナス影響のリスク削減という形で現れる。オゾン層破壊に関連したGEFの運営戦略は、どうすればGEFが、資金を供与し、かつその権限の範囲内で自分たちの政策に基づいて、適格国によるオゾン層破壊防止活動への取り組みを支援できるかを規定している。

オゾン層減少の分野でのGEFの目的は、オゾン層を変化させる、あるいは変化させる可能性のある人間活動が引き起こす、あるいは引き起こす可能性のある悪影響から、人類の健康と環境を保護する活動に貢献することである（注4）。オゾン層破壊物質の放出抑制に対してGEFが行う支援は、段階的削減スケジュールと防止措置に関するモントリオール議定書への各国のコミットメントに基づいて実施される。

#### 2 - 5 - 1 条約のガイダンス：条約の目的とGEFの目的

GEFはモントリオール議定書に正式に関係付けられているのではないが、オゾン層減少に関するGEFの運営戦略はモントリオール議定書、その改正および修正に対応して運営されている。

したがって、GEFはモントリオール議定書を具体的に以下の指針として利用する。

1. 規制措置
2. 議定書の附属書に含まれる規制物質の一覧表
3. オゾン破壊物質の段階的削減スケジュール及び締約国会合で随時承認される改正と修正

モントリオール議定書には、オゾン層を破壊する特定「規制物質」の生産と消費の削減に関して、合意されたスケジュールが規定されている（注5）。ロンドン改正及びコペンハーゲン改正により、開発途上国に資金及び技術援助を提供する資金メカニズムとしてオゾン層保護基金（Multilateral Fund）が設立された（注6）。これらの改正では、オゾン層保護基金が資金供与措置に「合意された増加費用」アプローチを活用することを求めている（注7）。オゾン層を保護するために今後実行していかなければならない対策の緊急性を考慮し、1992年にコペンハーゲンで開かれた第4回締約国会合では、オゾン破壊物質の段階的削減を促進するための、さらなる修正と改正が採択された。

GEFのその他の方針（プロジェクト・サイクルや増加費用に関する方針）と一致する

限り、この分野の資金供与活動に関する G E F の運営方針はオゾン層保護基金の運営方針に一致する（注 8）。

G E F 設立文書に従い、G E F 事務局はモントリオール議定書及びオゾン層保護基金の両事務局と、活動の調整、相互利益に関わる情報やプロジェクト評価の方法論と手法の交換、議定書締約国の関連決議の解釈など、協力分野を明らかにする書簡を交換してきた（注 9）。この協力により、モントリオール議定書の法的範囲内で行われるオゾン破壊物質の段階的削減活動との整合性及び相補性が促進される。

#### G E F が資金供与する活動

オゾン層破壊のポートフォリオ全体の目的は、モントリオール議定書で約束されているオゾン破壊物質の段階的削減に向けての活動を支援することである。その際、短期的な対応策と促進対策活動に特に重点が置かれる。段階的削減は短期間で達成される必要があるため、すべての対策は短期的な対応策の基準に沿って考慮される。

#### 2 - 5 - 2 国の適格性

オゾン層保護基金の援助の対象となるのは、(a) モントリオール議定書第 5 条第 1 項の下で運営する開発途上国と、(b) 資金供与の対象として適格性を得た活動のみである（注 10）。相補性の原則（重複した取り組みは避け、かつ他の資金源の代用とならない）に従い、G E F はオゾン層保護基金の外での補完的な支援のみを提供する。これはつまり、G E F は第 5 条諸国ではないが適格性のある受益国、あるいは、モントリオール議定書の目的に一致しているがオゾン層保護基金の対象とならない活動を支援することを意味する（注 11、注 12）。

#### 批准と遵守

適格性を有するためには、その国がモントリオール議定書の締約国であること、ロンドン改正を批准していること（注 13）、議定書の要件に従いオゾン破壊物質の生産・消費及び取引について報告する義務を履行していることが必要である（注 14）。モントリオール議定書（調整及び改正された）の義務に不遵守の場合、すべての資金供与は、議定書の事務局と実施委員会（Implementation Committee）によって非公式に承認され実施される、モントリオール議定書の不遵守に関する正式プロセスの対象となる。このプロセスには、不遵守の理由、規制措置の実施の予期される遅滞の評価、コミットメントのスケジュールの変更を通知することが含まれる。G E F の支援は、「議定書の不遵守に関してモントリオール議定書締約国会合がとりうる方策の例示リスト（Indicative List of Measures that might be taken by a Meeting of the Parties to the Montreal Protocol in respect of noncompliance with the

Protocol)」に従うと共に、議定書締約国の関連勧告に一致する（注15）。

モントリオール議定書のオゾン層保護基金に対する分担金の未払いの説明、支援の必要性の実証もまたモントリオール議定書の関連主体の枠組内で取り込まなければならない。

### 2 - 5 - 3 協働

気候変動：

オゾン破壊物質の段階的削減が気候変動のリスクを高めうる方法は2つの可能性がある。一つは、地球温暖化効果の高い代替物質の利用である。二つ目はオゾン破壊物質を使わないエネルギー効率の低い技術の導入である。エネルギーが化石燃料から供給されていれば、エネルギー効率が低下すると、温室効果ガスの排出量が増える。そのため、GEFは技術的に実現可能であり、環境に配慮し、かつ経済的に容認できる地球温暖化に最も影響の少ない技術への転換に資金供与する（注16）。

生物多様性：

GEFの生物多様性の対象分野での活動のためにオゾン減少が増える可能性のあるのは、総合防除プログラムの一部として臭化メチルを利用することによるものであろう。こうしたプログラムには資金供与されない。

### 2 - 5 - 4 国別プログラム準備と実施

オゾン破壊物質を有効に段階的に削減するためには、各国は、生産・消費・取引、モントリオール議定書の遵守を確保するために実施されるすべてのプロジェクトの完全な調査を含め、個々の国は自国の総合的なプログラムを作成しなければならない。GEFは、国別プログラムがまだ存在しない場合、オゾン破壊物質の段階的削減プロジェクトの識別に焦点を絞る国別プログラム作成活動に資金供与する（注17）。

オゾン層減少の対象分野では、国別プログラム実施のために統合運営アプローチが開発される。そのアプローチは以下を規定している。

- 国別プログラムに含まれる内容（例えば、オゾン破壊物質の生産・取引・消費に関するモントリオール議定書の要件に従い提供されるデータの適用、国の選択肢の評価、議定書に規定された段階的削減スケジュールに従った段階的削減計画）（注18）
- 完了、進行中または計画中の活動及びその内容と資金供与源（相補性を推進し、重複を避けるため）
- 費用の規範
- 活動案

UNDPとUNEPは国別プログラム作成に協力する。具体的には、UNDPは投資プロジェクトを明らかにし、あらゆる技術支援、特にプロジェクトの識別・分析・初期計画（事前評価）の部分を請け負う。国別プログラムの作成期間中、投資プロジェクトの計画策定に対する情報要件への一致を確保するため、UNDPは定期的に世界銀行に諮問する。UNDPは国の資金により賄われる国別プログラムの内容の実施への技術支援も行う。

UNEPは国別プログラムの作成と実施の基礎となる関連情報と研修を提供する。このような促進対策活動への支援は、指定された予算パラメータ内で需要に応じて提供される。GEFの支援で開発された国別プログラムは、関係する実施機関によってオゾン事務局を通じてモントリオール議定書の締約国が入手できるようになる。世界銀行は、投資プロジェクトつまり、以下に規定されたオゾン破壊物質を段階的に削減する短期的な対応策を開発・管理する。

## 2 - 5 - 5 オゾン破壊物質の削減のための短期的プロジェクト

段階的削減措置に対するGEFの資金供与は、受益国の政府がGEFに提出した、国の承認を受けた国別プログラムに基づいて行われる。国別プログラムには改正、調整されたモントリオール議定書で特定された規制措置を達成するために実施することを約束した各種対策、及び議定書の遵守を確保するために必要なあらゆる措置（プロジェクトを含む）についての詳細な作業計画が含まなければならない。国別プログラムの政府承認は少なくとも内閣レベルで行われることが必要である。国別プログラムの内容は、オゾン層保護基金が開発し、モントリオール議定書の第4回締約国会合で是認された指針に一致することが必要である（注19）。

### 1) 適格性のある費用

以下の活動についての増加費用はGEFの資金供与の適格性を有する。

モントリオール議定書の例示リストに沿った費用項目と、増加費用に関するGEFの方針に沿って行われるモントリオール議定書の目的に合致したその他の活動（特に、オゾン破壊物質を段階的に削減するための技術転換に関連した、生産施設の技術のグレードアップから生じる増加益を考慮する）（注20）。

ただし、それだけで採算のとれる転換の場合は、GEFの資金供与対象外となる。

オゾン層保護基金と同じ活動の条件を上回らないように、他の費用の適格性も適用される。

#### 遡及的資金供与：

費用は評議会のプロジェクトについての判断に従わなければならない。しかし、実施のための準備が整っているプロジェクトの遅延を回避し、かつ、オゾン破壊物質の段階的削減の迅速な準備を奨励するため、一定の費用は個別に遡及的に資金供与が考慮される。そうした費用についての規定は以下の通りである。

- 実施機関がプロジェクト案を識別した時点でまだ完了していない、あるいは進行もしていないプロジェクトに関連するものに限る。
- 特定の企業に対して承認された無償資金の総額の20%を超えない(注21)。
- 評議会の当該GEFワーク・プログラムの承認の12ヶ月以上前には供与を約束しない。

#### 輸出：

GEFの受益国として適格性がない、あるいはオゾン層保護基金からの支援を受ける適格性のない国に、GEF受益国の企業がオゾン破壊物質またはオゾン破壊物質を含む製品を製造して輸出する場合、供与される費用は削減される。こうした輸出は「該当輸出(relevant exports)」として、供与適格額は以下のように計算される。

- オゾン破壊物質の輸出量が生産量の半分以上を占める企業の費用にはGEFは資金供与しない。
- オゾン破壊物質の輸出量が生産量の半分未満である場合、GEFはそれに比例した部分の費用にのみ資金供与する(注22)。

#### オーナーシップ：

免税地帯に存在する企業、またはGEF適格国以外の国あるいはモントリオール議定書の締約国ではない国に本拠地を置く多国籍企業が完全に所有している企業は、GEF資金供与の適格がない。地元の関係者が部分的に所有している事業の費用は地元の所有権と同じ比率で弁済される。地元のオーナーシップが20%未満の場合、GEFの支援は考慮されない。GEFは受益国の税調整から生じる費用に関しては供与の対象外とする。

#### 運営費用：

純運営費用(運営利益を超えた運営費用)はGEFの資金供与の適格ではない。

#### オゾン破壊物質の利用の増加：

モントリオール議定書が当該国で発効したときにオゾン破壊物質を使っていた企業のみがGEF資金供与の適格がある。資金援助はプロジェクトの見積りの時、または批准の時

のいずれか少ない方のオゾン破壊物質質量に対してのみ行われる。

## 2) 短期的な対応策の基準

提案された措置は以下の基準を満たす。

### 対費用効果性：

各種措置は最小の G E F 資金で最大のオゾン破壊物質の段階的削減を確保する。最も低い費用ですむ段階的削減措置が各準部門及び国で利用される。単価の低いものから実施されるため、段階的削減の単価は、国別プログラムの実施が進行するに従って上昇する。国の段階的削減段階に対応するオゾン層保護基金プロジェクトの段階的削減の単価と利用される技術は G E F プロジェクト案の費用のベンチマークとして使われ、同時に報告される。G E F プロジェクト案の対費用効果がオゾン層保護基金の匹敵するプロジェクトよりも低い場合、プロジェクト文書で格差を明確に正当化することが必要である。

### 成功の可能性：

プロジェクトは成功の可能性が非常に高くなければならない。G E F 無償資金の究極的な受益者の経済的な持続可能性を実証するためには、技術・制度リスクの評価の支援が必要である。資金的に実現可能な事業のみが適格である。

### 国の統合：

提案は国主導で、国別プログラムにおいて国の優先順位の高いものとして出現することが必要である。

### 無毒性：

オゾン破壊物質の代替物質の一部の有毒性を、環境影響評価に基づいて、実施機関の方針と環境に関する優良事例に鑑みて検証する（特にプロジェクトの準備と実施期間中に）。

## 3) 初期の重点

初期プロジェクトは以下の点に重点を置く。

- 各受益国内において最低限の費用で最大限のオゾン破壊物質の達成
- 特にモントリオール議定書付属書 A 及び B に含まれる物質について、モントリオール議定書に基づき合意された規制措置への不遵守の回避
- 全部門または国全体でのオゾン破壊物質の完全な段階的削減（必須の利用を除く）
- 他の G E F 対象分野における追加的な地球規模の環境上の利益の達成

### 第3章 GEF支援事業の実績とその実例

#### 3-1 GEF予算と拠出額

2001年5月現在におけるGEFの承認累計額は約30億ドルであった。その内訳は以下の通りである。

パイロット・フェーズの1991年5月から1994年6月までの資金規模は、約8.6億ドルで、日本の拠出額は1.5億ドルであった。

第1フェーズ(1994年7月～1998年6月)では、表II-1-1に示すように、拠出総額は、約20.22億ドルであった。日本の拠出額は、米国の約4.30億ドルに次いで2番目の規模で、約4.14億ドルであった。

第2フェーズ(1998年7月～2002年6月)では、表II-1-2に示すように、拠出総額は、約20.63億ドルであった。日本の拠出額は、米国の約4.30億ドルに次いで2番目の規模で、約4.12億ドルである。

表II-1-1：主要7カ国拠出額：第1次財源補充期間(第1フェーズ)  
1994年7月～1998年6月(2001年3月財務省資料)

国名	コミット額(100万ドル)	割合(%)
米	430.0	21.26
日	414.6	20.50
独	240.0	11.87
仏	143.3	7.08
英	134.6	6.65
伊	114.7	5.67
加	86.6	4.28
合計	2,022.5	100.00

表II-1-2：主要7カ国拠出額：第2次財源補充期間(第2フェーズ)  
1998年7月～2002年6月(2001年3月財務省資料)

国名	コミット額(100万ドル)	割合(%)
米	430.0	20.84
日	412.6	20.00
独	220.0	10.66
仏	144.8	7.02
英	138.9	6.73
伊	93.6	4.54
加	88.2	4.28
合計	2,063.5	100.00

なお、日本は拠出を全額履行しているが、米国は2億ドル以上の延滞 - 約束していながら実際に拠出しない - があり、今後の第3次の資金規模を検討する上で非常に大きな問題となっている。

### 3 - 2 G E F の支援額の実施機関別配分

2000年におけるG E F 資金の配分は、UNDPに約1.761億ドル、UNEPに0.260億ドル、世界銀行に2.767億ドルであり、その配分比は順に、37%、5%、58%であった。

### 3 - 3 G E F 支援総額の地域別配分

1991年から2000年までの総支援事業額の地域別配分は、表II-3-3、図II-3-1に示している。アジア地域への援助総額は8.70億ドルで全体の30%を占め、ラテンアメリカ地域へは7億ドルで24%、アフリカ地域へは6億ドルで20%、東欧・中央アジア地域へは4.2億ドルで14%、複合・全地域へは3.5億ドルで12%を占める。

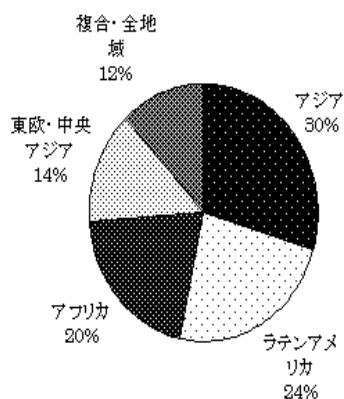
表II-3-3

地域別配分(1991年~2000年)

地域	金額(百万ドル)
アジア	870
ラテンアメリカ	700
アフリカ	600
東欧・中央アジア	420
複合・全地域	350
合計	2,940

財務省資料より

表 II-3-1  
地域別配分割合比



2001年3月財務省資料より

### 3-4 GEF支援額の対象分野別配分

GEFの投資対象分野を、次のような5分野に分けている。

GEF支援対象主要分野：

- (1) 生物多様性：生態系の持続可能な利用と保全
- (2) 気候変動：地球温暖化防止に向けたエネルギー技術の開発と利用
- (3) 国際水域：国際河川や海洋の汚染防止
- (4) オゾン層保護：オゾン層破壊物資の撤廃
- (5) 複合分野：砂漠化防止、森林減少防止等を含めた上記4分野に関連する事業

GEFの総支援額約29.5億ドル(1991年～2000年)の対象分野別配分を見ると、表 II-3-4、図 II-3-2 のように、生物多様性分野が一番多く、次いで気候変動分野、国際水域分野、オゾン層減少分野、複合分野と続く。

2000年度における支援額約4.9億ドルの対象分野別配分は、表 II-3-5、図 II-3-3 に示されるように、上記の設立以来の総支援額における対象分野別配分と同様な傾向を示している。

表 II-3-4 対象分野別配分(1991-2000年)

対象分野	金額(百万ドル)
生物多様性	1,174.5
気候変動	1,080.6
国際水域	399.3
オゾン層保護	159.6
複合分野	130.2
合計	2,944.2

“2000 Annual Report” GEF

図 II-3-2

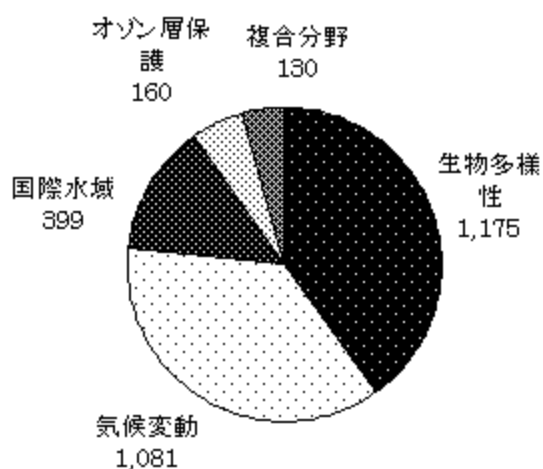
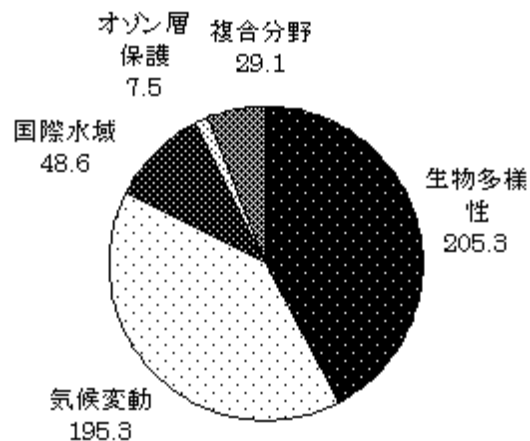


表 II-3-5 対象分野別配分(2000年)

対象分野	金額(百万ドル)
生物多様性	205.3
気候変動	195.3
国際水域	48.6
オゾン層保護	7.5
複合分野	29.1
合計	485.5

“2000 Annual Report” GEF

図 II-3-3



### 3 - 5 G E F 資金の運営プログラム別配分

1999年～2000年の間の支援実績を、次のように、生物多様性、気候変動、国際水域の3分野別に、プログラムへの支援資金の配分、プロジェクトタイプ（フルサイズ・中規模・促進対策の3種のプロジェクト）の配分、地域別の配分として、整理し、それぞれ、表・図に示している。

生物多様性、気候変動、国際水域の分野における運営プログラムにおいては、対象項目を次のように分けている。

#### ( 1 ) 生物多様性

- (a) 乾燥・半乾燥生態系
- (b) 沿岸・海洋・淡水生態系
- (c) 森林生態系
- (d) 山岳生態系
- (e) 条約対応能力構築活動
- (f) 短期的対応策

#### ( 2 ) 気候変動

- (a) 再生可能エネルギーに対する障害の除去
- (b) 低温暖化ガス排出のエネルギー技術の費用削減
- (c) エネルギー効率・保全
- (d) 持続可能な輸送手段
- (e) 条約対応能力構築活動（Enabling Activities）
- (f) 短期的対応策

#### ( 3 ) 国際水域

- (a) 水本体
- (b) 汚染
- (c) 土地と水の複合

以下に、対象分野毎に記す。

#### 3 - 5 - 1 生物多様性

##### 1) 運営プログラム別配分

生物多様性の運営プログラム別配分において、表 II-3-6、と図 II-3-4 によれば、

森林生態系に対する支援額が最も多く4.59億ドルで39%を占め、次いで、沿岸・海洋・淡水生態系の2.27億ドルで19%、乾燥・半乾燥生態系の1.67億ドルで14%、山岳生態系の1.14億ドルで10%、短期対応策の1.59億ドルで14%の順となり、条約対応能力構築活動が0.47億ドルで4%と最も少ない。

## 2) プロジェクトタイプ別配分

プロジェクトタイプ別配分の表によれば、生物多様性の場合、フルサイズ（大規模）プロジェクトが93%も占めていることがわかる。

## 3) 地域別配分

地域別配分の表によれば、ラテンアメリカ・カリブ諸国への支援額が最も多く4.12億ドルで35%を占め、次いで、アフリカ地域の3.19億ドルで27%、アジア地域の3.02億ドルで25%と続き、ヨーロッパ地域が0.88億ドルで8%、全世界の0.36億ドルで3%、地域の0.15億ドルで1%となっている。

表 II-3-6 生物多様性の運営プログラム別配分(1991～2000年)

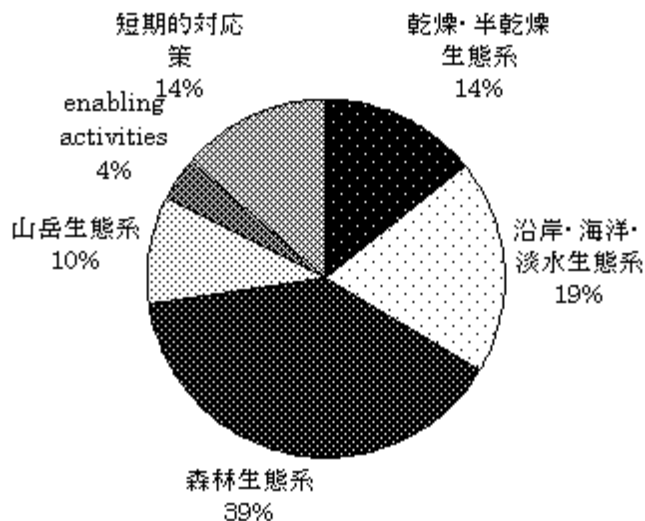


図 II-3-4

運営プログラム	百万ドル
乾燥・半乾燥生態系	167.4
沿岸・海洋・淡水生態系	227.1
森林生態系	459.1
山岳生態系	114.4
条約対応能力構築活動	47.3
短期的対応策	159.1
合計	1,174.4

表 II-3-7

生物多様性のプロジェクトタイプ別配分(1991~2000年)

プロジェクトタイプ	割合 %
フルサイズプロジェクト	93
中規模プロジェクト	4
条約対応能力構築活動	3

図 II-3-5

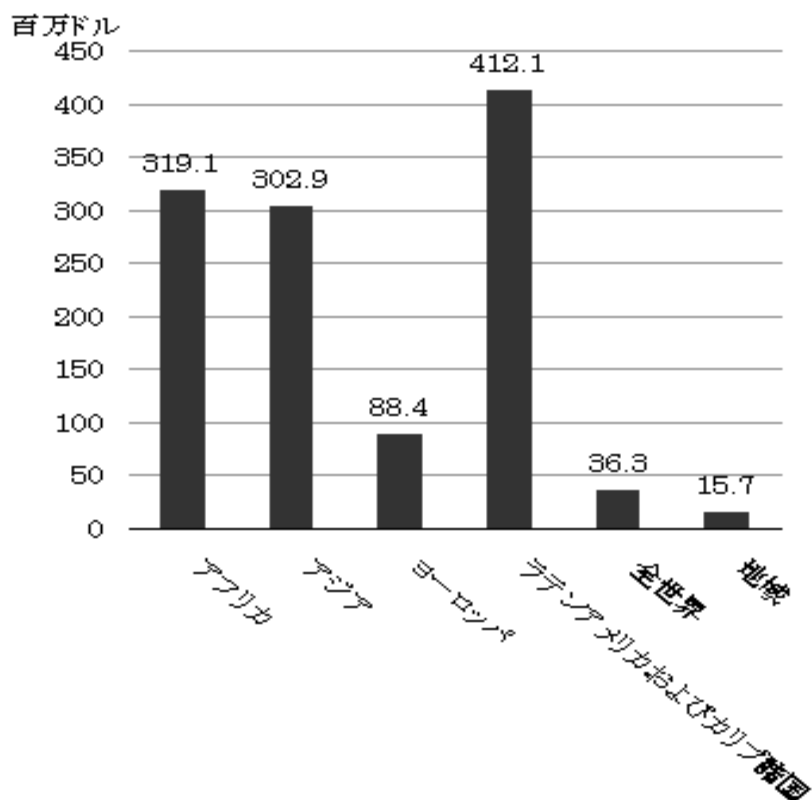


表 II-3-8

生物多様性の地域別配分  
(1991～2000年)

地域	百万ドル
アフリカ	319.1 (27%)
アジア	302.9 (25%)
ヨーロッパ	88.4 (8%)
ラテンアメリカ・ カリブ諸国	412.1 (35%)
全世界	36.3 (3%)
地域	15.7 (1%)

合計 1,174.5

“2000 Annual Report “GEF” より

### 3-5-2 気候変動

#### 1) 運営プログラム別配分

気候変動の運営プログラム別配分において、表 II-3-9 と、図 II-3-6 によれば、「エネルギー効率/保全」に対する支援額が最も多く、3.94 億ドルで 36% を占め、次いで「温暖化ガス排出の少ないエネルギー技術の低費用化」には 2.50 億ドルで 23%、「持続可能な輸送手段」には 2 億ドルで 19%、「短期的対応策」には 1.37 億ドルで 13%、「条約対応能力構築活動」には 0.82 億ドルで 8%、「再生可能エネルギーに対する障害の除去」には 0.15 億ドルで 1% である。

#### 2) プロジェクトタイプ別

プロジェクトタイプ別の表 II-3-10 によれば、大規模プロジェクトが 92% を占めている。気候変動においては、条約対応能力構築活動が次いで 7% となっている。

#### 3) 地域別配分

地域別配分の表 II-3-11 と図 II-3-7 によれば、気候変動においては、アジア地域が最も多く、4.47 億ドルで 41% を占め、次いで、ラテンアメリカ・カリブ地域

の2.24億ドルで21%を占め、アフリカ地域の1.61億ドルで15%、全世界で1.27億ドルの12%、ヨーロッパの1.11億ドルの10%、最後が、地域の1%以下である。

図 II-3-6

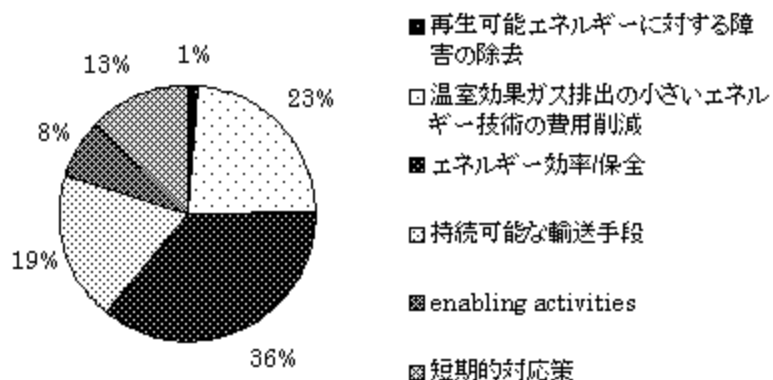


表 3-9

気候変動運営プログラム別配分

運営プログラム	百万ドル
再生可能エネルギーに対する障害の除去	15.2
温室効果ガス排出の小さいエネルギー技術の低費用化	250.7
エネルギー効率/保全	394.6
持続可能な輸送手段	200.3
条約対応構築活動	82.5
短期的対応策	137.3
合計	1,080.6

### 3 - 5 - 3 国際水域

#### 1) 運営プログラム別配分

国際水域の運営プログラム別配分において、表 II-3-1 2 によれば、水域関連への配分が最も多く 1.92 億ドルで 48% を占め、汚染関連に 1.11 億ドルで 28%、土地と水の複合関連へは 0.958 億ドルで 24% となっている。

#### 2) プロジェクトタイプ別

国際水域の場合は、表 II-3-1 3 によれば、大規模（フル・サイズ）プロジェクトが、99% とその殆どを占めている。

#### 3) 地域別配分

地域別配分においては、表 II-3-1 4 によれば、アジア地域への配分が 1.16 億ドルで 30% と最大であり、次いで、アフリカ地域へ 1.02 億ドルで 26%、ラテンアメリカ・カリブ地域へ 0.607 億ドルで 15%、ヨーロッパ地域へ 0.505 億ドルで 12%、地域へ 0.427 億ドルで 11%、全世界へ 0.267 億ドルで 6% となっている。

表 II-3-1 2

運営プログラム	百万ドル
汚染	1 1 1 . 0 ( 2 8 % )
水域	1 9 2 . 4 ( 4 8 % )
土地と水の複合	9 5 . 8 ( 2 4 % )

合計 3 9 9 . 3

“2000 Annual report” GEF

表 II-3-1 3

#### 国際水域のプロジェクトタイプ別配分

(1991 ~ 2000年)

プロジェクトタイプ	%
フルサイズ（大規模）プロジェクト	99
中規模プロジェクト	1

表 II-3-14

国際水域の地域別配分(1991～2000年)

地域	百万ドル
アフリカ	102.3 (26%)
アジア	116.4 (30%)
ヨーロッパ	50.5 (12%)
ラテンアメリカ・カリブ諸国	60.7 (15%)
全世界	26.7 (6%)
地域	42.7 (11%)

### 3-6 GEF 支援額の非政府グループ別配分

#### 1) 対象分野別配分

非政府グループの活動に支援された GEF の資金を、対象分野別配分として示された図 II-3-8 によれば、気候変動関連へが 2.99 億ドルで 47%、生物多様性関連へが 2.94 億ドルで 46% と全体額の殆どを占め、国際水域関連へが僅かに 0.49 億ドルで 7% となっており、オゾン層破壊と複合分野へは殆ど無いに等しい状態である。

#### 2) 非政府グループへの GEF 支援額の変化

非政府グループの活動に対して支援された GEF の資金は、図 II-3-9 によれば、1998 年から増加の傾向を示し、2000 年においては、パイロット・フェーズから比較すると、6 倍にも増加していることが解る。GEF において NGO の参加促進のための様々な取り組みに加えて、

(参考：[http://www.GEFweb.org/partners/partners-Nongovernmental\\_Organ/partners-nongovernmental\\_oragan.html](http://www.GEFweb.org/partners/partners-Nongovernmental_Organ/partners-nongovernmental_oragan.html)) NPO/NGO が GEF を理解し有効に活用できるように、1997 年度に IUCN と NGOs が作成した「GEF リオからニューデリーへ：NGO へのガイド」(第 5 章 3 参照) など NGO 側からの積極的な取り組みが、NG お主導のプロジェクト形成増加につながったと考えられる。

#### 3) 非政府グループの内訳

GEF の支援額を活用する非政府グループの内訳は、図 II-3-10 によれば、受益国内の地方グループが最も多く 41% を占め、次いで、受益国内の学術機関が 20% を占め、

受益国内民間企業が12%を合わせると、受益国内の非政府グループがGEF支援額の73%を占めていることがわかる。また、当該地域内のNPO/NGOグループが8%で学術機関が1%を占めることになり、受益国内とその周辺地域の非政府関係者を合わせると、GEF支援額の8割強を活用していることになる。

国際非政府グループが占める割合は17%で第3位、国際民間企業の割合は1%であり、非政府グループへの支援額の中で2割弱が、受益国外のグループに活用されていることになる。

図 II-3-8 GEF 資金の非政府グループへの配分 “GEF Annual Report 2000” より

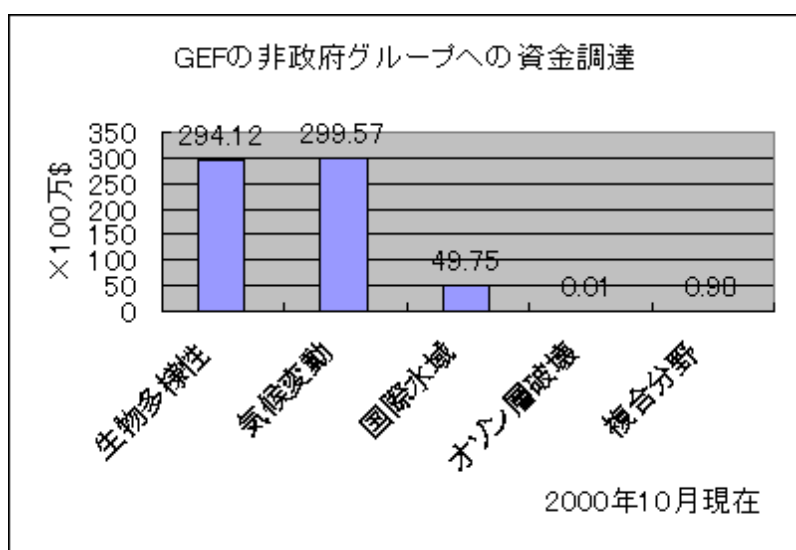
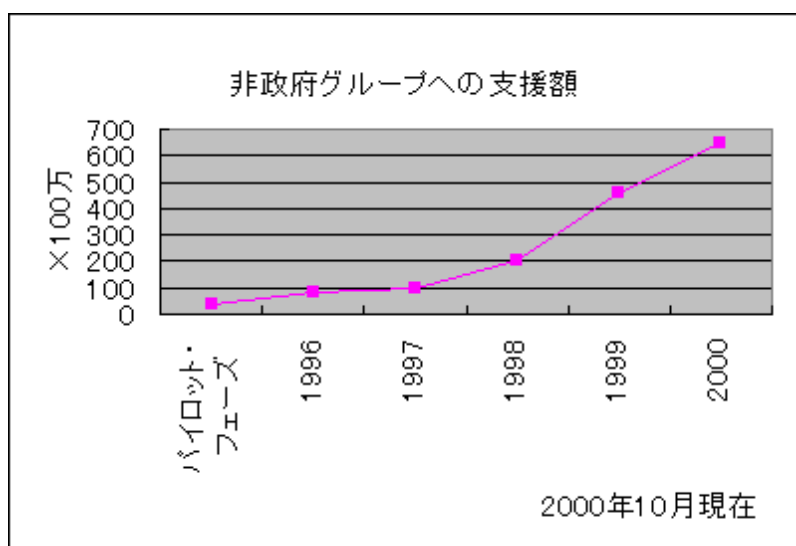
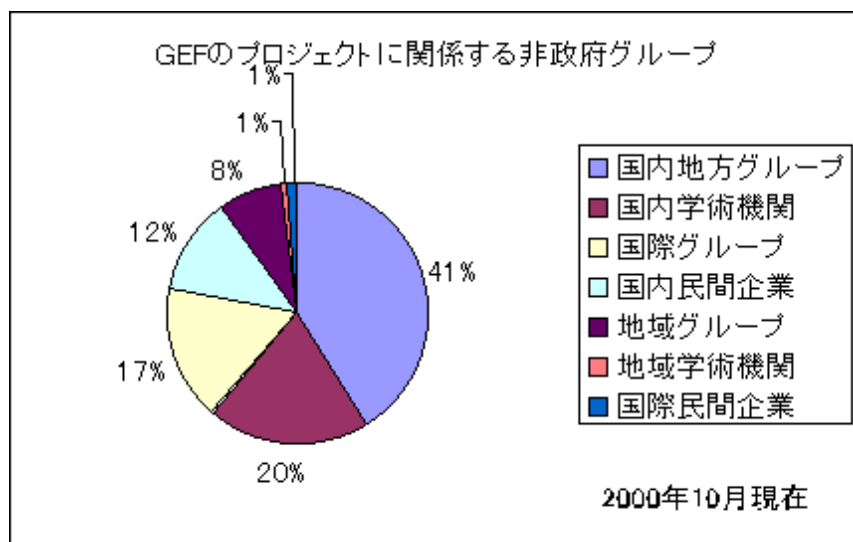


図 II-3-9





### 3 - 7 GEF支援プロジェクトの実例

上述したGEFの支援額が、実際にどのような国で、どのような実施機関によって、どのようなプロジェクトで活用されているのか、その概要を把握できるように、現在進行しているプロジェクトの実例を、GEFの1999年度と2000年度の年次報告書から以下に紹介する。詳細は、GEFや実施機関のwebsiteで参照していただきたい。

#### 3 - 7 - 1 生物の多様性

2000年度に新規に展開されているプロジェクトは、表 によれば18件あり、そのうち全世界対象が1件、17件が14ヶ国で多様な形で行われている。1999年度の事例から、4つのプロジェクトを以下に紹介する。

##### 1) ボリビアー乾燥地帯生態系 実施機関：世界銀行 大規模プロジェクト

ボリビアは、4つの主要な生態系の接点に位置し、南米にある哺乳類・鳥類の約5分の2が棲息する。ボリビア国土の17%は、18の自然保護区に指定されている。

GEFは、1500万ドルの無償援助(3,000万ドル以上の協調資金がなされ)により、少数民族のコミュニティと調和をしながら、自然保護システムの強化を図る。

当面は、保護区の管理を改善し、民間信託基金を立ち上げること、長期的には、合意に基づく保護計画と、持続性を達成するための追加的施策の実現とを目的とする。

## 2) インドネシアー沿岸・海洋・淡水生態系 実施機関：世界銀行 大規模プロジェクト

1、000万ドル（GEFからは600万ドル）プロジェクトは、インドネシア東部の Maluku 州にある四つの生物的に豊かな島とその周辺を対象としている。持続不可能な森林伐採と採鉱、破壊的な漁業方法、保護種であるジュゴン、オウム、ウミガメの違法貿易、不適切な沿岸域の開発は全てこの地域の脅威となっている。このプロジェクトは、Manusela 国立公園の管理を改善し、Lolabata-Akitajawe 国立公園を設置し、海洋保護区のシステムを拡大し管理するように計画されている。環境行動と関連する開発グラント（無償援助）を提供し、伝統的な自然資源の管理システムを復活させる

ことで、地元の共同体の参加を奨励するものである。地元共同体グループ、NGO、企業セクターが、エコツーリズムの展開や保護区の計画と管理に参画する。

## 3) ガイアナ楯状地ー森林生態系 実施機関：UNDP-大規模プロジェクト

ガイアナ全域、スリナム、フランス・ギアナ、ベネズエラの隣接部を含む（主に先カンブリア紀の岩石でできている地質上から区別される）平らで広大な地域は、地球上の熱帯林の中でも殆ど分断されること無く広がる熱帯林の代表的な地域のひとつである。1、830万ドルプロジェクト（GEFからは950万ドル）は、二つの地球規模で重要な代表的な地区 中央スリナム自然保護区と南スリナムにある Sipaiwini 自然保護区 の管理を強化するものである。このプロジェクトには、また、対象を絞った意識の向上や教育推進、代替の生計（エコツーリズムを含む）を促進し、保護区の管理のために資金の持続可能性を確保するための長期的資金調達メカニズムの創造をとうして、スリナムにおける保全を支持する仕組みを築くことも含まれる

## 4) カザフスタン・キルギス共和国・ウズベキスタンー山岳生態系 実施機関：世界銀行 大規模プロジェクト

カザフスタン、キルギス共和国、ウズベキスタンにある西部天山山脈には、220種の薬草・ハーブを含む3,000種の植物が生育し、また、他の地域では絶滅に瀕している白爪熊、雪豹、ユーラシア鷲フクロウ、ヒマラヤグリフィン鷲等を含む多くの動物が棲息している。また、リンゴ、ナッツ、チューリップ、ブドウ等の多くの商品植物の種がこの地を原産としている。1360万ドル（うち GEFから1,010万ドル）の「中央アジア生物多様性プロジェクト」は、家畜の過放牧や森林乱伐に対応するため、代替生計手段を開発し、各国の政策、規制等を強化・調整しようとするものである。

### 3 - 7 - 2 気候変動

2000年度に新規に展開されているプロジェクトは、表 によれば、16件であり、14ヶ国で行われている。1999年度の事例から、3つのプロジェクトを以下に紹介する。

#### 1) モロッコー再生可能エネルギーへの適応促進 実施機関：UNDP 大規模プロジェクト

モロッコ地方では、燃料を木材生物資源に過度に依存しているため、森林乱伐や土壌劣化を招いている。530万ドル(GEFから300万ドル)プロジェクトは、太陽熱温水器の市場拡大を支援するため、機器の品質向上、価格面の実業化、意識の向上、推進施策の策定等に取り組む。このうち、GEFは、普及面を資金援助し、今後4年間で延べ10万平方メートルの太陽熱温水技術の普及を図る。より長期的には、

公的・民間双方の地元資金3,000万ドルの関連投融資が見込まれる。

#### 2) フィリピン - 温暖化ガス排出の少ない発電技術の長期コスト低減 実施機関：世界銀行、IFC 大規模プロジェクト

750万ドル(うち GEFから400万ドル)の新規プロジェクトによって、ガヤン・デ・オロ電力会社(フィリピン・ミンダナオ島の民間電力会社。総発電力80メガワット)の、水力・太陽熱結合型の1メガワット光電池発電施設建設を支援する。このプロジェクトは、水力・太陽熱結合型発電の環境面・経済面の利点を 実現した、途上国における最初の本格的な事例である。

#### 3) レバノンーエネルギー効率と保全のための障害を除去 実施機関：UNDP 大規模プロジェクト

レバノン政府は、エネルギー需要が年4-6%の成長率と予測される事態に直面して、エネルギー効率を強調する方法を捜し求めている。新規の540万ドル(うち GEFから340万ドル)プロジェクトは、「需要サイド」のエネルギー効率を改善しながら温暖化ガスを削減すること求める。具体的には、エネルギー保全センターを設立し、エネルギー効率の障害を取り除き、公的と民間セクターの工場に技術的・資金的サービスを提供するための計画を立てることである。

### 3 - 7 - 3 国際水域

2000年度に新規に展開されているプロジェクトは、表 によれば5件あり、4ヶ国で行われておる。1999年度の事例から3つのプロジェクトを以下に紹介する。

#### 1) カスピ海 水域プログラム－実施機関：UNDP, UNEP, 世界銀行 大規模プロジェクト

1,830万プロジェクト(うち GEFから830万ドル)は、越境的な問題の優先度と、カスピ海地域の環境プログラムの一部であるそれらの取り組みのための国別の行動とを定めるものである。なお、その環境プログラムは、カスピ海に面する国々、GEF, UNEP, 他の支援機関によって資金援助が行われている。このプロジェクトでは、地域の調整メカニズムを作り上げ、アクションと投資を導く越境的な水関連の環境問題を分析し、戦略的アクションプログラムを形成・承認し、国レベルのアクション 計画を準備する。

#### 2) オセアニア地域 土地と水の複合プログラム－実施機関：UNDP - 大規模プロジェクト

20320万ドル(うち GEFから1230万ドル)プロジェクトは、オセアニア地域における沿岸と海洋資源の持続可能な管理に貢献するものである。沿岸と水域の総合的管理の努力は、地表水を含む淡水供給、海洋保護地区の設定、持続可能な沿岸いい漁業、ツーリズムの展開に焦点を絞っている。海の漁業管理の努力は、西太平洋の温暖なプール生態系 ここは西太平洋マグロ漁場に対応する地域 に焦点を当て ている。この地域には、クック諸島、ミクロネシア連邦、フィジー、キリバス、マーシャル諸島、ナウル、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、バヌアツが含まれる。

#### 3) ブラジル－汚染物質プログラム－実施機関：UNEP 大規模プロジェクト

2,020万ドル(うち GEFから480万ドル)プロジェクトで、ブラジルのリオ・サンフランシスコ河流域の有機・重金属汚染と土壌流失に対する対応を支援する。この河は、生物的に豊穡な南西太平洋とブラジル海流に注ぎ込んでいる。このプロジェクトは、政府が国家水資源新法によって流域における水利用料金制度を整備することなどを支援する。また、より効率的な水利用の推進と悪化しつつある海岸地域の環境レベル向上のための法整備を働きかけるものである。

### 3 - 7 - 4 オゾン層破壊

2000年度に新規に展開されているプロジェクトは、表 によれば1件である。  
1999年度の事例を1件以下に紹介する。

#### 1) ウズベキスタン—オゾン層破壊物質の段階的廃止 実施機関：UNDP 大規模プロジェクト

347万ドル(うち、GEFから332万ドル)プロジェクトは、ウズベキスタン共和国がモントリオール議定書に基づくオゾン層破壊物質の段階的廃止の義務を履行することを支援し、国別計画の実施を促進するための技術協力を行う。冷却剤部門でのフロン等のオゾン層破壊物質使用の段階的廃止を主たる対象とし、また、国別計画の実施促進のための機関・企業レベルの技術協力も実施する。

### 3 - 7 - 5 複合分野

2000年度に新規に展開されているプロジェクトは、表 によれば2件である。  
1999年度の事例を1件以下に紹介する。

#### 1) インドネシア—インドネシア森林火災と東南アジア地域煙害防止緊急対応対策 - 実施機関：UNEP 中規模プロジェクト

85万ドル(うち、GEFから75万ドル)プロジェクトは、インドネシアと隣接活国による森林火災の影響緩和のための地域的取り組みを調整することにより、これらの国を支援するものである。国家と地域の防災計画を策定すること、森林火災に対処する早期警告システムなどの方策を実施することを、その目的とする。具体的には、生態系や二酸化酸素吸収源の修復不可能な喪失を緩和するために、森林火災の消火に必要とされる技術支援を行うなど、国と地域の消防能力を向上させるものである。

表 II-3 - 15 2000年度の新規プロジェクト

新規プロジェクト "GEF Annual Report 2000" より

場所	プロジェクト名	実行機関	GEF の 割り当て	総費用 (100万)
----	---------	------	------------------	---------------

生物多様性

世界	Millenium Ecosystem Assesment (ミレニアム生態系評価)	UNEP	7.31	24.92
アフリカ	Maloti-Drakensberg Conservation and Development Project (マオティ-ドラケンスバーグ保全/開発プロジェクト)	World Bank	15.50	33.20
バングラデシュ	Coastal and Wetrand Biodiversity Management at Cox's Bazar and Hakahuki Haor (コックス市場とハカスキハオルでの海岸と湿地の生物多様性管理)	UNDP	6.20	13.28
ブラジル	Amazon Region Protected Areas Program (アマゾン地域の保全地域計画)	World Bank	30.35	89.35
ブラジル	Promoting Biodivercity Conservation and Sustainable Use in the Frontier Forests of Northwestern Mato Grosso (北西マトグロッセの森林境界地域における生物多様性の保全と持続的利用の促進)	UNDP	6.98	16.11
コロンビア	Conservation of Biodiversity in the Sierra Nevada de Santa Marta (サンタルタのシエラネバダ州の生物多様性の保全)	World Bank	9.38	20.49
コロンビア	Conservation and Sustainable Use of Biodiversity in the Andes Region (アンデス地域の生物多様性の保全と持続的利用)	World Bank	15.35	30.35
コスタリカ	Ecomarkets (エコマーケット)	World Bank	8.33	60.23
エクアドル	Control of Invasive Species in the Garapagos Archipelago (ガラパゴスの多島海における移入種の管理)	UNDP	18.68	41.54
エジプト	Conservation snd Sustainable Use of Medicinal Plants in Arid and Semi-arid Ecosystem (乾燥 準乾燥地域生態系の中での薬用植物の保全と持続的利用)	UNDP	4.29	9.05
ガーナ	Northern Savanna Biodiversity Conservation (NSBC) Project (北サバンナ生物多様性保全プロジェクト)	World Bank	7.90	47.80

メキシコ	Indigenous and Community Biodiversity Conservation (土地に固有の かつ共同体の生物多様性保全)	World Bank	7.50	18.70
メキシコ	Mesoamerican Biodiversity Corridor (メソアメリカ生物多様性回廊)	World Bank	15.20	93.31
モロッコ	Transhumance for Biodiversity Conservation in the Southern High Atlas (南高アトラスにおける生物多様性保全のための **)	UNDP	4.37	10.44
フィリピン	Samar Island Biodiversity Project : Conservation and Sustainable Use of the Biodiversity of a Forested Protected Area (サマル島生物多様性プロジェクト: 森林保全地域の生物多様性の保全と持続的利用)	UNDP	6.11	13.31
タンザニア	Development of Mnazi Bay Marine Park (ムナニ湾海洋公園の開発)	UNDP	1.62	3.69
トリニダード=トバゴ	Protected Areas and Wildlife Management Project (保全地域と野生生物管理プロジェクト)	World Bank	4.20	16.80
ベネズエラ	Conservation of the Biological Diversity of the Orinoco Delta Biosphere Reserve and Lower Orinoco River Basin (オリノコ三角州生物圏とオリノコ川下流域の生物多様性の保全)	UNDP	9.79	33.07

#### 気候変動

ブラジル	Hydrogen Fuel Cell Buses for Urban Transport (郊外の交通のための水素電池バス)	UNDP	12.60	21.77
中国	Enabling China to Prepare Initial National Communication to the UNFCCC (中国が UNFCCC に重要な国家的な伝達の準備をすることを可能にする)	UNDP	3.60	3.84
中国	Second Beijing Environment Project (第二次北京環境プロジェクト)	World Bank	25.00	462.00
キューバ	Co-generation of Electricity and Steam Using Sugarcane Bagasse and Trash (サトウキビの絞りカスとゴミを使った電気と蒸気のコジェネレーション)	UNDP	12.52	85.75

ギアナ	Rural Energy (農村のエネルギー)	World Bank	2.00	10.00
ハンガリー	Szombathely CHP/Biomass Project (ツオンバテリー CHP / バイオマスプロジェクト)	World Bank	2.50	28.00
インド	Biomass Energy for Rural India (農村のためのバイオマスエネルギー)	UNDP	4.21	8.82
インドネシア	West java/lakarta Environmental Management Project (西ジャワ / ラカルタ 環境マネジメントプロジェクト)	World Bank	10.00	27.00
カザフスタン	Wind Power Market Iniciative (風力発電市場の導入)	UNDP	2.90	7.61
メキシコ	Methan Capture and Use (Landfill Demonstration Project) (メタンの集積と利用(埋め立て実演プロジェクト))	World Bank	6.53	23.15
メキシコ	Hyblid Solar Thermal Power Plant (ハイブリッド太陽熱発電プラント)	World Bank	49.35	178.00
フィリピン	Metro Manila Urban Transport Integration Project - Marikina Bikeways Project Component (メトロマニラ郊外交通統合プロジェクト - マリキナ・バイク道路プロジェクト)	World Bank	1.88	2.06
ポーランド	Kracaw Energy Efficiency Project (クラクフ エネルギー効率化プロジェクト)	World Bank	11.00	99.09
タイ	Removal of Barriers to Biomass Power Generation and Co-generation (バイオマス発電とコジェネレーションにとっての障害を取り除く)	UNDP	6.83	73.22
ウガンダ	Rural Energy for Development (発展のための農村エネルギー)	World Bank	30.35	375.35
ウルグアイ	Enabling Activity : Uruguay's Second National Communication to the UNFCCC : Programs of General Measures and Voluntary Greenhouse Gass Emissions Reduction (可能な活動: ウルグアイの UNFCCC に対する2度目の国家的伝達: 一般的な測定と自発的な温暖化ガス排出の削減計画)	UNDP	0.60	0.89

表 II-3-10 気候変動のプロジェクトタイプ別配分

プロジェクトタイプ	%
フルサイズ(大規模)プロジェクト	92
中規模プロジェクト	1
条約対応能力構築活動	7

図 -3-7

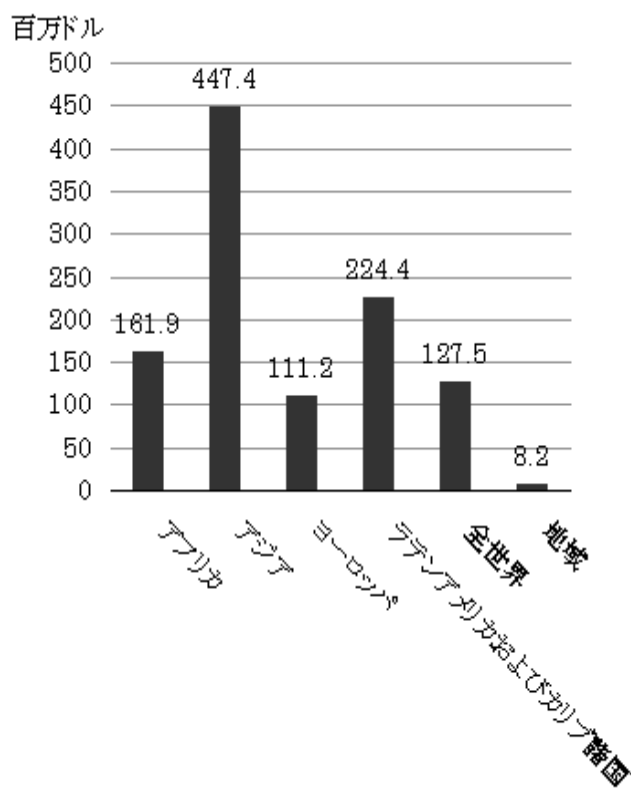


表 II-3-11  
気候変動の地域別配分(1991-2000年)

地域	百万ドル
アフリカ	161.9 (15%)
アジア	447.4 (41%)
ヨーロッパ	111.2 (10%)
ラテンアメリカ・カリブ諸国	224.4 (21%)
全世界	127.5 (12%)
地域	8.2 (1%)
合計	1,086

“2000 Annual Report” GEF

国際水域

世界	Regionally Based Assesment of Persistent Toxic Substances (永続的に有毒な物質の地域的評価)	UNDP	3.00	4.99
アフリカ	Implimentation of the Strategic Action Program (SAP) Towerd Achivement of the Integrated Management of the Benguela Current Large Marine Ecosystem (ベンゲラの現存する広大な海洋生態系の統合された管理を達成するための戦略的な行動計画の実行)	UNDP	15.46	38.91
アフリカ	Reversal of Land and Water Degradation Trends in the Lake Chad Basin Ecosystem (チャド湖沿岸の生態系における土地と水の減退傾向を逆転させる)	UNDP/W B	9.95	13.08
アジア/太平洋	Reducing Environmental Stress in the Yellow Sea Large Marine Ecosystem (黄海の広大な海洋生態系における環境負荷の低減)	UNDP	14.74	25.05
ラテンアメリカ/ カリブ	Formuration of the Strategic Action Program for the Integrated Management of Water Resources and the Sustainable Development of the San Juan River Basin and Its Coastal Zone (サンジュアン川とその海岸地域の水資源の統合された管理と持続的開発のための戦略的行動計画の公式化)	UNDP	3.93	5.37

オゾン層破壊

カザフスタン	Program for Phasing Ozon Depleting Substances (オゾン破壊物質の調整のためのプログラム)	UNDP/U NEP	5.60	6.36
--------	--	---------------	------	------

複合分野

ベニン	Program for the Management of Forests and Adjacent Lands (森林と乾燥地域の管理のためのプログラム)	World Bank	6.30	28.30
世界	Small Grants Program (Second Operational Phase) (小額補助金プログラム(第2次実行過程))	UNDP	22.82	46.82

## 第4章 GEF案件プロジェクトサイクル

### 4-1 実施機関と関連機関のGEFに対する役割と政策

#### 4-1-1 世界銀行

世界銀行はGEFにおいて、統合的な役割を果たしている。GEFは、1991年世界銀行理事会の決議により地球環境の保護を支援し、環境上健全かつ持続可能な経済開発を推進するパイロット・プログラムとして設立された。同決議は、GEFプログラムの実施に関して、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）、世界銀行の間での協力のあり方を規定した。

世界銀行は、世銀内に設置されたGEF事務局を含む役割とともに、UNDPとUNEPとともに実施機関としての役割をも担い、多国間開発銀行、専門機関及び国連の各計画、二国間開発銀行、民間部門、学術機関、および非政府機関などの他の機関とも、GEFプロジェクト準備および実行のための調整を行う。

即ち、世界銀行は、投資プロジェクトの企画・運営を実施することにおいて主要な役割を果たす。特に、適格国におけるGEFの目標や各国の持続可能な開発のための戦略に合致する投資機会の発掘や、民間セクター資金の動員に関する経験を活用して貢献する。また、GEFの実施機関の一つとして、世界銀行はリスクが高いが環境にやさしい技術及び自然資源管理に対する革新的なアプローチを推進する機会を提供する。世銀は過去のプロジェクトによる経験から、地球環境を向上させるための行動が国の持続可能な開発を進展させ、貧困を減少させることを学んできている。

詳細については、以下の資料を参照されたい。

添付資料 改組後のGEF設立のための文書（Instrument for the Establishment of the Restructured Global Environment Facility） 1994年

<http://wbln0018.worldbank.org/essd/geo.nsf/e270ddaa29be6c988525660400726763/3d5bf673ee87d990852568f10075f3fa?OpenDocument>

#### 4-1-2 国連開発計画（UNDP）

地球環境問題の解決と貧困の緩和の課題は、互いに密接に繋がっており、双方にともに取り組むことで効果が上がると考えている。UNDP-GEFは、これらの目的を同時に、並行的に追求するための対策を実施している。

まず、地球環境問題に取り組むには、ガバナンスの分野を強化することが重要であるため、UNDP-GEFプロジェクトは、地球環境保全を目的とする政策立案と国家発展

目標とを達成するための検証の機会を提供している。

次は、UNDP - GEFプロジェクトは、地元住民が多国間条約へ対応できるように支援することである。グローバル化の問題から生じてくるリスクとチャンスに対処しやすくするための戦略や方向性を提示する。

従って、UNDP - GEFが特に重点を置くのは、能力向上プログラムと技術援助プロジェクトの開発と管理の確保である。

2000年6月現在、UNDP - GEFポートフォリオの合計は10億4500万USドル(コファイナンスの9633億5000万USドルを含まず)である。小規模グラントを含めず、580以上のプロジェクトが現在ポートフォリオにあり、その規模は1万USドルから1500万USドルまでである。プロジェクトの実施にあたっては、草の根からハイレベルの政策決定者にいたるまであらゆるレベルの人々の参加を目指している。

UNDPはGEFを代表して、以下の団体に対するイニシアティブも担当している。小規模グラントプログラム(Small Grants Programme)、国内対話ワークショップ(Country Dialogue Workshops)、能力開発イニシアティブ(Capacity Development Initiative)、国別情報支援プログラム(National Communications Support Programme)、生物多様性計画策定支援プログラム(Biodiversity Planning Support Programme)である。

日本語によるUNDP紹介は、<http://www.undp.or.jp>を参照されたい。

英語によるUNDP紹介は、<http://www.undp.org/GEF/index.html>を参照されたい。

小規模グラントプログラムについては、上記のほか、

<http://www.undp.org/sgp/whatsgp/whatissgp.html>

国内対話ワークショップについては、

<http://www.undp.org/GEF/workshop/main.html>

能力開発イニシアティブについては、

[http://www.undp.org/GEF/web\\_files/index.html](http://www.undp.org/GEF/web_files/index.html)

国別情報支援プログラムについては、

<http://www.undp.org/cc/index2.html>

生物多様性計画策定支援プログラムについては、

<http://www.undp.org/bpsp/about/desc.html>

#### 4 - 1 - 3 国連環境計画(UNEP)

UNEPは科学技術分析の発展を促進し、GEFが資金供与する活動の環境管理を推進するという重要な役割を持っている。UNEPは、GEFが地球や、地域と国の環境評価や、政策枠組と計画や、国際的な環境に関連して戦略的に資金供与するため、以下のよう

な役割を果たしている。

- i. 地球規模の、地域的な、及び国レベルの環境評価・枠組み及び計画に対し、また国際的な環境に係わる合意に対し、GEFの資金供与活動についてのガイダンスを与える。
- ii. GEFプロセスの科学的・技術的完全性を確保するためすべてのレベルに必要な科学的・技術的情報を提供し、GEF運営戦略の形成に有効に貢献する
- iii. GEFの運営を強化するよう、UNEPが開発を支援してきた地球規模及び地域の枠組と戦略の観点を提供する
- iv. GEFが取り組む地球環境問題の重大な面について増加した理解、知識及び意識に直接に貢献する戦略的な本質的で重要性のあるプロジェクトを実行し、パートナー機関の要請に応じてパートナー機関のプロジェクトの実行に貢献する。
- v. 政府及び関係組織の要請により、各国がニーズを評価しプロジェクト・アイデアを開発するのを支援する

その役割を実現するにあたり、UNEPはその地域のプレゼンス、関連国際条約の事務局との連携、国連機関及び、非政府組織、研究機関を含め、関連団体の法的設立文書及び密接な連携を活用し、環境問題での行動の検知・評価・促進において専門知識と経験を築いている。

また、UNEPは、GEFに対する諮問機関として科学技術助言パネル（STAP）を設立、支援することに責任を負う。

<http://www.unep.org/gef/introduction.htm#Uneprole>

#### 4 - 1 - 4 地域開発銀行

地域開発銀行である、アフリカ開発銀行、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行の四銀行は、受益国がプロジェクトコンセプトを見定めるのを助け、一部のプロジェクトの準備を管理し、また、一部のプロジェクトに対して、実施機関と実施責任を分担する役を、担っている。

#### 4 - 1 - 5 オゾン層保護基金（Multilateral Fund）

モントリオール議定書は、オゾン層を破壊する特定の「規制物質」の生産と消費の削減に関する合意されたスケジュールを含んでいる。ロンドン改正及びコペンハーゲン改正により、開発途上国に資金及び技術援助を提供する資金メカニズム、オゾン層保護基金が設立された。これらの改正では、資金メカニズムが「合意された増加費用」アプローチを資

金供与手段に利用することも求めている。オゾン層を保護するさらなる段階の緊急性を考慮し、1992年にコペンハーゲンで開かれた第4回締約国会合は、オゾン層破壊物質の段階的削減を促進するため、さらなる修正と改正を採択した。

他のGEFの方針(プロジェクト・サイクルや増加費用に関する方針)と一致する限り、この分野の資金供与活動に関するGEFの運営方針はオゾン層保護基金の運営方針にも一致する。

GEF設立文書に従い、GEF事務局はモントリオール議定書及びオゾン層保護基金の両事務局と活動の調整、相互利益の情報交換、プロジェクト評価の方法と手法、議定書締約国の関連決議の解釈などの協力分野を明らかにする書簡を交換してきた。この協力によりモントリオール議定書の法的範囲内でのオゾン層破壊物質の段階的削減と運営との整合性及び相補性を促進する。

付属文書4：運営戦略(Operational Strategy)1996年、P.63RL.1~P.64LL.21

#### 4-1-6 国際金融公社 (IFC)

国際金融公社(IFC)は、世界銀行グループの中で開発途上国における民間セクターへの持続可能な投資の促進により、貧困の削減と生活水準の向上に対する支援を目的とする機関である。融資や出資を通して加盟国政府からの出資金と国際資本市場で調達した借入金を運用する。途上国における民間セクタープロジェクトへの出融資額は、世界最大である。IFCは、ある民間セクタープロジェクトが、「商業的、環境的、社会的に実行可能で、かつ、持続可能な発展を推進する」と認められた時のみ出融資を行う。

1956年に設立されて以来、IFCは、140ヶ国の開発途上国における2,636企業・プロジェクトに対して、総額310億USドルの投融資を行うとともに、民間金融機関からの協調融資により総額200億USドルを資金動員してきた。

最も緊急優先事項のひとつに環境問題を置いて、IFCは、GEFの仕組みを通して民間の資金と技術を活用するための戦略の中で、活発に活動を行っている。

今までGEF活動は、政府とNGOとのパートナーシップを中心に進められてきており、民間セクターの役割は物資の調達、技術指導といった程度のものでしかなかった。しかし、21世紀に、地球環境を保全する目的を達成するために、GEF活動の有効性を高めるためには、民間セクターの役割の増大とともに、IFCがGEFで果たす役割への期待が高まっている

#### 4-2 GEF プロジェクト・サイクル

以下の内容は、2000年11月1日~3日のGEF評議会で承認された、最新の「GEF Project Cycle」からの抜粋である。今後、日本の関係者が、GEFの資金を活用して、

途上国でその国のNGO・NPOや企業とプロジェクトを展開する場合は、このプロジェクトサイクルに従うことになる。注については、添付資料を参照されたい。

#### 4 - 2 - 1 更新されたプロジェクトサイクルの考え方

##### 1) GEFの運営原則

背景：

GEF 評議会は、1995年5月の会議でGEFプロジェクトサイクルをレビューし、それを承認した。承認するにあたって評議会は、個々のプロジェクトや対象分野/地域の間に差異が存在するという認識に立ち、プロジェクトのレビュー手順を柔軟に適用することの必要性を強調した。評議会は、モニタリングと評価活動を通じて得られた情報や分析に基づいて、プロジェクトサイクルのレビューを今後も継続して行っていくことに合意した。評議会によって今後承認される方針がすべてプロジェクトサイクルに反映されるよう、評議会はGEF事務局に必要な応じてプロジェクトサイクルを更新するように依頼した。

その後、評議会によって多くの方針や手順が承認され、プロジェクトサイクルは変更されてきた。主要変更点は次の通りである。

- i. 1995年10月の運営戦略（Operational Strategy）の採用、
- ii. GEF 運営委員会（Operations Committee）の役割の修正、
- iii. 中規模プロジェクト（MSPs）手順の短縮化と、100万USドルまで承認できるようにCEOの権限強化、
- iv. Targeted Research のための方針の承認、
- v. プロジェクト承認のためのレビューの一部をGEF事務局に委任、
- vi. 特定の執行機関（executing agencies）に対する機会の拡大、
- vii. 増加費用を概算するにあたって、国の関与を強化、
- viii. メンバー国においてレビューを促進するために、GEF Pipeline（パイプライン）の早期発表。

プロジェクトサイクル文書の改訂に際して、事務局はGEF構造における様々な組織の役割を更に明瞭に区別することも試みた。ここでは、GEFの方針と手順とが合致したものとなるように、GEFが判断を下す時期（GEF decision point）と基準が強調されている。各機関（注1）は、自分たちがGEFに提出した提案がGEFの基準を確実に満たし、自分たちがGEFに対して責任を負わなくてはならないプロジェクトが確実に質の高いも

のとなり、きちんと実施されるために、それぞれの組織独自の処理サイクルと手順に合致した追加的ステップを踏むことが必要となる。

### G E F の運営原則

評議会によって1995年10月に承認されたG E F 運営戦略はG E F の Work Program (注2) の開発と実施のための運営原則を定めている。10項目からなるこれら運営原則は以下の内容に関わるものである：G E F 活動と関連国際条約との関係、地球環境益を達成するのに必要な対策のために合意された増加費用の調達方法、費用効果性、国のオーナーシップ (country ownership) 、柔軟性、非機密事項の完全公開、市民参加、適格性、G E F の触媒的役割と財政的レベレッジ (financial leverage) の必要性、定期的なモニタリングと評価。

### 2) G E F プログラムのタイプ

G E F 運営戦略はG E F 活動プログラムとして以下の3種類を挙げている。

- (a) 運営プログラム (Operational Programs) : 気候変動、生物多様性、国際水域 (そして、この3分野に関連する土壌劣化) の分野を対象とする12の運営プログラムがあり、各プログラムの論理的枠組みが提供されている。
- (b) 短期的対策 (Short-term measures) : 気候変動及び生物多様性の2分野における活動で、早急に地球環境に貢献できるものであるが、運営プログラムのもとでサポートされている活動への戦略的效果や戦略的視点を必ずしも持っている必要はない。
- (c) 条約対応能力構築活動 (Enabling Activities) : これにはG H G インベントリー、情報の編集、方針分析、戦略や行動計画などが含まれている。これらの活動は、条約の求める重要なコミュニケーション要件を満たすためのものであり、あるいは方針や戦略を決定するのに必要な基本的かつ重要な情報であり、あるいは一国の中の優先活動を特定するための計画策定を支援するためのものである。

すべての運営プログラムと両分野 (気候変動や生物多様性) の短期的対策、それに、条約対応能力構築活動はどれも、独自の実質的要件と基準 (注3) を持っている。

### 3) G E F プロジェクトのタイプ

プロジェクトがどのような処理手順を踏み、どのような文書の添付を必要とするかは、プロジェクトのタイプによって異なる。そのタイプは基本的には規模によって決定され、すべてのプロジェクトが以下三種のプロジェクトタイプのいずれかに適合しなければなら

ない。

- (a) 大規模（レギュラー）・プロジェクト（Regular project）とは、運営プログラムあるいは短期的措置のいずれかの要件を満たすもので、GEFプロジェクトサイクルの各段階を踏み、評議会の承認を得ることが必要なプロジェクトを指す。
- (b) 中規模プロジェクト（Medium-sized project）とは、必要とするGEF資金が100万USドルを越えないもので、短縮型の処理を経て、評議会がプロジェクトの承認をCEOに委任したものを指す。
- (c) 条約対応能力構築活動（Enabling activities）とは、必要とするGEF資金が45万USドル未満のもので、条約対応能力構築活動のための運営指針（Operational Guidelines for Enabling Activities）に従って設計されたプロジェクトを指す。この活動は評議会がCEOにプロジェクトの承認を委任するという短縮型処理を経る。45万USドル以上の資金を必要とするプロジェクトはレギュラー・プロジェクト同様に扱われて、一般的なプロジェクト処理課程を経る。

#### 4) プロジェクトレビューの基準

GEF事務局がプロジェクトをレビューする際の基準は、10項目から成る運営原則に基づいている大規模（レギュラー）・プロジェクトのためのプロジェクト・レビュー基準（project review criteria）については4-2-3-1)の表を参照のこと。

また、中規模プロジェクトのための早期ドラフト基準（advanced draft criteria）は4-2-3-2)の表を参照のこと（注4）。これらの基準はGEFの方針にプロジェクトが合致しているかどうかを見るものである。

気候変動と生物多様性分野での条約対応能力構築活動の中で、必要とする資金が45万USドル以下のもので、短縮型処理を経るものはそれぞれにふさわしい運営基準に沿ってレビューされる。

GEFのプロジェクトサイクルは、4フェーズ（段階）の活動から成り、それぞれのフェーズを各機関が管理している。それらは、以下の4段階である

- ( ) プロジェクトコンセプト開発、
- ( ) プロジェクト準備、
- ( ) プロジェクト評価、
- ( ) プロジェクト承認および実施管理。

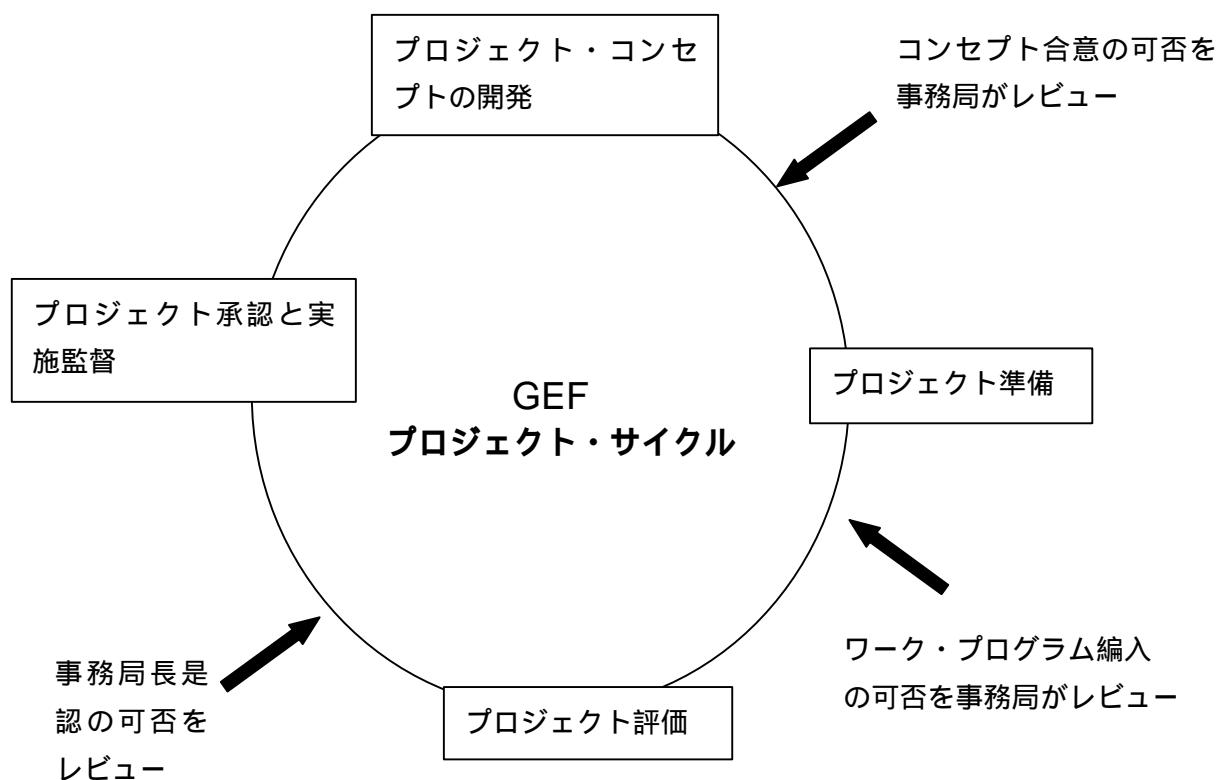
プロジェクトサイクルのある一つのフェーズから次のフェーズへの移行は、GEF事務局が関わる3つの個別のGEFの判断時期あるいはGEFレビュー時期を経た上で実施される。それらは、以下の3つである。

- ( ) コンセプト合意の可否のレビュー (concept agreement review)
- ( ) ワークプログラムへの編入についてのレビュー (work program inclusion review)
- ( ) 事務局長の可否の是認レビュー (CEO endorsement review)

レビューでは、文書化された提案がGEFプロジェクト・レビュー基準に沿って、事務局、事務局長、あるいは評議会によって検討される。

プロジェクトサイクルのフェーズおよび判断時期は、図 1 に示される。プロジェクトサイクルに対する責任は、大まかにAnnex Bのとおり割り当てられる。

図1 GEF プロジェクト・サイクル



5) PDF (プロジェクト形成資金)

これは、プロジェクトの発案準備やその展開過程に活用できる G E F 資金であり、大規模プロジェクトと中規模プロジェクトのコンセプトが承認されると、準備資金として供与される。規模と目的によって、A・B・Cの3種類に分けられている。

( 1 ) P D F - A

資金規模：25,000USドルまで

承認：実施機関

対象となる事項：PDF-A資金の対象となるのは以下の通りである。

- プロジェクトが実施される現地での協議、国レベルの公聴会、具体的なプロジェクトやプログラムのアイデアを議論するためのワークショップ（これには議論を促進するための背景資料の準備や必要に応じてその地域の言語への翻訳などが含まれる）。
- 多国間にまたがるプロジェクトの可能性についての助言や議論のために隣国を専門家が訪れる際の渡航費。
- 開発されたプログラムへの助言やプロジェクトオプション（これには実行可能性調査、戦略ペーパー、さらに可能な場合は、そのようなペーパーの準備などが含まれる）
- 申請中のプロジェクトが次の段階の審査に確実に残るようにするための、科学的、技術的、環境的レビューが必要に応じて、外部の専門家への報酬。

( 2 ) P D F - B

資金規模：35,000USドルまで

承認：G E F 事務局長

対象となる事項：PDF-B資金の対象事業は以下の通りである。

- G E F のプロジェクトプロポーザルを準備するのに必要な情報の提供。情報とは次のものを含む：事前実現可能性（pre-feasibility）実現可能性、基本的な原価計算、技術的/科学的設計パラメーター（technical and scientific design parameters）財政計画の開発（増加費用の評価を含む）
- プロジェクトプロポーザルの国内における準備（プロジェクトワークショップ、利害関係者及び関連団体との協議、プロジェクト設計において保証されている市民参加を含む）
- 提案されているG E F 活動の設計に必要な国レベルや部門レベルの準備作業。これには、プロジェクト設計に直接的に影響する部門別計画やプログラム（エネルギー、産業、農業など）の準備に対する支援、国の方針分析、提案されているプロジェクトを支援するためのインベントリーやデータ分析が含まれる。

- プロジェクト実施に備えるための地域社会を基盤にした小規模活動。

### (3) PDF - C

資金規模：1,000,000USドルまで

承認：GEF評議会

対象となる事項：PDF - Cの対象となるプロジェクトは、次のようなものに限られる。

- 評議会によって承認を受けたが、技術的作業が必要なプロジェクト
- 大規模なプロジェクト。これはインフラであることが多く、かなりの技術的デザインと工学的な予備調査を必要とする。
- あらゆるプロジェクト準備要件（国内の協議、技術的工学的予備調査、国のコミットメントを含む）をすべて満たすプロジェクト。

### (4) PDFの対象とならない事項

通常、次のような事項はPDFの対象とならない。

- Agency の管理コストとプロジェクトの準備コストを区別するために、特別な任務のために Agency が確保した専門スタッフ及びコンサルタントの仕事にかかる費用（管理予算によってカバーされる額を超えたもの）。ただし、国がスタッフや Agency のコンサルタントを指名した場合は特例として扱われ、旅費と生活費はカバーされる
- プロジェクト準備コスト以外のもの：プロジェクトの立ち上げコスト、デモンストラーションプロジェクトやパイロットプロジェクト、大規模対応能力構築活動（詳細な全国インベントリー、国内調査を含む）、プロジェクト準備に直接関連していない研修活動、大規模調査、
- コンピューターや工業用機器など、直接プロジェクト準備に必要なではない資本財
- GEF以外の助成経路から調達可能な物資やサービス。

## 6) 簡素化された国の是認プロセス

受益国の operational focal point によって是認されることは、プロジェクトが(A) PDFから資金の承認を得るための、また(B) work programに編入されるための要件である。国の operational focal point の承認を得ることは、GEFパイプラインへのエ

ントリー以前にレビューを受けるためにプロジェクトコンセプトを提出するための要件ではない。しかし、多くの focal points は G E F のパイプラインに自分たちの国で実施されるにもかかわらず、自分たちが是認していないプロジェクトのコンセプトが入ることに異議を唱え、コンセプトの提出前に自分たちの是認を得ることを主張している。

複数の国による是認を軽減し、プロジェクト処理を合理化するために、国は場合によっては P D F - B の申請時におこなう国の operational focal point による是認を work program 編入の際提出するプロジェクトプロポーザルの是認として用いることができる。国がこのオプションを選択する場合は、国から P D F - B 申請のために出す letter of endorsement に、operational focal point は work program に編入する前に再度このプロジェクトを承認することはないと明記しなければならない(ただし、中規模プロジェクトについては、P D F - A 申請時に提出される国の是認はその後のプロジェクト処理の是認としては認められない。

プロジェクトが Council によって承認されるか work program に編入するよう C E O の推薦を受けた後のプロジェクト準備のために申請される P D F - C については、国の是認があらたに必要となる)。しかし、Secretariat が、プロジェクトの design が P D F - B に承認されてから work program への追加の申請までに大きく変わったと判断した場合、あるいはプロジェクトプロポーザルの中の国のコミットメントの中に一部不明瞭な点があると判断した場合は、work program にプロポーザルを編入する前に実施機関が国の focal point から新たに是認を得るよう実施機関が要請する。

国の focal point が G E F パイプラインへのエントリーの前に提出されるコンセプトの段階で是認したいと希望すれば、そうすることができる。コンセプトを開発している Agency は、( A ) G E F パイプラインへのエントリーにむけてのレビュー用提出文書を focal point に伝え、( B ) G E F プロジェクトサイクルにおける正式な国の是認についての G E F の要件を focal point に教えることに責任をもたなければならない。いずれの場合も、G E F 事務局は関連 focal point に G E F パイプラインに入ったコンセプトを伝える。中規模プロジェクトに関しては、P D F - A の承認を、その後 G E F 事務局長の承認を得るために提出されるプロジェクト説明概要の承認とすることを選択できる。それには、P D F への是認書類にその旨が明記されていなければならない( P D F - A への申請を中規模プロジェクトのコンセプト文書に替えることができる)。

#### 4 - 2 - 2 実施の段階における手続き

##### 1 ) 第 I フェーズ : プロジェクトコンセプトの開発

( 1 ) どのケースでも、プロジェクトの申請者はプロジェクトプロポーザルが G E F の適格性に合致しているかに関する助言を得るために一つの Agency にアプローチし、その

Agency 独自の処理要件 ( processing requirements ) についての情報を得る。

( 2 ) P D F - A 選択的に、Agency は国レベルのコンセプトの発案作業に対して最高 2 5 , 0 0 0 U S ドル ( P D F - A ) をプロジェクト準備と進展のための促進費用 ( Project Preparation and Development Facility ) として提供することができる ( 注 6 ) 。 P D F - A への申請は G E F の国レベルの operational focal point に是認されなければならない。その後、G E F 事務局はプロポーザルが P D F の目的に合致しているかどうかをレビューする。また、この点について G E F 事務局が事前に Agency にコメントを提供する場合もある。Expanded Opportunities for Executing Agencies 方針のもとで運営されている Agencies はプロジェクトサイクルのこの段階では P D F - A にアクセスすることはできない。P D F - A の資金は中規模プロジェクトを準備するため拠出されるものであって、要請額が 4 5 万 U S ドル以下の、短縮手順を踏んでいる条約対応能力構築活動プロジェクトはこの資金の対象とはならない。

( 3 ) G E F の最初の判断 ( First GEF Decision ) : Concept Agreement の可否に関する G E F 事務局によるレビュー

G E F による最初の判断はプロジェクトが G E F パイプラインに入る前に行われる Concept Agreement である。この目的はプロポーザルに書かれているコンセプトに対して早い段階 ( すなわち、Agency が多額の資金を費やしたり、国として明確なコミットメントを出してしまう前の段階 ) で、アップストリームのコメント ( upstream comment ) を得たり、おおまかな合意を得る機会を与えようというものである。プロジェクトを work program に編入するかどうかの判断は G E F 評議会で行われる。1 9 9 9 年 5 月の G E F 評議会会合では、この決定を行う評議会会合の少なくとも一回前の評議会会合でパイプライン情報を提供するという点で一致した。すなわち、評議会による承認を必要とするすべてのプロジェクト ( 大規模・プロジェクト、4 5 万 U S ドル以上を求めている条約対応能力構築活動 ) はパイプラインへのエントリー ( pipeline entry ) が必要となる。

G E F 事務局によるコンセプト・エントリー・レビュー ( Concept Entry Review ) と、G E F パイプラインへの正式な記載 ( formal listing ) は中規模プロジェクトの場合は不要である。この規模のプロジェクトの場合、コンセプト ( 注 7 ) は通常実施機関によってレビューされるからだが、プロジェクトの申請者は適格性レビューを受けるために G E F 事務局にプロジェクトコンセプト文書を提出する機会も与えられている。Expanded Opportunities for Executing Agencies 方針のもとで運営されている Agencies の場合は、中規模プロジェクトコンセプトをレビューし判断することはできないため、レビューを受けるにはコンセプトをいずれかの実施機関が G E F 事務局に送らなければならない。

コンセプト文書。Agency は Concept Agreement を得るために、G E F 事務局にコンセプト文書を提出する（注 8）。この種の文書を提出できる Agencies が現在 9 機関あり、さらにできる限り合理的に進める必要性から、G E F 事務局はこの文書に特定のフォーマットをもうけていない。ただし、プロジェクト・レビュー基準（Project Review Criteria）に規定されている項目がすべて含まれていることが必要である。コンセプト文書は他の実施機関や Expanded Opportunities for Executing Agencies 方針の下で運営されている関連機関（注 9） 関連条約の事務局、さらに S T A P 議長にも提出され、コメントが求められる。これらのコメントは G E F 事務局がパイプラインエントリーを決定する際の判断材料とされる。文書は関連 Agency が参加するプロジェクト・レビュー会議の後、10 日間回覧される。

G E F 事務局は、個々のプロジェクトタイプ別のプロジェクト・レビュー基準に沿ってプロポーザルをレビューする。この基準は、プロジェクトを実際に行う現地ではまだほとんど準備が進んでいないという事実に立って、コンセプトの合致（conceptual conformity）という観点からのみ検討される。G E F 事務局が判断するのは適格性基準についてのみである。コンセプトの技術的な側面については Agencies が担当する。適格性について検討する G E F 事務局 は、G E F ポートフォリオの開発に関連した戦略的問題にも配慮する。

G E F 事務局は、次の 3 種類のいずれかの決定を下す。

- (i) 不適格
- (ii) いくつかの要件においては適格
- (iii) 適格

(i) と (ii) の場合は、G E F 事務局と Agency はプロポーザルが work program に編入されるために（work program inclusion） また、G E F 事務局長の承認を得るために、それぞれどの程度のプロジェクト準備が必要かについて、プロジェクトレビュー基準に沿って合議する。G E F 事務局はコンセプト文書をプロジェクト・レビュー基準に合わせて検討する際に Concept Agreement レビュー用テンプレート（Annex C 参照）を活用する。また、Agency との合意内容を文書化する際もこのテンプレートを利用する。こうしてできあがる G E F パイプラインは年 4 回発行される。

#### (4) Targeted Research プロポーザル

Targeted Research プロポーザル、或いは、targeted research components を数多く

含んだプロジェクトプロポーザルは、そのコンセプトについて事務局レビューを受けることが必要である。GEF事務局が適格と判断したプロポーザルはGEF STAPに提出され、ふさわしい専門家（注10）が選ばれる。必要であれば、STAPのメンバーとして名簿に記載されている専門家（Roster of Experts）、関連分野における著名な権威もその中に含まれる。

## 2) 第IIフェーズ：プロジェクト準備

(1) このフェーズの間に、AgencyはGEFパイプラインの中のプロジェクト（短縮手順で処理される、助成額が45万USドル以下の中規模プロジェクトあるいは条約対応能力構築活動プロジェクト）の準備を手がける。パイプラインの中のプロジェクト準備はPDF-B資金が提供されればその資金で、あるいは他の何らかの資金で賄われる。中規模プロジェクトはPDF-Aの資金のみによって賄われる。短縮手順を経た条約対応能力構築活動プロジェクトにプロジェクト開発資金を利用することはできない。

(2) PDF-B：Agencyが最高35万USドルの補助金をプロジェクト準備のために得ようとする場合もある。このオプションは、45万USドル以上を要求している条約能力構築活動を含む、大規模プロジェクトにのみ適用される。この要求は受益国の国レベルのoperational focal pointによって肯認（endorse）されなければならない。承認権限はGEF事務局長（注11）にある。可能なかぎり、GEFのPDFから供与された資金はプロジェクトプロポーザルを準備するために提供される他の資金を通常は補完するものである。それら他の資金には、UNDPと地域開発銀行が拠出している技術支援グラント、世界銀行が管理しているプロジェクト準備用資金、民間資金などが含まれる。GEFのプロジェクト準備資金は増加費用ベースで割り当てられる。その際考慮されるのは、他の財源とGEF資金との兼ね合いである。レビュープロセスの合理化のために、PDF-Bへの応募はパイプラインへのエントリー時に提出されることが望ましい。というのは、PDF文書は他の実施機関、Expanded Opportunities for Executing Agencies方針のもとで運営されている関連機関、関連条約の事務局、STAP議長にも提出されるからである。

(3) 国の是認（Country Endorsement）：work programに編入されるようにプロポーザルを提出しているすべてのプロジェクト（CEOの承認を受けた、45万USドル以下の短縮手順をとっている中規模プロジェクトと条約対応能力構築活動を含む）に関して、Agencyは受益国にあるGEFのoperational focal pointの是認をとらなければならない。それぞれの国はボックスII-4-1に要約されている、簡略化された国の是認プロセスに沿ってそれを行うことができる。Project Tracking and Management Information System

で（注3）国の是認の有害についても確認することが可能となる。

（4）STAP名簿（STAP Roster）のレビュー：GEFパイプラインのそれぞれのプロジェクトについて、Agencyは科学的、技術的レビューをSTAP名簿から選ばれた専門家から受けなければならない。プロジェクトの性質上特殊な場合には、AgencyはSTAP議長が合意すれば他の人にレビューを依頼することができる。Agencyはプロジェクトプロポーザルにレビュー結果を添付して、レビューにあるコメントにどのように対応したかを説明しなければならない。STAP名簿記載者によるレビューは、評議会の承認を必要としないプロジェクト（注14）（すなわち、GEFパイプラインに入らないプロジェクト）の場合は不要である。

（5）GEFによる第二の判断（Second GEF Decision）：Work Program 編入に関する GEF 事務局レビュー

プロジェクト説明概要（Project Brief）：Work Program に編入するかどうかに関するプロジェクトレビューの主要責任を負うのは三つの実施機関である（Expanded Opportunities for Executing Agencies 方針のもとで動いている Agency はPDF - Bへの申請が work program へのプロジェクト説明概要の提出か、いずれか先行する方の前にどの実施機関と協力するかを決定しなければならない）。プロジェクト準備の後、実施機関はプロジェクト説明概要（注15）を提出する。それには Project Cover Note をつけて、work program への編入を決めるプロジェクトレビュー基準に沿って、プロジェクトがどのようにGEFの方針やプログラムに適ったものであるかを説明するか、参照できるようにしなければならない。正式なプロジェクトレビュー会議はプロジェクトレビュー基準の適用に関する不一致を解決するための特別な機会である。

GEF事務局は、Cover Note と、work program への編入のためのプロジェクトレビュー基準をもとに、プロポーザルをレビューする。この段階では、プロポーザルは準備がかなり進んだ段階にあることが求められる。それはこれをもとに評議会の承認が決定されるからである（PDF - Bの資金で行う事業の大半はこの段階で済んでいること）。プロジェクト説明概要（と Cover Note）は他の実施機関、Expanded Opportunities for Executing Agencies 方針のもとで運営されている関連 Agency、関連条約の事務局、STAP議長にもコメントが照会される。

PDF - C：Agencyは大規模プロジェクトに関しては最高100万USD（PDF - C）までの追加的資金の申請をすることができる。この資金で、技術的デザインや実現可能性を測る予備調査を実施する。PDF - Bの場合と同様に、PDF - Cの資金はプロジェクトプロポーザルを完成させるために得られた他の財源を補完するものである。それ

ら他の財源とは、UNEPや地域開発銀行の技術支援グラント、世界銀行が管理しているプロジェクト準備基金、二国間基金、民間資金などである。GEFプロジェクト準備資金は増加費用をベースに、GEFの資金と他の財源との兼ね合いを考慮して割り当てられる。GEF事務局長はPDF-Cを以下のように承認する：評議会によって承認されたプロジェクトに最高100万USドルまでのPDF-C資金を、また、75万USドルを上限とする額をCouncilの承認をまだ得ていないプロジェクトに。さらに、75万USドル～100万USドルまでの額を評議会でも承認されていないプロジェクトに、評議会との協議の上で割り当てる。PDF-Cには国の是認が必要である。

(6) 短縮手順のもとでのプロジェクト承認：

評議会は、以下のプロジェクトを短縮手順で承認できる権限をGEF事務局長に付与した。

(A) 中規模プロジェクト、(B) 45万USドルを上限とする条約対応能力構築活動。

\* GEF事務局長の承認は最終決定であり、Agencyは内部の文書化及び承認手続を経て国に資金を自由に引き渡すことができる。GEF事務局長はAgencyに支払う手数料を承認する。この決定に基づいて、Agencyには中規模プロジェクトや45万USドル以下の条約対応能力構築活動を管理する手数料が支払われる。この費用はAgencyの仕事の全フェーズをカバーするもので、あらゆる準備作業のための初期管理費、その後のすべての監督、モニタリング、報告書作成、評価にかかる費用などが含まれている。

評議会へ提出されるWork Program：GEF事務局長は、評議会の承認を得るために提出されたWork Programにプロジェクトを編入する責任を負う。ただし、そのプロジェクトはそれまでの評議会会合の時点ですでにGEFパイプラインに入っていたものでなければならない。毎年最高4つのWork Programを提出することができる。2回の評議会会合の度に一つ提出し、会合と次の会合の間にもう一つ提出することができる。

議会の承認： 評議会会合ではWork Program全体を評議会は承認する（注16）この承認に対して会合中にコメントを出すこともできるし、評議会メンバーは会議後三週間以内であれば文書でコメントを出すこともできる。会期の中に評議会に提出されたプロジェクトは反論がない場合にのみ承認されたものとみなす。評議会メンバーの一人でも、GEF方針の観点から異議を唱えた場合は、同時に提出されたあらゆるプロジェクトが、評議会会合でwork programへの編入が承認されるまで保留となる。そのため、方針ベースの議論が必要だとGEF事務局長が判断した場合は、GEF事務局長は会期の中にプロジェクトを提出することはない。

プロジェクトの承認にあたって、評議会はAgencyの管理費も承認する。この費用は全フェーズにおけるAgencyの仕事のカバーするもので、あらゆる準備作業のための初期管理費、その後のすべての監督、モニタリング、報告書作成、評価にかかる費用などが含

まれている。Agency が執行機関と実施責任を共有する場合は、この費用には Agency から執行機関に支払われる費用も含まれる。

Work program への編入が評議会によって承認されたプロジェクトは、Agency による更なる準備や査定の対象となる。

### 3) 第 III フェーズ：プロジェクトの査定

(1) このフェーズでは Agency はプロジェクトを査定する。このフェーズの対象となるのは、work program への編入が評議員によって認められたプロジェクトのみである。それはたとえば、大規模プロジェクトや45万USドル以上を申請している条約対応能力構築活動プロジェクトである。短縮手順でGEF事務局長の承認を得るために提出されたプロジェクトは完全な査定を受けたものと考えられる(注17)。査定の間に、Agency は政府と最終的な合意(増加費用に関する合意を含む)をまとめる。

#### (2) GEFの第三の判断：GEF事務局長承認のための事務局レビュー

プロジェクト文書： Agency は、評議会によって work program への編入が承認されたプロジェクトについて、自機関内で最終承認を受ける際に提出するプロジェクト全体(GEF以外の財源部分も含む)に関する最終プロジェクト文書である。評議会は是認レビューを事務局に委任するが、中には、work program への編入を承認した際に評議会自らレビューすると決定したプロジェクトもあり、それらは例外となる。

\* GEF事務局は評議会によって承認されたプロジェクト説明概要と合致しているかという観点から文書をレビューする。評議会が自ら承認することとしている少数のプロジェクトには3週間のコメント期間が設けられている。

### 4) 第 IV フェーズ：プロジェクト承認と実施監督

このフェーズでは、Agency はプロジェクトを Agency の理事会や同レベルの権限を持つ組織に、必要に応じて提出して承認を求める(承認手順は組織やプロジェクトタイプによって異なる)。組織の一般的な承認プロセス(たとえば、executive board による承認プロセス)によってプロジェクトの一部を最終的に承認することはできない。同時に、GEF事務局長がプロジェクト文書を是認する前にコミットメントもしてはならない。

\* プロジェクト実施の間は Agency はプロジェクトの実施を監督し、GEF事務局に毎年プロジェクト実施レビュー報告書(annual Project Implementation Reviews reports)あるいは評価を提出する。このレビューはモニタリングと評価チームによって実施される。プロジェクトは事務局のImplementation Quality Reviews(IQRs)の対象となることもある(注18)。

## 5) プロジェクトの完了と評価

すべてのプロジェクトは完了時に、最終評価報告書 (terminal evaluation reports) を作成し、公表しなければならない (注19)。この最終評価報告書は、GEF事務局にも提出する。

### 4 - 2 - 3 GEFプロジェクトレビュー基準

#### 1) 大規模プロジェクト

GEF事務局がプロジェクトをレビューする際の基準は、パイプラインエントリー、事業計画編入、GEF事務局長の承認、実施と完了の4項目を横軸にし、国のオーナーシップ、計画と政策の整合性、資金調達、組織上の調整と支援、レビューへの対応の5項目を縦軸にして、表に示している。

#### 2) 中規模プロジェクト

早期ドラフト基準は、プロジェクトコンセプト・レビュー、プロジェクト説明概要、GEF事務局長承認、実施と完了の3項目を横軸にし、国のオーナーシップ、計画と政策の整合性、資金調達、組織上の調整と支援、レビューへの対応の5項目を縦軸にして、表4 - 2 - 3 に示している。

#### 3) 用語 関係する組織と役割

GEFプロジェクトサイクルの記述において、関係する組織と役割を以下に記す。

**受益国：** 自国の運営窓口機関を指定すること。自国の優先事項に合致するコンセプトを見定めること。プロジェクトとプロジェクト準備用助成金の申請を承認すること。増加費用の見積もりに参加すること。国の対話プロセスを組織すること。

**実施機関：** 国がコンセプトを見定めるのを助けること。GEFの事業における地域開発銀行と執行機関のチャンス拡大に積極的に努めること。プロジェクトの準備を管理すること。それぞれの内部手続きに従って、プロジェクト書類を承認すること。四半期ごとに進捗を報告し、プロジェクト実施レビューを含めて、プロジェクト実施に関する監督、モニタリング、報告を行うこと。実施機関は、国連開発計画、国連環境計画、世界銀行グルー

アの三者である。

地域開発銀行： 国がコンセプトを見定めるのを助け、一部のプロジェクトの準備を管理し、また一部のプロジェクトに対して、実施機関と実施責任を分担すること。地域開発銀行四行、すなわちアフリカ開発銀行、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行が上記のかたちで参加している。

G E F 事務局： 実施機関と地域開発銀行との二者間レビュー会議を主催すること。パイプライン・エントリー、事業計画編入またはG E F 事務局長承認、承認、完了に際し、プロジェクト案件に対するG E F の政策面に関わる決定について、助言すること。G E F 運営委員会の議長を務めること。プロジェクト追跡システムを維持すること。計画パフォーマンス・レビューを年一回主催すること。受益国との協議に参加すること。組織間のパートナーシップを推進すること。

科学技術諮問パネル（S T A P）： プロジェクト案件の科学技術的側面について、専門的レビューを行うことのできる専門家名簿を維持すること。科学技術的な視点から、プロジェクトを選択的にレビューすること。（パネルの議長を通じて）プロジェクトレビューに参加すること。

G E F 評議会： G E F の政策、手続き、及び事業計画を承認すること。

G E F 事務局長： 迅速手続き制度のもとで、PDF-B の拠出、所定の中規模プロジェクト、条約対応能力構築活動、PDF-C の拠出を承認すること。評議会の承認を得るために提出された事業計画の内容を決定すること。プロジェクト最終是認に向けて、承認を行うこと。

4 - 2 - 3 G E Fプロジェクトのレビュー基準

1) 大規模(レギュラー)・プロジェクト・レビュー基準

付属資料 A 1 .

	パイプライン・エントリー	ワークプログラム事業計画編入	C E Oの是認	実施と完了
1. 国のオーナーシップ				
・国の適格性	<p>国は、プロジェクト対象分野に対応する条約(気候変動枠組条約または生物多様性条約)の締約国(批准国)であるとともに、以下のいずれかでなければならない。</p> <p>資金供与制度内での助成金の場合：締約国会議で決定した資格基準に適合する国であること</p> <p>上記条約の資金供与制度以外の助成金の場合：U N D Pまたは世界銀行の被援助国として適格な国であること(国際的な水域プロジェクトは2のみに該当)</p> <p>O D Sプロジェクトについては、U N D Pまたは世界銀行の被援助国に適格であって、かつモントリオール議定書多国間基金に不適格な国でなければならない。</p>			
・国の主導性	<p>コンセプトが以下で特定された国家優先事項に合致すること</p> <p>関連条約への国別報告書または通報</p> <p>生物多様性国家戦略行動計画、エネルギー部門計画などの国家開発計画または部門開発計画</p> <p>適切な地域政府間会合または協定の勧告</p>	<p>プロジェクトの明確な記述が以下に適合すること</p> <p>関連条約への国別報告書または通報</p> <p>国家開発計画または部門開発計画</p> <p>適切な地域政府間会合または協定の勧告</p>		<p>モントリオール議定書のロンドン改正議定書の批准</p>

	パイプライン・エントリー	ワークプログラム事業計画編入	CEO の是認	実施と完了
・承認	20	各国の運営窓口機関による承認		
2. 計画と政策の整合性				
・計画の指定と整合性	以下のいずれかを特定すること 主要運営計画 短期的措置 条約対応能力構築活動	プロジェクトの目的がどのように運営計画の目的または運営基準と一致しているかを示すこと		
・プロジェクト設計	以下を含め、コンセプトの追加的な論拠を概説すること 問題の記載 GEFの支援がないとどのような結果になるか(計画と地球環境への影響): ベースライン・シナリオ GEFの支援があるとどのような結果になるか(計画と地球環境への影響): 代替シナリオ	以下を示すこと 部門の課題、根本的原因、脅威、障壁など、地球環境に影響するもの 一貫性のある戦略、目標、目的、成果物、投入物と活動、測定可能なパフォーマンス指標、リスク、前提を含めたプロジェクトの論理的枠組み 目標、目的、成果、関係する前提とリスク及びパフォーマンス指標の詳しい説明 プロジェクト活動からどのようなプロジェクト成果が得られるかの説明を含め、プロジェクト活動案の簡単な説明(2ページ以内) 21	以下を含め、プロジェクト内容を確定すること プロジェクトの論理的枠組み プロジェクトの詳細 活動、投入物、関連リスクと前提、活動と投入物に関するパフォーマンス指標 ・ 増加費用を確定すること	

	パイプライン・エントリー	ワークプログラム事業計画編入	CEO の是認	実施と完了
(「プロジェクト設計」続き)		<p>プロジェクトの地球環境面での利益</p> <p>プロジェクトの論理的枠組みに基づいた増加費用見積額</p> <p>地球環境面での利益につながるプロジェクト成果（及び関連活動と費用）を記載すること</p> <p>地球環境、国内環境の両面の利益につながるプロジェクト成果（及び関連活動と費用）を記載すること</p> <p>国内環境面での利益につながるプロジェクト成果（及び関連活動と費用）を記載すること</p> <p>国内のプロジェクトパートナーと共同で増加費用を見積もった際のプロセスを記載すること</p> <p>増加費用見積額を提示すること。金額を範囲で提示した場合には、問題と制約及びCEO承認までにどのようにそれに対処するかを簡単に示すこと</p>		
・持続可能性（資金的持続可能性を含む）	プロジェクト完了後におけるプロジェクト利益の持続に対して、影響する要因を示すこと	プロジェクト完了後におけるプロジェクト利益の持続に影響する要因に対して、プロジェクト内またはプロジェクト外で対処する方法案を示すこと	プロジェクト完了後におけるプロジェクト利益の持続に影響する要因に対して、プロジェクト内またはプロジェクト外で対処するための具体的な行動を確定すること	

	パイプライン・エントリー	ワークプログラム事業計画編入	CEOの是認	実施と完了
・反復性	プロジェクトで得た教訓を生かしてその経験を他に伝える可能性について、概説すること	知識移転方法案（もしあれば）を示すこと（教訓の普及、研修ワークショップ、情報交換、国内フォーラム、地域フォーラムなど）（プロジェクトの説明の中に含めてもよい）	知識移転のための具体的行動（もしあれば）を事業計画と予算とともに確定すること（プロジェクトの説明の中に含めてもよい）	
・利害関係者の参加	プロジェクトの目的に関連のある主な利害関係者を特定すること 民間部門 NGO 地域社会 公的機関 その他	利害関係者がどのようにプロジェクト開発に関わったかを記載すること 今後のプロジェクト開発と実施において、利害関係者をどのように参加させていくのかを記載すること	市民参加戦略を含めて、プロジェクト実施における利害関係者の役割と責任を確定すること	
・モニタリング及び評価（M & E）		過去の同じようなプロジェクトの教訓が、どのようにプロジェクト設計の中に取りこまれたかを記載すること 以下の要素を含めて、このプロジェクトのモニタリング及び評価システムへのアプローチ方法について、プロジェクトの論理的な枠組みをベースに説明すること 中間のベンチマークと測定方法を含めて、プロジェクトの目的と成果を示す指標の詳細 モニタリング及び評価を実施するための組織上の構成の概略 モニタリング及び評価の予想総費用（プロジェクト総費用に反映されているはず）	以下を含めて、モニタリング及び評価計画を確定すること 詳細な予算 モニタリング及び評価を実施するための最終的な組織上の構成 中間のベンチマークと測定方法を含めて、プロジェクト活動の指標の詳細	プロジェクト実施中、プロジェクト実施レビュー（PIR）への情報としてプロジェクト実施報告書を年次ベースでGEFM & Eに提出すること。 プロジェクト完了報告書を作成し、GEFM & Eに提出すること

	パイプライン・エントリー	ワークプログラム事業計画編入	CEO の是認	実施と完了
<b>3 . 資金調達</b>				
・資金調達計画	わかっている場合には、予定の共同資金供与機関を示すこと わかっている場合には、資金調達手段を示すこと	プロジェクト総費用を見積もること 共同資金供与パートナーの供与割合を見積もること 資金調達手段のタイプを提示すること	以下を含めて、プロジェクト費用を確定すること 活動別、付属活動別の費用詳細 支払時期を含めた資金調達計画 共同資金供与機関による約定確認を含めて（裏付け書類を提供すること）、資金調達計画を確定すること 資金調達手段を確定すること	
・費用効果		できるならば、費用効果を推算すること 検討した上で破棄した別のプロジェクト方法を記載すること		
<b>4 . 組織上の調整と支援</b>				
・基本的なコミットメントと関係	実施機関との関係を特定すること： 国、地域、小地域、地球規模、または部門の計画 プロジェクト（設計、実施）に影響を与えうる G E F の活動	プロジェクトが実施機関の中でどのような位置づけにあるかを記載すること。 国、地域、地球規模、または部門の計画 プロジェクト（設計、実施）に影響を与えうる G E F の活動		

	パイプライン・エントリー	ワークプログラム事業計画編入	CEO の是認	実施と完了
・実施機関の間及び実施機関とイネープリング活動との間（適宜）での協議、調整、協力	対象国または地域における他の実施機関の関連活動（及び条約対応能力構築活動）を確認すること プロジェクト設計において、実施機関の間（及び実施機関と条約対応能力構築活動との間）での調整、協力があれば、概説すること	対象国または地域において、懸案のプロジェクトが他の実施機関の活動（及び関連する条約対応能力構築活動）とどのように関係するのかを記載すること プロジェクトの実施にあたり、実施機関の間で計画または合意された調整、協力について記載すること		
5 . レビューへの対応				
評議会		パイプライン・エントリー時の評議会のコメントに対応すること	事業計画編入時の評議会のコメントに対応すること	
条約事務局	条約事務局からのコメントに対応すること	条約事務局からのコメントに対応すること		
G E F 事務局	プロジェクトコンセプトの素案について、G E F 事務局からのコメントに対応すること	プロジェクト説明概要素案について、G E F 事務局からのコメントに対応すること	事業計画編入時のG E F 事務局からのコメントに対応すること	
他の実施機関、関連するイネープリング活動	プロジェクトコンセプトの素案について、他の実施機関及び条約対応能力構築活動からのコメントに対応すること	プロジェクト説明概要素案について、他の実施機関及び関連する条約対応能力構築活動からのコメントに対応すること		
科学技術諮問パネル（S T A P）	プロジェクトコンセプトの素案について、S T A P からのコメントに対応すること	事業計画編入時におけるS T A P からのコメントに対応すること		
S T A P 名簿記載の専門家によるレビュー		S T A P 名簿記載の専門家によるレビューに対応すること 2 2	事業計画編入時のS T A P 名簿記載の専門家によるレビューに対応すること	

	プロジェクトコンセプトのレビュー	プロジェクト説明概要のレビュー -/CEO の是認	実施と完了
1. 国のオーナーシップ			
・国の適格性	<p>国は、プロジェクト対象分野に対応する条約（気候変動枠組条約または生物多様性条約）の締約国（批准国）であるとともに、以下のいずれかでなければならない。</p> <p>資金供与制度内での助成金の場合： 締約国会議で決定した資格基準に適合する国であること</p> <p>上記条約の資金供与制度以外の助成金の場合：UNDPまたは世界銀行の被援助国に適格な国であること （国際水域プロジェクトは2に該当）</p> <p>ODSプロジェクトについては、UNDPまたは世界銀行の被援助国に適合であって、かつモントリオール議定書多国間基金に不適格な国でなければならない。</p>	<p>モントリオール議定書のロンドン改正議定書の批准</p>	
・国の主導性	<p>コンセプトが以下で特定された国家優先事項に合致すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連条約への国別報告書または通報</li> <li>・ 生物多様性国家戦略・行動計画、エネルギー部門計画などの国家開発計画または部門開発計画</li> <li>・ 適切な地域政府間会合または協定の勧告</li> </ul>	<p>プロジェクトの明確な記述が以下に適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連条約への国別報告書または通報</li> <li>・ 国家開発計画または部門開発計画</li> <li>・ 適切な地域政府間会合または協定の勧告</li> </ul>	

	プロジェクトコンセプトのレビュー	プロジェクト説明概要のレビュー/CEOの是認	実施と完了
・承認23		各国の運営窓口機関による承認	
2. 計画と政策の整合性			
・計画の指定と整合性	以下のいずれかを特定すること ・主要運営計画 ・短期的措置 ・条約対応能力構築活動	プロジェクトの目的がどのように運営計画の目的または運営基準と一致しているかを記載すること	
・プロジェクト設計	以下を含め、コンセプトの追加的な論拠を概説すること 問題の記載 GEFがないとどのような結果になるか(計画と地球環境への影響): ベースラインシナリオ GEFがあるとどのような結果になるか(計画と地球環境への影響): 代替シナリオ	以下を簡単に記載すること 部門の課題、根本的原因、脅威、障壁など、地球環境に影響するもの 一貫性のある戦略、詳しい目標、目的、成果、投入物と活動、測定可能なパフォーマンス指標、リスク、前提を含めたプロジェクトの論理的枠組み プロジェクトの地球環境面の利益 GEFで賄われる予定のプロジェクト費用24	
・持続可能性資金的持続可能性を含む)	プロジェクト完了後におけるプロジェクト利益の持続に対して、影響する要因を示すこと	プロジェクト完了後におけるプロジェクト利益の持続に影響する要因に対して、プロジェクト内またはプロジェクト外で対処するための具体的行動を記載すること	

	プロジェクトコンセプトのレビュー	プロジェクト説明概要のレビュー/CEOの是認	実施と完了
・反復性 2.5	プロジェクトで得た教訓を生かしてその経験を他に伝える可能性について、概説すること	知識移転を促すための具体的な行動（もしあれば）を事業計画と予算とともに簡単に記載すること（たとえば、教訓の普及、研修ワークショップ、情報交換、国内フォーラム、地域フォーラムなど）（プロジェクトの説明の中にも含めてもよい）	
・利害関係者の参加	プロジェクトの目的に関連のある主な利害関係者を特定すること 民間部門 NGO 地域社会 公的機関 その他	利害関係者がどのようにプロジェクト開発に関わったかを記載すること プロジェクト実施における利害関係者の役割と責任を簡単に記載すること	
・モニタリング及び評価（M & E）		以下の要素を含めて、モニタリング及び評価計画について、プロジェクトの論理的枠組みをベースに簡単に説明すること 予算 モニタリング及び評価を実施するための組織上の構成 中間のベンチマークと測定方法を含めて、プロジェクトの目的と成果と活動を示す指標の詳細	プロジェクト実施中、プロジェクト実施レビュー（PIR）への情報としてプロジェクト実施報告書を年次ベースでGEF M & Eに提出すること プロジェクト完了報告書を作成して、GEF M & Eに提出すること

	プロジェクトコンセプトのレビュー	プロジェクト説明概要のレビュー -/CEO の是認	実施と完了
<b>3 . 資金調達</b>			
・資金調達計画	わかっている場合には、予定の共同資金供与機関を示すこと わかっている場合には、資金調達手段を示すこと	以下を含めたプロジェクト費用活動別、付属活動別の費用 プロジェクト実施計画 共同資金供与機関による約定を含めた資金調達計画	
・費用効果		できるならば、費用効果を推算すること	
<b>4 . 組織上の調整と支援</b>			
・基本的なコミットメントと関係		懸案のプロジェクトが実施機関の中でどのような位置づけにあるかを記載すること： 国、地域、地球規模、または部門の計画 懸案のプロジェクト（設計、実施）に影響を与えうる G E F の活動	
・実施機関の間、及び実施機関と条約対応能力構築活動との間（適宜）での協議、調整、協力	プロジェクトが他の実施機関及び条約対応能力構築活動と重複しないようにすること	対象国または地域において、懸案のプロジェクトが他の実施機関の活動（及び関連する条約対応能力構築活動）とどのように関係するのかを記載すること プロジェクトの実施にあたり、実施機関や条約対応能力構築活動の間で計画または合意された調整、協力について記載すること	
<b>5 . レビューへの対応</b>			
G E F 事務局		G E F 事務局からのアップストリーム・コメントに対応すること（該当する場合）	
条約事務局		条約事務局からのアップストリーム・コメントに対応すること（該当する場合）	
他の実施機関及び関連する条約対応能力構築活動		他の実施機関及び条約対応能力構築活動からのアップストリーム・コメントに対応すること（該当する場合）	
S T A P 名簿記載の専門家によるレビュー		S T A P 名簿記載の専門家によるレビューに対応すること	

## 第5章 GEF活動への非政府グループの協力と参加

### 5-1 GEFへの民間企業の参加：国際金融公社

GEFの市民参加に関する原則やガイドラインは、基本的には、非政府グループの中でもNPO・NGOや科学界と、GEFとのパートナーシップを主目的に記述されたものである。しかしながら、GEFの本来の使命と目的を達成するためには、民間企業によるGEF資金運用への参加が必要であるという認識は、高まってきている。

GEF事務局長（最高運営責任者）であるモハメッド・T・エルアシュレーは、次のように国際金融公社（IFC）の役割の重要性を強調している。「外部援助が、民間投資を誘致するか否かの分かれ目になる。GEFのささやかな無償援助や貸付保証が、代替エネルギー工場の建設や、生物多様性の保全計画等に商業的な魅力を吹き込む、いわば呼び水となっているからである。」（「GEF日本語パンフレット」より）

#### 5-1-1 IFCとは何か

国際金融公社（IFC）は、世界銀行グループの中で開発途上国における民間セクターへの持続可能な投資の促進により、貧困の削減と生活水準の向上に対する支援を目的とする機関である。融資や出資を通して加盟国政府からの出資金と国際資本市場で調達した借入金を運用する。途上国における民間セクタープロジェクトへの出融資額は、世界最大である。IFCは、ある民間セクタープロジェクトが、「商業的、環境的、社会的に実行可能で、かつ、持続可能な発展を推進する」と認められた時のみ出融資を行う。

1956年に設立されて以来、IFCは、140ヶ国の開発途上国における2,636企業・プロジェクトに対して、総額310億ドルの投融資を行うとともに、民間金融機関からの協調融資により総額200億ドルを資金動員してきた。

最も緊急優先事項のひとつに環境問題を置いて、IFCは、GEFの仕組みを通して民間の資金と技術を活用するための戦略の中で、活発に活動を行っている。

今までGEF活動は、政府とNGOとのパートナーシップを中心に進められてきており、民間セクターの役割は物資の調達、技術指導といった程度のものでしかなかった。しかし、21世紀に、地球環境を保全する目的を達成するために、GEF活動の有効性を高めるためには、民間セクターの役割の増大とともに、IFCがGEFで果たす役割への期待が高まっている。

#### 5-1-2 IFCの経験と今後のGEF活動

開発途上国において、地球環境保全に関わる各種の地元民間企業による事業が、経済的

な持続性を有するようにならなければ、真に地球環境保全の目的を達成するのは、非常に難しいことは明らかである。従って、I F Cの開発途上国における今までの経験は、今後のG E F活動における民間セクターの役割の拡大化を目指す流れの中で、貴重な役割を果たすことになるだろうと期待されている。

1. I F Cは、開発途上国における民間セクターの発展や、環境に適切な技術の普及に関して、数々の実績を上げてきている。その実際の経験と知識は、今後のG E F活動に有効に活用できる。
2. 民間セクターは、市場リスク、G E F資金の適格性審査機関、プロジェクトの利潤性等様々な点で、政府やN P O・N G Oとは異なる視点と経験を有している。I F Cは今まで、彼らと協働で具体的にプロジェクトを展開する経験とノウハウを持っているため、今後のG E F活動に有効に活用できる。
3. 現在、開発途上国のエネルギー部門における投資は、年間約1,000億ドルに上るが、その殆どが民間投資である。更に、各国で電力会社の民営化が進んでいる。民間投資の規模の大きさと、今後の更なる民営化の波を考慮すると、民間セクターの動向が地球規模の環境問題の今後を大きく左右する要因となることは明らかである。従って、それらの民間企業が環境を考慮した事業や経営を行うか否かは、開発途上国における持続可能な発展を達成するためのクリティカルな要素である。

I F Cが今までに経験した民間セクターとの協働のノウハウや経験を基盤にしてG E Fと協力することは、途上国の今後の発展の鍵を握るエネルギー部門において、G E Fの使命と目的を達成するために非常に有望である。

#### 5 - 1 - 2 I F CによるG E F資金運用の特徴

1. できるかぎり無償 (grant) 資金を避ける

G E F資金は基本的に無償資金として活用されることが通常だが、I F CがG E F資金を活用する時は、他の融資形態の可能性を全て考慮した後で、最終手段としてG E F資金を無償資金として活用する。

2. 民間からの資金を最大限まで引き出すことを目指す

G E F資金を活用する際、I F Cはそのプロジェクトへの民間投資対G E F資金の比が最大になるよう努力する。例えば、ポーランドの省エネ照明プロジェクト (P E L P) では、省エネ型電球の製造会社の選択に入札制度を用い、「それぞれの入札者がプロジェクトにもたらす資金額」を選択基準の一項目とすることによって、民間資金のプロジェクトへの流入が最大限になる様な工夫がされている。このように民間企業を競合させる形でプ

プロジェクトへの民間資金の流れを促進する制度は、他の I F C プロジェクトにも度々みられる ( P V M T I 他 )。

### 3. G E F 資金の最も有効な活用を目指す

これは上記の 2 点両方に関連する。 I F C はプロジェクト融資を計画する際、常に、異なった融資形態のそれぞれの特徴とプロジェクトに固有の問題を照らし合わせ、そのプロジェクトにおける G E F 資金の最も適した融資形態を選択する。また、民間投資を最大限に引き出すことは、G E F 資金のもつ「プロジェクトへの民間投資を惹きつける効果」を I F C が最大限に活用していることを意味する。

### 4. プログラムアプローチを頻繁に活用する

I F C による G E F 資金運用には、プログラムアプローチが頻繁に用いられている。プログラムアプローチとは、まず、I F C が G E F による基準を全て満たすようなプログラムを立ち上げ、そのプログラムに対して一定額の G E F 資金が与えられる。そして、個々のプロジェクト立案者はこのプログラムに対して資金補助を求め、そのプロジェクトがプログラムによって設定された基準を全て満たした場合、プログラムより資金補助を受ける。このアプローチは G E F が個々のプロジェクトを審査しないという点で、通常の G E F プロジェクトと異なる。プログラムアプローチは G E F 資金の申請から融資までの審査期間の短縮および審査プロセスの合理化に役立つ。審査期間の短縮は民間セクタープロジェクトへの融資を対象にする I F C にとっては特に重要とされるため、I F C では G E F 資金の運用において、このようなプロジェクトアプローチが頻繁に活用される。

#### 5 - 1 - 3 無償資金 ( grant ) 援助以外の G E F 資金融資形態の可能性

G E F 資金はこれまでのところ、I F C によって実施されたいくつかのプロジェクトを除き、ほぼ全てのプロジェクトに対して無償資金 ( grant ) として与えられてきた。しかし、I F C の経験を通して、ある特定の種類の G E F プロジェクトに対しては、偶発融資 ( contingency loans )、偶発無償資金 ( contingent grant )、部分保証 ( partial guarantees ) といった 偶発金融形態 ( contingent financial modalities ) が有効な金融手段となり得ることが認められてきている。特に、民間セクターの市場参加を促進することを目的とした、( 市場 ) 障壁除去プロジェクトで、将来十分な歳入が見込まれるような G E F プロジェクトにこの傾向が強い。

障壁除去プロジェクトの中でも、特に、環境を考慮した新技術への投資リスクによる障壁を取り除くプロジェクトは、成功すれば環境にもビジネスにもプラス効果をもたらすという、所謂『Win-win シナリオ』の潜在性を持つため、無償資金以外のアプローチが特に適しているプロジェクトと考えられる。

無償資金以外での G E F 資金の利用形態が有効であることは、I F C プロジェクトを通して示されてきている。また、無償資金を含めた様々な融資形態から、そのプロジェクトに最も適した形態を選択して運用できるようになると、その柔軟性は、環境を考慮した技術への公的・民間投資を更に促進するという報告もある（Ashford, 1999）。しかし、G E F 資金を無償資金以外の形で提供することに関しては、プロジェクトの経済的、財政的側面を超えた様々な議論があり、G E F 事務局もその扱いに関しては慎重な態度をとりつつ、その可能性についての調査を進めている。

## 1. 融資形態の事例

無償資金（grant）の他に、以下に挙げる 金融形態（financial modality）がこれまでに検討されている。それぞれの金融形態の定義は、G E F による報告書「Engaging the Private Sector in G E F Activities」の添付書類を参照のこと。それぞれの特徴、適すると考えられるプロジェクト等については Ashford（1999）が詳しい。

- Contingent Grants
- Performance Grants
- Contingent Loans
- Partial Credit Guarantees
- Investment Funds
- Reserve Funds

## 2. I F C による G E F プロジェクト例

これまでに I F C が G E F 資金を運用したプロジェクトを以下に列挙する。それぞれのプロジェクトに関する詳細は I F C のウェブサイトである、

<http://www.IFC.org/enviro/EPU/index.html> を参照されたい。

- Small and Medium Enterprise Program：G E F 資金を偶発借款（Contingent Loan）または長期低金利借款（Concessional loan）として多数のケースに利用。
- Renewable Energy and Energy Efficiency Fund（E E F）：R E / E E への投資のみを目的にした、初の地球規模民間投資ファンド。G E F 資金を長期低金利資金（Concessional funds）として利用。
- Hungarian Energy Efficiency Co-Financing Program（H E E C P）：G E F 資金を部分保証（Partial guarantee）として利用。
- Photovoltaic Market Transformation Initiative（P V M T I）：G E F 資金の民間企業への割り当てに競合制度を採用。3カ国で実施。
- Terra Capital Fund：生態系保存と商業目的を組み合わせた初のベンチャー基金。商業資金を生態系関連のプロジェクトにひきつけること目的とする。G E F 資金は、基金管

理者 (Fund Manager) が、基金の投資の生態系保存に関する側面について適切に審査・モニタリングを実施するために生じた増分費用に活用される。

- Efficient Lighting Initiative ( E L I ): 省エネ型照明技術市場の成長とその普及を目指す期限付き ( 3 年 ) プログラム。市場障壁除去を初めとする様々な市場普及努力に対する資金援助を 7 カ国で実施。
- Poland Efficient Lighting Project ( P E L P ): G E F プロジェクトとして、民間セクターを直接扱うことになった初めてのプロジェクト。ポーランドのエネルギー部門から放出される温暖化ガスの削減を目的として 1 9 9 5 年から 1 9 9 8 年にかけて実施。G E F 資金は省エネ型電球を製造するメーカーに対して助成金として運用された。

注 :

1 ) 主な参考文献 :

\* Anon. 1 9 9 9、 *Engaging the Private Sector in GEF Activities* . Global Environmental Facility ( GEF/C.13/Inf. 5, April 22, 1999 )

\* Ashford, Michael S . 1999、 *Contingent Finance as a GEF Financing Modality . Part I: Conceptual Issues* . Climate Change Team, Environmental Department, World Bank

2 ) I F C の活動に関する問い合わせ先

国際金融公社 ( I F C ) 東京事務所

Tel : 0 3 - 3 5 9 7 - 6 6 5 7 Fax : 0 3 - 3 5 9 7 - 6 6 9 8

100 - 0011 東京都千代田区内幸町 2 - 2 - 2 富国生命ビル 1 0 階

International Finance Corporation <http://www.ifc.org/eu>

Tel : 2 0 2 - 4 7 3 - 4 7 7 9 Fax : 2 0 2 - 9 7 4 - 4 3 4 9

Dana Younger, Coordinator, GEF Environment Projects Unit

3 ) 5 - 1 は、山本晃子氏 ( ジョンホプキンス大学博士課程 ) が I F C の GEF - Coordinator にインタビューしてまとめた資料を基礎にして作成している。

## 5 - 2 G E F プロジェクトへの市民参加の理念と原則

5 - 2 の内容は、 1 9 9 6 年 4 月の G E F 評議会で承認された G E F 文書 「 Public Involvement in G E F Financed Project G E F 資金プロジェクトへの市民参加 」 を抜粋したものである。

### 5 - 2 - 1 背景

GEF評議会は1996年4月の会議で、本書に発表された原則を、GEFが資金供与するプロジェクトの設計、実施、評価への市民参加の基礎とすることを承認した。評議会では、この原則を適用するときは、地元の参加並びに地元の利害関係者を重視すること、それぞれの国に特有の条件に留意すること、そして、市民参加は「改組後のGEFのための設立文書」に定められた規則と矛盾しないことなどの点を強調している。

(1) 1995年2月の会議で、評議会は事務局に対し「情報開示と市民参加に関するGEF方針案」(議長合同サマリー3ページ)を準備するよう要請した。それに続き、「GEFが資金供与するプロジェクトへの市民参加に関する方針書概要案(GEF/C.6/Inf.5)」という情報資料および2件の背景説明資料が、1995年10月の評議会で発表され、意見が求められた。この情報資料発表以降、評議会メンバー、NGO及び地域のNGOネットワーク及び受益国政府と、事務局は協議および小グループ会議を行っている。

(2) 本資料には、過去の資料をベースとして構成し、各種協議で得た意見を組み込んだ。それは、市民参加の理論的根拠と定義を提示した。更に、市民参加の基本原則は、事務局、実施機関、プロジェクトの執行機関、その他GEFが資金供与するプロジェクトへの参加組織によるそうした原則の詳細な適用方法も記している。

## 5 - 2 - 2 理論的根拠と定義

### 1) GEFの設立文書における表記

「改組後のGEFのための設立文書」には、情報の普及、協議、利害関係者の参加など、市民参加の必要性が明白に定められている。即ち、すべてのGEF融資プロジェクトにおいて、「GEFが資金供与するプロジェクトに関して、機密情報以外の全ての情報の十分な開示、プロジェクトのサイクルを通して主要な団体と地域共同体との協議や適切な参加を予定する」。事務局は「実施機関との協議を通じて、プロジェクト・サイクルに関する共通ガイドラインを準備する中で、評議会によって採択される運営方針の確実な実施を確保する」。当ガイドラインには、プロジェクトや作業計画提案の適正かつ十分なレビューと、地元共同体や他関係団体との協議とそれらの参加と、プロジェクト執行のモニターと結果の評価を含む」。実施機関は、それぞれに、市民参加について上記の規定に合致した独自の政策、ガイドライン、手順を持っている。

### 2) 理論的根拠

効果的な市民参加は、GEFの資金供与するプロジェクトの成否に、きわめて重要な要

素である。これが適切に行われれば、市民参加は下記の方法により、プロジェクトのパフォーマンスと影響とをさらに高める。

- プロジェクトの成果についての受益国の所有者としての地位と説明責任の強化。
- 影響を受ける住民の社会的経済的ニーズへの対応。
- プロジェクト執行機関と利害関係者間のパートナーシップの構築。
- プロジェクト活動の設計、実施、評価の面で、特に非政府組織（NGO）、地域社会、地域の団体、民間部門の技能、経験、知識の活用。

### 3) 定義

(1) 市民参加は、相互に関連しあい、またしばしば重複する3つのプロセスによって構成される。すなわち、情報の普及、協議、「利害関係者」の参加である。利害関係者とはGEFが資金供与するプロジェクトに利益または利害関係を持つ個人、団体、機関をいう。この用語はまたそのプロジェクトから影響を受ける可能性のあるものにも適用する。利害関係者には受益国政府、実施機関、プロジェクト執行機関、プロジェクトの各種段階でプロジェクト活動を行うための契約団体、このプロジェクトに関心を持つ市民社会の各種団体なども含まれる。

(2) 情報の普及とは、GEFが資金供与するプロジェクトに関する時機を得た関連情報の利用可能性と配布を指す。普及の様々な面には、プロジェクト情報の適切な通知と開示、またそれらに対する市民の適切なアクセスが含まれる。

(3) 協議とは、政府、実施機関、プロジェクト執行機関、その他の利害関係者間の情報交換を指す。意思決定の権限は、政府、機関、プロジェクト執行機関にあるが、プロジェクト期間中の定期的な協議は、プロジェクト管理者がプロジェクト活動に関して情報を得た上での選択をするのに役立つ。また協議によって、地域社会と地域の団体がプロジェクトの設計、実施、評価などに貢献する機会が提供される。

(4) 利害関係者の参加とは、利害関係者らが状況に応じてプロジェクトのコンセプトや目的の特定、実施場所の選定、活動の立案と実施、プロジェクトのモニターと評価などに共同で参加することである。プロジェクト・サイクルを通して、利害関係者の参加を組み込むための方針を策定することは、地域の団体、特にプロジェクトの実施場所内および周辺の恵まれない人々（例えば、先住民の地域社会、女性、貧困家庭など）の所得や生活状態に大きな影響を持つプロジェクトにとって特に必要である。

### 5 - 2 - 3 市民参加の原則

設立文書の規定、実施機関の方針と手続き、パイロット・フェーズで得られた経験に基づき、G E F が資金供与するプロジェクトの設計、実施、評価には下記の原則が適用される。

1 ) 効果的な市民参加によって、プロジェクトの社会的、環境的、資金的持続可能性が拡大されなければならない。

市民参加活動は、プロジェクトの環境的、資金的、社会的な持続可能性に貢献できるように設計されなければならない。プロジェクトの実績を向上させ、プロジェクト成果の説明責任を分担することにより、市民参加は、プロジェクトの環境的で資金的な持続可能性に貢献することができる。さらに、プロジェクトが社会的に持続可能であるためには、G E F が資金供与するプロジェクトの影響を受ける人々の社会的、文化的、経済的ニーズに取り組むことが必要である。G E F 運営戦略で述べられているように、プロジェクトの設計、実施、評価には関連する社会問題が配慮される。そのような問題には影響を受ける人々の社会経済的ニーズ、弱者の特別なニーズ、そしてプロジェクトの利益へのアクセスなどが含まれる。

2 ) 市民参加を確保する責任は、その国の政府、プロジェクト執行機関（1機関或いは複数機関）にあるのが普通である。実施機関はこのために助力しなければならない。

市民参加活動は、受益国のプロジェクト所有権を強化するはずである。各政府は、持続可能な開発を目指す国の優先順位に基づいて、あらゆるG E F が資金供与するプロジェクトを国主導で推進すべきである。政府は国の優先順位と一致するプロジェクトのコンセプトを特定するためにも、市民参加の促進を図らねばならない。実施機関は、適宜、受益国政府及びプロジェクト執行機関等を援助、協力して、プロジェクトの実施期間を通して市民参加を採用、促進するプロジェクトの開発を行う。実施機関等は政府と執行機関との緊密な協力の下に、プロジェクトの特定、設計、実施、評価の各段階のできるだけ早い段階から、利害関係者の参加を求める。

3 ) 市民参加活動は、受益国の国や、地方の状況とプロジェクトの要件に合わせ、また対応して柔軟に設計、実施されなければならない。

市民参加の要件は対象分野およびプロジェクトの種類によって違いがあるため、市民参加活動はすべて地域のニーズと条件に基づくものとすべきものである。例えば、先住民の

地域社会に影響を与える可能性のある生物多様性プロジェクトは、国と地域レベルでの技術援助やキャパシティ・ビルディングに焦点を絞る地球規模のプロジェクトに比べ、より徹底した利害関係者の参加が必要である場合がある。また、プロジェクトの開発と実施を左右する文化的、政治的、プロジェクト固有の要素など、国の条件に対応する市民参加活動を設計するためには、様々なアプローチがある。

- 4) 効果的に進めるには、市民参加活動は広範かつ持続可能なものでなければならない。実施機関は必要に応じて、プロジェクト予算には、受益国政府とプロジェクト執行機関が市民参加を確保するために必要とする資金援助や技術援助を含める。

各実施機関は複数の政府および執行機関と協力して、市民参加活動が所定の範囲の利害関係者団体を代表するように設計し、長期にわたって効果的に行われることを確保するよう努力する。

実施機関はプロジェクト執行機関が、(a) 有意義で時機を得た、利用可能な情報をできるだけ多くの利害関係者に提供し、(b) 特に地元または地域レベルで、広範な協議及びプロジェクト固有の協議を推進し、(c) プロジェクト・サイクルを通して利害関係団体の参加を促進するように支援する。この促進には意識啓発とキャパシティ・ビルディング活動が含まれる。

- 5) 市民参加活動は透明性と公開性のある方法で行われる。すべてのGEFが資金供与するプロジェクトには、市民参加に関する完全な記録文書を備えるものとする。

設立文書の規定に従い、全プロジェクトでの市民参加活動の準備、実施、報告、評価には透明性が必要である。市民参加に関する文書資料の様式は、事務局が実施機関と協議して作成する。そうした様式は簡潔かつ簡明なものとし、開発にあたって担当者は、実施機関、NGO、プロジェクト執行機関が現在使用しているすぐれた実務の様式を考慮しなければならない。

#### 5 - 2 - 4 GEF事務局の役割

GEF事務局は、GEFが資金供与するすべての融資プロジェクトにおける有効な市民参加を促進させるため、以下のことを確保する。

- 1) 実施機関と協議して、プロジェクト設計と実施計画における市民参加の効果を評価するための運営ガイドラインを作成し、引き続きプロジェクトの実施の年次レビューによって市民参加活動をモニターし、プロジェクトの改善に関しての市民参加活動の影響を評価

する。

2) 将来のプロジェクト設計への教訓を組み込むことを考慮し、受益国政府、実施機関、プロジェクト執行機関、その他の利害関係者間における市民参加についての好事例に関する情報交換を促進する。

3) 実施機関と協力してプロジェクトの準備、設計、実施、評価面でのNGOその他の利害関係者の役割を強化する方法を探求し、プロジェクトへの市民参加の有効性評価を定期的に行う。

4) 有効な市民参加を進めるため、受益国、執行機関、また、NGOが資金を利用できるよう確保する。

#### 5 - 2 - 5 実施機関の役割

実施機関はその組織環境内で有効な市民参加を促進する使命がある。組織内の方針と手続き並びに第2部で述べた原則に従い、実施機関は自らのGEFが資金供与するプロジェクトへの市民参加に関し、下記の事項を含むガイドラインを作成する。

1) プロジェクトに市民参加を、社会問題を主張しつつ取り入れるための様々な形態。それは、プロジェクト・サイクルの最も早期段階で開始するものであり、また地元の参加を育成することの長期的性格と困難さを認識するものである。

2) プロジェクト準備段階中に、プロジェクト予算の範囲内で、NGOや地域の団体や民間部門の参加を奨励するためのプロジェクト資金の割り当てなど、市民参加活動の設計と実施とを促進するための資金調達の実施を行うこと。

注：本書で使っている「プロジェクト執行機関」という用語は、プロジェクトの準備、設計、実施、評価などに直接責任を持っている組織または一連の組織をいう。それには受益国政府機関、国連の専門機関、非政府組織、その他の組織などが含まれる。「プロジェクト執行機関」は、国連開発計画(UNDP)によって使われている「執行機関」と同義語ではない。UNDP内部では、受益国政府、(国連専門機関及び国連プロジェクト・サービス局(UNOPS)などを含む)国連制度の組織、国連制度に属さない政府機関あるいはUNDP自体を「執行機関」と呼んでいるが、実際には多くの非政府組織や他の諸団体が準備、設計、実施、評価など広範な業務を提供している。

### 5 - 3 G E F への N P O ・ N G O の参加の機会

2章からここまでの記述の中で、「5 - 1 : G E F へ民間企業の参加の機会」以外は、基本的には G E F の公式文書を日本語訳し、抜粋或いは編集し、加筆したものである。しかし、5 - 3 の内容は、N P O ・ N G O が主体となって作成した資料からの抜粋である。それは、「地球環境ファシリティー：リオからニューデリーへ：N G O へのガイド “The Global Environment Facility From Rio to New Delhi: A Guide for NGOs” by Stanley W. Burgiel and Sheldon Cohen, 1997」であり、前述してきたような G E F の方針と原則に対応して、I U C N (世界自然保護連合)、B I O N E T (生物多様性・アクション・ネットワーク)、C N E (気候ネットワーク・ヨーロッパ) が協力して、N G O の視点から作成したものである。

この冊子は、政府関係者や実施機関や G E F 関係者とは、異なる立場と視点で、G E F をどのように理解し、G E F の事業にどのように参加する可能性があるのか、などの基本的な考え方や見方を解説したものである。

特に、日本においては、G E F に関する資料の日本語版が殆ど存在しない状況において、この5 - 3 の内容は、日本の N P O ・ N G O ばかりでなく、政府関係者や企業関係者にも、なぜ、N P O ・ N G O が G E F に関わる必要があるのかを理解する上でも意味のある内容となっている。

今後実際に、日本の N G O ・ N P O が、途上国の政府や N G O とともプロジェクトを発案・展開しようとする際には、変更後のプロジェクト・サイクル ( 2 0 0 0 年 ) や小規模プロジェクトの案内に従う必要がある。しかし、過去に他国の N G O がどのように G E F の資金を使ってプロジェクトを展開したのかといった事等を理解したい場合を含めて、G E F に関する基本的な情報を得るためには、この資料で十分に役に立つ。

#### 5 - 3 - 1 なぜ、G E F に N P O ・ N G O が関わらなければならないのか

「地球環境ファシリティー：リオからニューデリーへ：N G O へのガイド “The Global Environment Facility From Rio to New Delhi: A Guide for NGOs” by Stanley W. Burgiel and Sheldon Cohen、1997」より抜粋

##### 1) G E F を理解するためのガイドブック作成の主旨

地球環境ファシリティー ( G E F ) は、毎年何億ドルという資金を融資する国際的なメカニズムとして、地球規模の生物多様性の損失、気候変動、オゾン層破壊、世界の海洋と他の国際水域の悪化といった人類の繁栄と存続を脅かすような最も緊急の対策を必要とする環境問題に取り組むために、非常に大きな可能性を秘めている。G E F の潜在能力は巨大であるが、その本来の役割は未だ十分に理解されていない。そのために、N G O は今

までに様々な理由でG E Fの問題を指摘してきた。例えば、G E Fの扱いにくい組織構造、より徹底した透明性とG E Fプロジェクト・サイクル全ての段階で市民社会が参加する必要性、地球規模の環境的な目的をG E Fの実施機関における貸付ポートフォリオ全体の中に組み入れる計画が進展していないこと、G E F資源のより効果的なモニタリングと評価の必要性である。

G E Fの限りない可能性とそれが抱える問題は、N G OコミュニティとG E Fとの間の不明瞭な関係に起因する。近年、N G O側は、G E Fの過程におけるN G Oの関心の低下と参画の弱体化を懸念している。N G O側の何人かは、“燃え尽き”てしまい、そして、G E F運営を改善するG E Fの能力に対して懐疑的になってきている。けれども、G E Fの過程に参画すべきか、或いは、如何にすべきかを評価する場合に、N G Oコミュニティは次のような要素を考慮する必要がある。

G E Fは、私たちが深く関心を寄せる問題に関連するプロジェクトに対して、昨年何億ドルという融資を承認するために存在し、それをし続けるからである。中規模融資（M S G）の窓口の開設や小規模融資（S G P）の拡大というような最近の展開は、N G OによるG E F資金へのアクセスの更なる大きな機会を作っている。一方N G Oは、すでにG E Fにおける改善のための触媒的な役割を果たす能力を立証してきている。（例えば、M S Gの窓口を設置するのを助けたり、G E F運営戦略の形成を助けたり等。）

このN G Oガイドは、G E Fの過程における世界各地でのN G Oの関心を再活性化することを助けることと、政策のアドボカシー、監査と評価、プロジェクト実施のような分野で参画するのを奨励することを意図したものである。

## 2 ) G E Fの潜在的可能性

G E Fのプロジェクトに参加しているN G Oは、G E Fが、地球規模の環境問題に対して多大な影響を有することを、次のような観点から理解している。

主流に組み入れる：

G E Fは、主要な地球環境問題をG E Fの3つの実施機関（I A s）である、世界銀行、UNDP、UNEPにおける通常のプロジェクトやプログラムに組み入れるようにデザインされている。

新分野の開拓する：

G E Fは政策形成過程とプロジェクト実施においてN G Oのさらなる機会を提供する。

レベレッジをする（借入資本によって投機を行う）：

G E F のプロジェクトは一般的に、当該政府や実施機関や、多国間開発銀行、二国間機関、その他の資金供給源からの協調融資を必要とする。

革新的な融資を行う：

G E F は、長期的な持続可能性や、小規模プロジェクトのための出資過程や、政府主導の目的等を改善するために革新的な融資の選択肢を有している。これらの選択肢は、ナショナル・トラスト・ファンドと中小規模の融資を含む。

技術：

G E F は、新技術の広範な利用を推進する道具として役に立つ。例えば太陽エネルギーのようなもの。

新しく革新的な活動の触媒的な役割をする：

G E F は、普通の既存の従来の開発援助では行うことが出来ないような新しく革新的な活動を認め支援する。例えばエコツーリズムのようなもの。

NGO プロジェクトに融資する：

NGO は、プロジェクトを発案し、展開し、実施するための資金を、G E F から得ることができる。

多国間協力：

G E F は、国際的な環境問題の解決には、多国間協力をとらして取り組むことができる方法に対する具体的な参考例とモデルを提供する。加えて、G E F の成功や失敗は他の多国間の過程に影響を及ぼすことになる。

国際条約を強化する：

生物多様性や気候変動やモントリオール議定書などのような国際合意における各国の義務を達成するのを助ける。

国内政策の変更：

G E F 資金へのアクセスとG E F の利用は、国家レベルでの政策改善を推進することができる。

3) なぜ、NGO がG E F に関心をもつべきなのか？

なぜ、NGO はG E F に関心をもつべきなのか？ G E F の公式書類の何千ページを通

して得るシンプルな答えは、次のとおりである。「GEFは、NGOが深い関心をもつ問題に対する根本的な影響を与えることができるし、また、すでに影響を与えてきているからである。GEFは国際的な融資メカニズムであり、気候変動、生物多様性の損失、オゾン層の破壊、世界の海と国際的な水域の悪化を含めた、人間が直面するに最も緊急な環境問題に取り組むために、毎年何億という資金を認定してきている」からである。

確かに、NGOは、GEFの効用や効果に関して広範な異なる見解を有している。GEFの主要な問題のあるものはその成功を隠してしまっているが、一方、GEFの過程にNGOが参画する理由は、2)で述べたように、この仕組みが非常に大きな可能性を秘めていることに同意するからである。さらに、GEFは、長期を通して目的を達成するか否かを審査するにはまだ比較的歴史が短く、多くのシナリオが可能である。例えば、次のようなものがある。

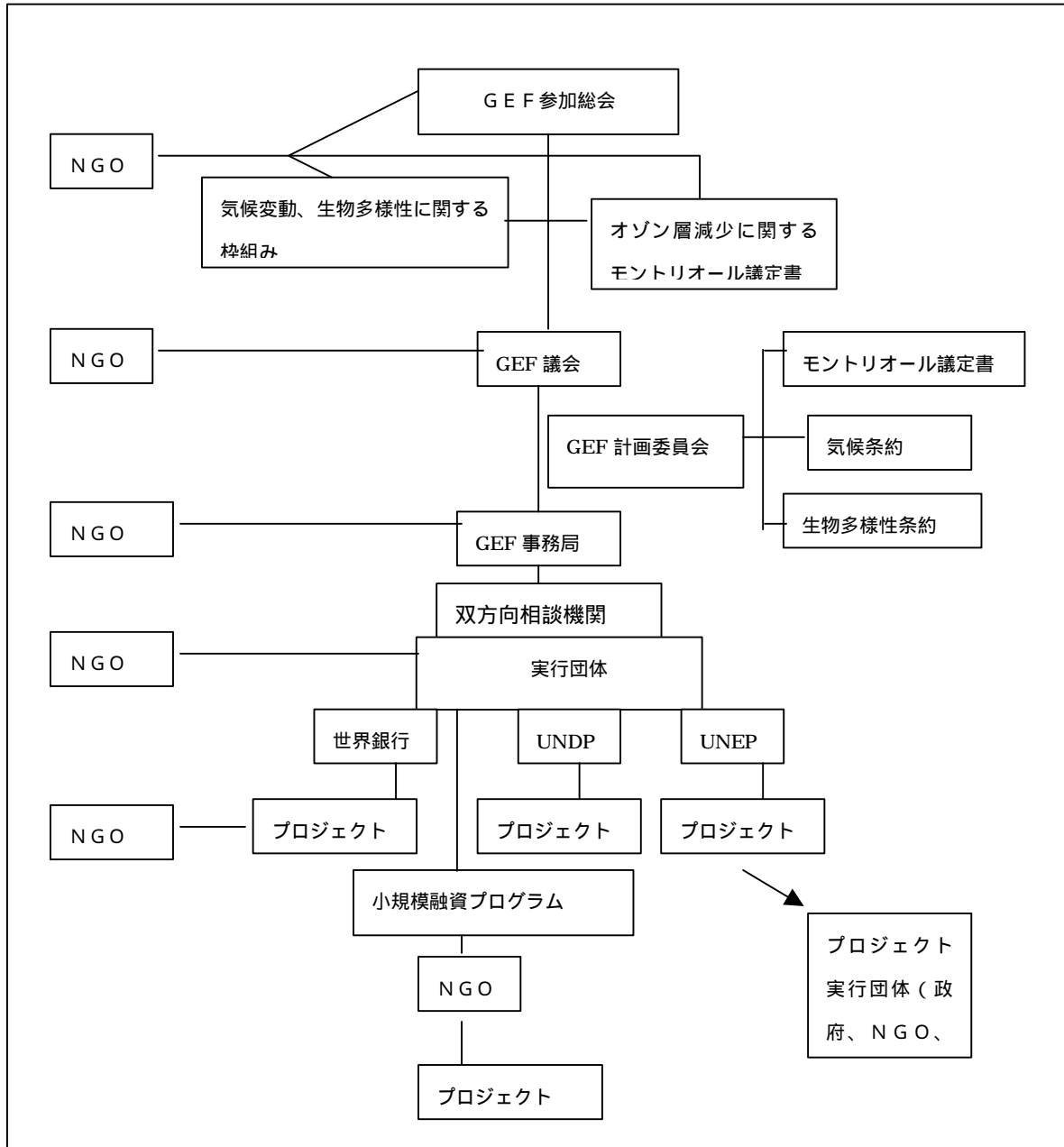
- GEFの融資金は、世界の重大な環境問題に対する長期的な解決のための触媒的な役割をGEFが果たすことを可能にするために、拡大されたり、より効果的に使用されたりすることが可能である。
- GEFの資金は、政府や世界銀行のような国際機関において環境への関心を主流に組み入れるのに成功せずに、十分に有害な社会的影響をともなって大規模に浪費することも可能である、

ひとつ我々NGO側が知っていることがある。それは、NGOはGEFの効果を高め、GEFの未来を形作るのに決定的な役割を果たすことである。

#### 4) NGOのGEFへの参加の機会

GEFに対するNGOの視点にはある範囲があり、また、NGOがGEFに参加するのに多くの方法がある。自分の活動の範疇に留めておく場合や、批判や論評を行うNGOもあれば、GEF関連の様々な活動に非常に密接に参加するNGOもある。戦略の違いはお互いを補完することができる。次の図は、GEFの組織とNGOの関わりを示している。

図 G E F 組織と N G O の関わり



以下に、NGOの参加のために、活動におけるある特定の種類と目標とを示す。

(1) プロジェクト参加

NGOは、GEF支援のプロジェクトを発展させ実施する際に、直接的に関わることが

できる。

- 政府の役人達と、新しいプロジェクトのデザインをするためのプランニング会議に参加する。
- プロジェクトのプロポーザル案に関して論評する。
- 融資を受けたプロジェクトの特定の側面をコーディネートしたり、実施したりする。

## (2) アドボカシー活動

NGOはGEFの過程をめぐって重要なアドボカシーの役割を果たすことができる。(例えば、GEFの政策や優先事項を形作るのを助ける等) そのようなアドボカシーのための分野には次のようなものである。

### プロジェクトの融資：

提出されたプロジェクトに融資するか否かという決定は、GEFの優先事項を設定する際の、また、要するに、非公式だが事実上のGEF政策を設置する際の、重要なステップである。

### プロジェクトの発展：

展開されたプロジェクトのタイプや焦点は、国レベルでの優先事項と重要な政策を反映する。

### 公式なGEF政策：

評議会は公式な政策を採択する。それはより一般的なGEFの過程と同様に、GEFの融資優先度に影響を与える。

### 運営戦略と運営プログラム：

GEF政策のこれら二つの最重要事項は、定期的に更新される。

### GEF履行のモニタリングと評価(M&E)：

この進行中のM&EプログラムはGEF政策と優先度の設定と全体的な効果に対する重要な関連を有している

### 国の割り当て：

出資政府は、拠出期間にGEFに対して約束した割り当ての資金を要求される。このような約束を達成することが関心事の重要な分野である。

### 5 - 3 - 2 NGOとプロジェクト G E Fのプロジェクトに直接参加するためには

#### 1) NGOの参加への選択肢

##### (1) G E FプロジェクトへのNGO参加の方法

NGOはG E Fのプロジェクトに、オブザーバー、アドバイザー、調査者、評価者、実施者、批評者などで、様々に参加することができる。

##### 国のプロジェクト選択と展開：

NGOは、政府とG E F実施機関（ I A S ）によるプロジェクトの選択に影響を与えることや、また、プロジェクト・サイクル全過程において、有効なNGOの役割を明確にするのを助ける事ができる。これは、国内で提案されたプロジェクトについて情報を得ることと、プロジェクトの準備やデザインや実施へのインプットを提供することも含まれる。NGOは、公式や非公式の、技術的・政策的アドバイスを提供でき、あるいはプロジェクト進行のサブ・コントラクトを受ける事ができる。加えて、NGOは検討中のプロジェクト申請に対する技術的・社会的アセスメントを提供することができる。

##### 実施：

NGOは、プロジェクト実施に際して様々な役割を担うことになる。それには、準備のための研究と調査の補助や、デザイン過程へのインプットなど、G E Fプロジェクトを完結する実施者のサブコントラクターとして、また直接的な実施者として関わる事である。そのような役割において、NGOは地に足をつけたフィールドワークから技術分析、公共の意識の向上にまでの幅のある数々の業務を達成することができる。

##### 調査と評価（ M & E ）：

NGOは、M&E やその他の基準に対する既存のG E Fガイドラインに基づき、プロジェクト履行のアセスメントを独自に行うことができる。NGOが携わった幾つかの地域の事例をあげると、それは、実施機関が適切な利害団に意見を聞き、プロジェクトがG E Fの実施要綱に基づいて実施されているかを確認する事、また、 I A S はG E Fポートフォリオ外の既存のプロジェクトとして改正しているかという程度までである。そのようなアセスメントは、NGOの協議過程を経て、プロジェクト実施者、国のG E F拠点（フォーカル・ポイント）、実施機関の地域事務所、他のNGO、そして、G E F評議会にまで、回覧される事になる。

## (2) GEFプロジェクトへのNGOの参加の基本ステップ

全ての国におけるNGOが、それぞれの国のGEFのプロジェクトに参加するには、いくつかのステップがある。

- 国内GEF運営拠点や実施機関地域事務所を特定し会合をもつ。
- NGOと国内GEF運営拠点と実施機関代表と会合をもつ。
- 好ましい役割を選ぶ 批評者から実施パートナーまで
- 政策或いはプロジェクトの優先事項を実施機関と協議し展開する
- NGO、政府関係者、実施機関代表者等と未来の政策や、プロジェクト構想を調整する
- 各自の国において、GEFプロジェクトを実施し、監視し、評価する。

## (3) 対話の開始

GEFプロジェクトへの参加は、ワシントンの‘GEF政治’と同様に、人びとや時期や機会のような数々の要因次第である。最初の段階としては、指定されたGEF国内運営拠点と連絡を取り、国内で進行中の、あるいは準備中のGEF関連の活動についての情報を得る。関心をもつNGOとこのGEF運営拠点との会合は、現行のプロジェクト、或いは計画プロジェクトの情報と、GEFプロジェクトに対する政府の優先度を確かめる良い機会をもたらす。これはまたGEF関連の意見を交換するフォーラムとして、国規模の連絡グループを設立するのにも良い機会だろう。

実施機関地域事務所のスタッフとの会談では、一般的なGEF資料や、既存の或いは計画プロジェクトに関する情報等の、詳細の情報と助言を得ることができる。もし満足できる対応が無い場合は、NGOは過去に、GEF事務局と実施機関本部に苦情を送付したりしてきた。それまでの経験から判断し、GEF国内拠点が知っているよりもプロジェクト・パイプラインの中により多く情報はあろう。しばしば、実施機関国内事務所スタッフでさえ、GEFがどのプロジェクトに融資すると決定したのか、しばしば不確かになる。GEF事務局とGEF評議会からの情報は、しばしば実施機関国内スタッフと運営拠点に届くのに時間を要するからである。

## (4) GEFプロジェクトに参加する

このような背景とともに、NGOはプロジェクトの選定と進展、実施、監視と評価という仕事を通じ、特定のプロジェクトにより深く参加するようになる。GEFプロジェクトが準備から実施段階へと展開するに従って、NGO参加に対する機会が多く出てくる。明ら

かに、NGOがプロジェクト設計の中でより大きな役割を果たすようになれば、適正な予算と活動にNGOの参加をより含むようになる。参加を計画するならば、1つのNGOでよりも、2つ、3つ、4つのNGOがグループを作って仕事をする方が強いことを思い出して欲しい。同様に、複数のNGOは一つのプロジェクトの中で、独立した立場での批評者からプロジェクト実施者までの、異なる役割を演じることができる。また、他国で同様なタイプのGEFプロジェクトを担当しているNGOを探し出し、彼らから、経験を踏まえた情報を得るとよいだろう。

もしGEFプロジェクトについての批判的視点を提供することが望んでいる役であるならば、次のような考慮が役立つだろう。

- 実施機関は、利用可能な全ての情報と書類を提供するのを確保している。
- 他のNGOあるいは傘下の団体と協力し、組織することにより、批判は簡単には棄却されない。
- 国際NGOネットワークと調整を取り、レビューがGEF評議会にまで届く
- ことを確保する。

#### (5) 小規模、中規模グラントプロジェクト：NGOのプロジェクト実施の機会

小規模と中規模補助金の制度は、NGOによるGEFプロジェクト実施のための最高の機会となる。

#### 小規模グラントプロジェクト(SGP)：

UNDP小規模グラント・プロジェクト(SGP)は、上限50,000USドルである。SGPは、NGO 特に地元社会を基盤にする組織 によって実施されるプロジェクトを支援するためにのみ設定されたものである。これらの制度は、国内調整者(NGO代表或いは地域のUNDP事務局)によって管理されている。国内調整者は、他のNGO代表や政府とUNDP代表によって構成される国内選定委員会(NSC)に支持されている。政府とUNDPの代表はオブザーバーとして、しかし委員会NGOメンバーの要求によって参加する。これらのNSCは、国のGEF/SGPワークプログラムに含めるために、SGPプロポーザルを吟味し、承認する。

SGPの主要な目的は以下の通りである。

- 地球環境への脅威を減少するのに貢献するコミュニティレベルでの戦略と技術とを提示する。
- コミュニティレベルでの経験から教訓を描き、そして、好結果のコミュニ

- ティレベルの戦略と革新性を、コミュニティ団体とNGO、政府、GEF、開発援助機関とその他の間で大規模に普及させる。
- 環境問題に取り組み、持続可能な発展を促進するために、コミュニティ・グループとNGOのキャパシティを支持し強化するための地元利害者のパートナーシップとネットワークを構築する。

当該国内で運営されるといわれるSGPに参加するためには、NGO代表は、NSCに務めるように任命されるか、或いは、SGPプロジェクト案とプロポーザルを形成することができる。平均的資金は、20,000USドルから30,000USドルである。SGPプロポーザルは、GEFの目的と一致すべきであり、4つの対象分野の一つで行われるべきである。

中規模プロジェクトプログラム(MSP)：

1997年4月のGEF評議会会議では、プロジェクト申請書のレビュー過程を手早く処理する手続きとともに、50,000USドルから10万USドルまでの中規模プロジェクトプログラム(MSP)を承認した。各国政府、地元共同体組織、NGOや学術機関がこのプログラムの適用対象である。MPSは、(I)それが行われる国内の優先事項に基づかなければならず、また (II) GEFの運営戦略と実施プログラムとの調和がなされなければならない。そして、(III) ホスト国或いは、国々に承認されなければならない。

Jeff Griffin 著の *De-Mystifying the GEF: A User's Guide to Getting Funding for Biodiversity and International Waters Projects* を参照されたい。

2) NGOと政策：いかにGEFの政策と優先度設定に参加するのか

(1) NGOのアドボカシーの機会：概観

GEF過程の政策と優先度設定において、実質的に貢献するためのNGOのアドボカシーを行う機会が多い。

プロジェクトへの融資：

申請されたプロジェクトに資金を提供するか否かの決定は、GEFの優先度を設定し、非公式だが実際のGEF政策を設定する際の重要な段階である。例えば、これらの決定は、どのタイプのプロジェクトに融資されるべきか、どのレベルの融資が特定のプロジェクトあるいは対象分野に設定されるか、またどこの国或いは地域が融資の優先をえ

るのか、を決めるのである。

プロジェクトの発展：

個々の政府は、G E Fの資金供与のためにプロジェクト申請書を発展させる際に主導する。展開されたプロジェクトのタイプと、プロジェクトの幾つかの観点、優先度と国レベルでの重要政策を反映する。

公式なG E F政策：

評議会は、一般的にG E Fの融資とG E Fの過程に重要な影響を与える公式政策を採択する

運営戦略と運営プログラム：

これらG E F政策におけるこれら二つの最重要事項は、定期的に更新される。

G E F履行のモニタリングと評価（M & E）：

G E F事務局内に存在する進行中のモニタリングと評価（M & E）のプログラムは、G E F政策と優先度の設定に対して重要な意味を持つ。

国の適格性：

資金拠出政府は、資金の補充交渉の中で、G E Fに約束した適切な資金を要求される。G E Fへの資金拠出国のN G Oは、政府行政官や国会議員と共に、その資金が適正である事を確保するのを助ける。

以下に、個々の内容を記す。

## （2）プロジェクトへの融資

N G Oは、申請プロジェクトに資金供与するか否かを、個々の政府とG E F評議会の決定に貢献できる。個々のN G Oは、他のN G Oと共同して、申請プロジェクトを支持か不支持かのために、特にどの政策と基準が重要かを決定する。幾つかの関連する考慮事項には、以下を含む。

対象地域における主題の重要さ：

個々の対象地域でのプロジェクトに対して、主題の重要さはどのようにあるべきだろうか？ 例えば、生物多様性プロジェクトにおいて、持続可能な利用対保全を強調すべきだろうか？ あるいは気候プロジェクトにおいて、新エネルギー資源の開拓対より効率的の良い化石燃料の使用を強調すべきだろうか。

適格性：

個々の無償資金の規模（そして、提供される全資金）には、対象分野に関連する比較的重要な国（や地域）を反映されるべきなのか？ 例えば、より大規模なグラントは、(I) 生物多様性の“ホット・スポット”や“メガダイバーシティ”が存在する国 ブラジル、パプアニューギニア、マダガスカルに、それとも、(II) 将来の温室効果ガス（GHG）や、オゾン層破壊物質（ODS）の高い排出潜在能力を持つ国（中国やインド）に適用するのが良いのか？

潜在的な原因対直接的な原因：

問題の背後にある原因に取り組むプロジェクトを強調すべきなのか、或いはその反対に、直接（最も近い）の原因とすべきか？ 全ての融資されたプロジェクトは背後にある問題に取り組むべきだろうか？

市民の参加：

申請プロジェクトの計画段階において適切な市民（利害関係者）参加の方法があったか？ そして、プロジェクトは、その実施において市民社会のために有効な役割を含めているのか？ 例えば、総合的な海岸地域管理に関する申請された国際水域プロジェクトは、関連する海岸地域の共同体と熟練した漁民組合を参加しているか？

社会的インパクト：

申請プロジェクトの潜在的社会的インパクトは何か？ 例えば、申請されたエネルギー効率化プロジェクトにおける雇用と収入の意味は何なのか？ 新保護地区を設置する為に申請されたプロジェクトの中で、地元と原住民の共同体のために土地所有の意味は何なのか？

NGOが考えるべきもうひとつの資金問題は、調達改善である。調達とは、承認されたプロジェクト資金がGEF実施機関からプロジェクト実施の当該者に届けられる方法である。NGOは一般的に、この過程が効率悪く、時間のかけ過ぎであると批判してきている。特に、プロジェクトの活動のために前もって使い、後で返済を受けるような方法は、資金源を持たないプロジェクト実施担当のNGOにとって難しいことである。そのような批判はMSGプログラムに向けられており、GEFタスクホースはその問題を調査中である。

(3) 公式のGEF政策

NGOは、公式のGEF政策の作成：現行の政策の強化や新しい政策採択の触媒役を果たすことも含む、を助ける事ができる。

現行政策の強化：

これまで、GEF評議会によって幾つかの政策が公式に採択されてきた。NGOは、これらの政策をレビューするのを促し、それらを強化するために修正版を公式化できるよう手伝えることができる。様々なNGOによって過去に提案されてきたそのような修正の実例を以下に挙げる。

- 増加する費用：“環境的前進”の基本的活動をする国々が不利にならないように保証する。
- 資金調達の様式：対象地域で譲与或いは偶発（臨時）融資を認める。
- 監査と評価（M&E）：GEFの全てのレベルを覆うようなより統一されたM&Eシステムを要求する（現在のGEF実施機関の効果性について定期的なレビューを保ちつつ行う。）
- 市民参加：全てのプロジェクトは、利害関係者により特別に文書化された形を必要とする。また、プロジェクト・サイクル全体を通して市民参加のための運営ガイドラインを設計する。

新政策を促進する：

NGOは新たなGEF政策を促進することができる。考慮する価値のある選択肢を以下に記す。

- 社会政策
- 原住民の人達の政策
- 実施機関のための資金調達（返済形式の資金）政策
- キャパシテイ・ビルディングと訓練の政策
- トラスト基金政策

#### （４） 運営戦略（OS）と運営プログラム（OP）

運営戦略と運営プログラムは“生きた書類”として考え、更に、得られた経験と、また、生物多様性と気候の条約締約国会議や技術的進展や他の発展からの更なる主導とを基礎にして、定期的に更新されるものである。この過程の中で必要な修正点を主張し提案するという重要な役割をNGOは演じることができる。

行動戦略：

NGOには、次のような問題点を挙げてアドボカシーをする機会がある。

- 現在の運営戦略を作成する期間に、以前議論されたが、却下された論点、
- 運営戦略に新たに導入されるべき論点、

過去に様々なNGOによって挙げられている論点の事例を以下に記す。

- 気候 再生可能なエネルギー資源の促進に関するより強く主張する必要性
- 生物多様性 生物多様性の高い価値の地点と生物多様性の持続可能な利用をより強く主張する必要性
- 国際水域 優先事項を明らかにする必要性
- オゾン層 オゾン層を壊さず温暖化ガスの可能性も持たないCFC代替物質をより強く主張する必要性

運営プログラム：

NGOには、現行の運営プログラムの修正と新しいプログラムを作成するよう働きかける機会がある。過去に様々なNGOによって挙げられてきた事例を以下に記す。

- 気候～気候の対象分野で新しい交通プログラムを加えること。
- 生物多様性：公平な利益～生物多様性の対象分野の下でプログラムを共有する～という一を加えること。

#### (5) GEFの履行のモニタリングと評価(M&E)

NGOは、M&E調査のための委任事項(権限)を形成するのを手伝うことができ、そのような活動に直接に参加することができる。1997年になされた3つの調査におけるNGOの参加事例を以下に記す。

- 複数のNGOは、委任事項(権限)にインプットするために、GEFのM&Eコーディネーターと会合をもち、記述されたコメントのフォローアップを行った。
- 様々な国のNGOが、これらの調査においてレビューされた特定のGEFプロジェクトに対して、彼らの視点を確認するためにインタビューが行われた。
- あるNGO代表はこれらの調査のための小さな国際顧問パネルに加わった。
- NGOは、プロジェクト経験から得られたGEF全体の効果性と教訓に関する調査のためのチームと専門家顧問パネルと会合をもち、意見を提供してきている。

## (6) GEF 評議会会合へのNGOの参加

GEF 評議会が上述してきた分野に関連する多くの公式決定を行ってきている故に、NGOの政策アドボカシーの努力は、評議会会議への積極的な参加となって出てきている。10のNGOが“オブザーバー”として評議会会議に参加することが許されている（8名が開発途上国から、2名が先進国から）。GEF事務局の資金提供とNGOの自主選出過程を通じて得られる旅費補助金は、途上国からの最小限の代表団が確保されるのを助けるように利用される。旅費補助金受容者（“NGO使節団”）は、GEFによって、非常に簡単なある過程を経て、正式に認可されていなければならない。

### NGO活動：

GEF 評議会会議をめぐってNGOが行う活動は多い。よりアドボカシー志向の活動であったり、情報の共有とネットワーク作りなどである。次のような活動が含まれる。NGO戦略セッションー評議会会議2日前に開かれ、様々な議題項目に関する関心事や、戦略や、立場を議論するとか、評議会での発表するためにNGOの声明を作成することを始める、等。

NGO - GEF 協議会（評議会会議前日）に、NGOは、政府関係者や、GEF事務局や実施機関代表らと共に、意見や立場や関心事の交換のためのフォーラムを開く。NGOは、彼らの地域における特定のGEFプロジェクトに関する関心事と見解を描いている事例研究を報告する。

声明文の提示（“参加”） 評議会会議の公式セッション中に、様々な議題項目に対するNGOの観点を述べる。NGOは一般的に、良い事例に裏打ちされ、良く吟味され選ばれた幾つかの指摘点を伴う参加の方が、より一般的な関心事の報告よりもより大きな影響を与えることに同意している。

評議会委員へのロビーイングー公式の議題項目の議論の前に、“廊下における”私的議論にしばしば参加する。そのようなロビーイングは一般的に、もし評議会会議前に基本的な作業がより行われていれば、より効果的である。（それは、自国で彼らの意見書を評議員との意見交換で準備される場合など）

（評議会会議の）結論の報告書を作成 NGOは、評議会会議の期間中に特定の関心問題を追い、それらの問題に関する報告書を作成する。国際的な担当者は、これらを国際的にNGO団体に広めるために概要版としてまとめる。

公式な政府代表団を務める これは普通適切な政府関係者と前もって打ち合わせて取り決めることとなる。

### 3) NGOと他の過程：如何にGEFに関連する他の過程と機関に参加するのか

( 1 ) 何が最も重要な過程或いは組織なのか？

数々の過程と組織が G E F と重なっているが、N G O が監視し参加するのに特に重要なものは、以下のとおりである。

- G E F 実施機関 ( I A S ) : 世界銀行、U N D P、U N E P
- 生物多様性と気候変動に関する条約における政府間プロセス

( 2 ) 如何に N G O はこれらの過程と組織に影響を及ぼし、参加することができるのか。

G E F 実施機関 :

G E F は、地球規模の環境的利益を実施機関のプログラムの中に組み入れるようにデザインされている。N G O は、これらの機関においてそれが実際に行われているのかをモニタリングをし、必要とされる政策改善と行動を提唱するなどによって重要な役割を果たすことができる。もう少し特定化して表現すると、N G O は、実施機関の非 G E F 融資やプログラムや政策の規模を、G E F の目的に矛盾しないか、また G E F を支持しているのか、監視し評価することができる。N G O は、これらの組織内で、生物多様性事業トラスト基金とエネルギー分野への融資のための特別気候変動プログラムのように、新しい対応を促進するのを助けることができる。さらに、N G O は、実施機関の現行政策を強化するために動くことも出来るし、或いは、新しい政策を提案することもできる。例えば、世界銀行は、現在、ひとつも生物多様性の政策を持たない等。

生物多様性と気候変動に関する条約の下での政府間プロセス :

監視役と提唱役という努力を通して、N G O は、G E F に直接的に関わっている、生物多様性と気候変動に関する条約 ( 締約国会議 ) の統治本体による意思決定を形作るの助け、監視することができる。

これらの意思決定は以下のことが含まれる。

\* G E F の有効性を COP において吟味 締約国会議は、条約のための資金メカニズムとして、G E F の有効性を定期的に再考する。N G O は次のことができる。

( ) 政府と共に委任事項 ( 権限 ) の公式化に携わる事によって、これらが如何に吟味されるのかを形作る。( 例 : どのような特別な基準と指標が吟味において使用されるのか。 )

( ) 条約事務局と共にこれらの吟味を行う。

G E F への COP の指導 : 締約国会議は、G E F の戦略や政策やプログラムや、適格性に関する指導要綱を提供する。N G O は、政府と共に、そのような指導要綱案を形成するのを助け、その案を締約国会議による公式の決定に組み込むために働くことができる。N G

Oはまた、GEF事務局スタッフと共に、如何にGEFが締約国会議の指導要項を実行することができるのかを描き出す書類に関して働くことができる。

1) GEF-NGOのネットワーキング：如何にNGOのネットワーキングの努力に参加できるか

NGOは、NGO自身でGEF-NGOネットワークに関する地域NGOコンタクト地点の実験的ネットワークを組織してきた。1995年に設立され、初期の目的は次のようなものであった。

- GEF評議会会議に参加する際の旅費補助金使用者の選択を助けること。
- 評議会会議を含めたGEFの過程にNGOのインプットをまとめること。
- 評議会会議や主要なGEFの展開やGEFプロジェクトに関する情報を広く照会すること。

現在、GEF-NGOネットワークは、5つの地域の（アフリカ/中東、アジア、ラテンアメリカ/カリブ、ヨーロッパ、北アメリカ）にある13の連絡事務所と中央連絡所（現在IUCNワシントンD.C.事務所）から構成される。

中央連絡所：この役割は、次の通りである。

- 地域連絡所とNGO関連担当のGEF事務局と定期的な連絡を取る。
- GEF政策文書にNGOの意見を入れるための取りまとめを行う。
- 評議会会議をめぐるNGO活動を調整する。
- 地域連絡所を通じて旅費補助金使用者の選択を調整する。

地域連絡所：この地域連絡所の主な役割を以下に記す。

- GEF-NGO協議会とGEF評議会会議を通知し、担当地域のNGOに関連書類を配布する。
- 地域の旅費補助金使用者の選択を調整し、その使用者を中央連絡所に知らせる。
- 中央連絡所と連絡を取る。
- 次回GEF会議に関連する地域の問題やGEFプロジェクト等を、収集し、調整し、概要報告書を作成する。
- 自らの地域のNGOに対して、各回のGEF評議会会議や現行政策とプロジェクト課題に関して報告する。

GEF-NGOネットワークに加わるには、自分の地域の地域連絡所と連絡を取ること

をお薦めする。

連絡先を、以下に示す。 詳細は、[www.GEE-NGO.net](http://www.GEE-NGO.net) を参照のこと。

中央連絡事務所：

IUCN (The World Conservation Union) Washington office  
1400, 16<sup>th</sup> Street NW, Suite 502, Washington DC, 20036, USA  
Tel: 1-202-797-5454  
Fax: 1-202-797-5461

その他関連連絡先：

- 1) Monitor International  
300 State St. Annapolis, Maryland, 21403, USA  
Tel: 1-410-268-5155 Fax: 1-410-268-8788 [www.monitorinternational.org](http://www.monitorinternational.org)
- 2) The Bank Information Center  
2025, I St., NW, Suite 522, Washington, DC, 20006, USA  
Tel: 1-202-466-8191 Fax: 1-202-466-8189
- 3) 銀行視察団パネル-これは世界銀行のプロジェクトで影響を受けた場合、ここにその状況を報告し、その後の対策方法を相談できる。  
The Inspection Panel ,  
1818 H Street , NW , Washington , DC, 20433, USA  
Tel: 1-202-458.5200; Fax: 1-202-522.0916; E-mail: [ipanel@worldbank.org](mailto:ipanel@worldbank.org)

## 第6章 ケーススタディ：実際にプロジェクトを展開するために

### 6 - 1 ケーススタディ対象プロジェクト

第4章ではGEFプロジェクト・サイクルを明らかにした。この章では、実際のGEFプロジェクトを通して、プロジェクト・サイクルの流れを更に具体的に追ってみる<sup>1</sup>。多様なプロジェクトに対するGEFの出資規模によって発展過程に相違が生じるため、まず、大、中、小、それぞれの規模<sup>2</sup>についてプロジェクトの発展過程の概要を示し、その後、ケーススタディを示す。ケーススタディの対象は、大規模および中規模プロジェクトからそれぞれ1案件ずつ選択した。小規模プロジェクトのケーススタディは今回実施していない。対象案件の概要を表II-6-1に示す。

ケーススタディの目的は、以下に挙げる点を明らかにすることである。これらの点が一目で見て取れるように、ケーススタディの結果は全て表形式で示すことにした。

(表II-6-2および表II-6-4)

#### ケーススタディの目的

- 誰が、いつ、どのようなアクションを行っているのか。
- プロジェクト発展過程で、どのような書類が作成されるのか。
- GEFによる審査・決定の基準とタイミング。
- GEF資金の動き。

---

<sup>1</sup> この章の執筆に必要な情報は主に、GEFによる各種出版物、GEFウェブサイト ([www.gefweb.org](http://www.gefweb.org))、GEFプロジェクトファイル、および関係者とのインタビューを通じて収集した。情報収集において、GEF事務局の方々 特に Ramon de Mesa, Eric Martinot, Alan Millar, Hemanta Mishra, Ramesh Ramankutty (アルファベット順、敬称略) に多大なご協力をいただいた。

<sup>2</sup> 本章でいう「規模」は、常に GEF 出資規模を指す。GEF の出資規模と案件の規模は必ずしも一致しない。これは案件全体への出資額に対する GEF 資金の割合が案件によって様々であることによる。

表 II-6 - 1 ケーススタディ対象プロジェクト

規模	大規模プロジェクト Full/Regular Project	中規模プロジェクト Medium-Sized Project
受益国	中国	インドネシア
案件名	「CFC を排出しない省エネ冷蔵庫の商品化と普及に対する障壁除去」プロジェクト  Barrier Removal for the Widespread Commercialization of Energy-Efficient CFC-Free Refrigerators in China	「アチェ：象のいる風景の保存」プロジェクト  Conservation of Elephant Landscapes in Aceh
焦点	気候変動	生物多様性
実施機関	UNDP	世界銀行
GEF 資金	\$ 9,860,000 (PDF - B : \$ 243,000を含む)	\$ 741,985 (PDF - A : \$ 25,000を含む)
コスト合計	\$ 41,149,500	\$ 1,037,385

## 6 - 2 用語の定義

プロジェクト発展過程の概要とケーススタディの記述を始める前に、この章で頻繁に使用される G E F 用語を定義しておく。

### プロジェクト・コンセプト ( project concept )

提案プロジェクトを記述する最初の文書。G E F 事務局によって審査される最初の文書でもある。G E F はプロジェクトの G E F 資金への適性、G E F 戦略やその他の G E F 政策との合致性、関連するプログラムへの貢献度等に関する案件の審査を、この文書を対象に行う。プロジェクト・コンセプトが G E F の審査をクリアすると、該当プロジェクトは「G E F パイプライン」に加えられる。中規模プロジェクトの場合、この段階における G E F による審査は省略される。

### プロジェクト説明概要 ( project brief )

提案プロジェクトを記述する第二の文書。プロジェクト・コンセプトを発展させたもの。実施機関と立案者 ( 実行機関 ) によって作成され、実施機関から G E F 事務局に提出される。プロジェクトブリーフは G E F 事務局の審査を受け、それをクリアすると、該当プロジェクトは「作業計画」に組み込まれる。G E F 資金の承認についての判断はこの文書に基づいて行われる。プロジェクト・プロポーザル ( project proposal ) と呼ばれることもある。

### プロジェクト文書 ( project document )

提案プロジェクトを記述する最終文書。実行機関 ( 立案者 ) ・実施機関により作成される。G E F 事務局長による案件の承認 ( endorsement ) 、実施機関による案件の承認 ( approval ) はこの文書に基づいて行われる。

### プロジェクト・サイクル ( project cycle )

プロジェクト案件の立案から、プロジェクト・コンセプト発展、案件の準備、G E F による承認、実施機関による承認、実施、評価までの一連の流れ。詳細は *GEF Project Cycle* ( October, 2000 ) に規定されている。

### G E F パイプライン ( GEF pipeline )

G E F 事務局によるプロジェクト・コンセプトの審査を経て、G E F 資金供与への適性が既に認められたプロジェクト案件の一覧。案件がこの一覧に加えられることを「パイプラインへのエントリー」と呼ぶ。パイプラインに列挙されているプロジェクト案件は準備段階にあり、作業計画に組み込まれることを目指して、プロジェクトブリーフの作成等が進められている。パイプラインには大規模プロジェクトのみが列挙されている。中規

模プロジェクトは、プロジェクト・コンセプトの審査が省略されているため、また、案件準備に要する期間が大規模プロジェクトほど長期間ではないと判断されるため、パイプラインには加えられない。

#### ワーク・プログラム ( work program )

G E F 評議会に提出されるプロジェクトの集合。G E F 評議会によるプロジェクトの承認は、個々のプロジェクトに対してではなく、プロジェクトの集合である「作業計画」に対して行われる<sup>3</sup>。提案されたプロジェクトが作業計画に組み込まれるにはG E F 事務局によるプロジェクトブリーフの審査をクリアしなければならない。

#### P D F 資金 ( PDF grants )

プロジェクトの準備、発展に活用されるG E F 資金。その規模と目的とによりA、B、C、の3種類のP D F 資金が存在する。

1) P D F - A : \$ 2 5 , 0 0 0 までの資金。プロジェクトまたはプログラムの立案・設定等、案件発展のごく初期の段階における資金援助として活用される。P D F - A の承認は実施機関によって行われる。

2) P D F - B : \$ 3 5 0 , 0 0 0 までの資金。プロジェクトの提案に必要な情報の収集や、必要書類の作成に対して活用される。P D F - B は大規模プロジェクトに対してのみ供与され、中規模プロジェクトはP D F - B を活用することは出来ない<sup>4</sup>。P D F - B の承認はG E F 事務局長によって行われる。

3) P D F - C : \$ 1 , 0 0 0 , 0 0 0 までの資金。大規模プロジェクトの中でも特に規模の大きい案件について、技術的設計やフェージビリティスタディの実施に対して、必要であると認められた場合、活用される。P D F - C が利用可能となるのは、通常、案件がG E F 評議会によって承認されてからである。

### 6 - 3 大規模プロジェクト

大規模プロジェクト ( Regular Project または Full Size Project ) とはG E F 出資金が1 0 0 万U S ドルを上回る案件を指す。この規模のプロジェクトは基本的に *GEF Project Cycle* に

---

<sup>3</sup> つまり、評議会は1つの作業計画に含まれるプロジェクト全てを承認または否認し、同作業計画の中のあるプロジェクトを承認、その他を否認するといったことは出来ない。このような承認方式は「個々のプロジェクトを承認する方式に比べ受益国に対する政治的バイアス等を軽減できる」という仮定に基づいて採用されている。

<sup>4</sup> これは、中規模プロジェクトは大規模プロジェクトに比べて案件準備期間が短いこと、また、中規模プロジェクトの規模が\$1,000,000以下であることから、PDF B (最高額\$350,000)を祖の準備に投じるよりも、時宜を得たプロジェクトの実施の方が望ましい、とされるためである。

規定されている全ての過程を経て発展していく。本節では中国で実施された大規模プロジェクトのケースを通して、その発展過程を具体的に示す。その前に、一般的な大規模プロジェクトの推進過程の骨組みを示す。

#### 1) 大規模プロジェクトの発展過程

この発展過程は、大きく4段階に分けることができ、第一から第二段階、第二から第三段階、第三から第四段階に移行する際にGEFによる審査・決定がそれぞれ存在する。4つの推進段階と、GEFによる3つの審査・決定を以下に挙げる。

##### 案件の発展段階

- 第一段階：プロジェクト・コンセプトの発案
- 第二段階：準備
- 第三段階：査定
- 第四段階：実施機関による承認、実施、評価

##### GEFによる審査・決定

- 第一の審査・決定：プロジェクト・コンセプトの審査・パイプラインにエントリー
- 
- 第二の審査・決定：プロジェクトブリーフの審査・作業計画への組み込み
- 第三の審査・決定：プロジェクト文書の審査・案件の是認

以下に示す大規模プロジェクトのケーススタディは、この骨組みを実例を通して、具体的に記述することを目的としている。それぞれの発展段階における実施機関・立案者（実行機関）の役割、それぞれの審査・決定におけるGEFの審査基準・決定権の所在等についての詳細は、前章プロジェクト・サイクル、または *GEF Project Cycle*（October, 2000）を参照されたい。

ここで、実際のケースでは、実施機関（世界銀行、UNDP、またはUNEP）と立案者・実行機関（受益国、政府機関、NGO等）による役割分担は必ずしも明確ではないことが多いことを指摘しておく。両者はGEFプロジェクトの発展に向けて常に協力関係にあり、特にコンセプト発展段階、準備段階においては両者の協力で文書の作成が行われる事が多い<sup>5</sup>。プロジェクト・サイクルにはプロジェクト発展過程における各機関のおよその役割が設定されている。例えば、コンセプトは立案者によって発展され、これを立案者が実施機

---

<sup>5</sup> GEF事務局気候変動プロジェクトマネージャー Eric Martinot による。

関または G E F フォーカルポイントに持ち込み、G E F 資金適格性について打診する、といった具合である。これは原則といえるが、その様に立案者と実施機関が独立して行動することは実際には稀な例である。発展のそれぞれの段階で、立案者、実施機関、G E F がどのような割合でお互いの役割を補足しあいながら案件を進行させていくのかは、プロジェクト発展に有益な知識、経験を各々がどれだけ保持しているか等の条件によって案件毎に変化するのが通常である。

## 2) ケーススタディ：中国「C F C を排出しない省エネ冷蔵庫の商品化と普及に対する障壁除去」プロジェクト

受益国：	中国
G E F 出資金：	\$ 9,860,000 ( P D F B : \$ 243,000 を含む )
コスト総額：	\$ 41,149,500
焦点：	気候変動
実施機関：	U N D P
発案者および実行団体：	国家環境保護総局、C H E R I ( 中国家用電器研究所 ) および C H E A A ( 中国家用電器協会 ) <sup>6</sup>
G E F による承認：	1 9 9 9 年 6 月 8 日 ( C E O による是認 )

---

<sup>6</sup> CHERI、CHEAA の正式名称はそれぞれ China Household Electric Appliance Research Institute、China Household Electrical Appliances Association。

表 II-6-2 大規模プロジェクトの発展過程

時期	実施者	アクション
段階Ⅰ プロジェクト・コンセプトの発展		
1995年 10月5日	UNDP	PDF-B 申請書（\$250,000）を G E F 運営委員会（GEFOP）に提出。 世界銀行、UNEP にも回覧。
10月23日	GEFOP	GEFOP 会議にて PDF-B 申請書を却下。 UNEP と世界銀行から、UNDP に意見書が送付。 GEF 科学技術諮問パネル（STAP）は申請書を支持する。
12月1日	UNDP	PDF-B 申請書を修正し、GEFOP に再提出（\$250,000）。 修正案は、UNEP および世界銀行からの意見を十分に考慮。また、 それぞれの意見に対する詳細な回答も修正案と共に提出される。
12月12日	GEF 事務局	PDF-B 申請書を審査 <sup>7</sup> し、GEFOP にその問題点を指摘、却下を勧 告。
12月14日	GEFOP	GEFOP 会議にて PDF-B 申請書を却下。意見書が UNDP に送付。
1996年 1月10日	UNDP	12月14日付 GEFOP からの意見書に対する回答を GEF 事務局に 提出。
4月17日	UNDP	PDF B 申請書（\$250,000）を GEFOP 及び STAP 委員に再提出。 申請書は5月2日に開催される GEFOP 会議までに、GEF 気候変 動タスクフォースによる審査を受ける。 申請書には国家環境保護総局からの PDF-B 承認を証明する手紙 （3月12日付）が添付。
5月1日	GEF 事務局	PDF-B 申請書を審査。GEF からの意見を述べ、GEFOP の決定を勧 告する。それによると、PDF-B 申請書は今までの GEFOP からの意 見書を受けて、飛躍的に改善されたが、承認にはまだ十分でない とする。
5月2日	GEFOP	GEFOP 会議にて PDF-B 申請書の承認を意見書付きで延期。UNDP が G E F 気候変動タスクフォースからの勧告を取り入れ、申請書 の文章および予算を修正次第、その直後の GEFOP 会議にて、申 請書を承認することを明示。意見書には「UNDP は受益国のフォー ーカルポイントである財政部からの承認を証明する手紙を獲得す ること」という指示も含まれる。
6月6日	GEF 事務局	GEFOP に対して「若干の条件付承認」という決定を下すよう勧 告する。
6月6日	GEFOP	GEFOP 会議にて PDF-B 申請書が\$243,000 にて承認される。4 度め の挑戦であった。PDF-B 資金運用可能になる。 案件が GEF パイプラインにエントリーする <sup>8</sup> 。
段階Ⅱ プロジェクトの準備		

<sup>7</sup> この段階での GEF による審査には「パイプラインエントリーに関する審査基準」が用  
いられる（GEF Project Cycle (October, 2000)添付書類 A 1 参照）。

<sup>8</sup> PDF-B 申請書がプロジェクト・コンセプトの審査に必要な全ての情報を含んでいる場合、  
PDF-B 申請書は、プロジェクト・コンセプトを兼ねることが出来る（GEF Project Cycle  
(October 5, 2000) footnote 12 参照）。

時期	実施者	アクション
???	UNDP	プロジェクトブリーフを作成、GEF事務局に提出する。 受益国フォーカルポイントによる是認を証明する手紙(1997年12月31日付)をブリーフに添付。
1998年 2月9日	UNDP GEF	二者間審査会議が開かれ、その結果、GEFは、ブリーフにいくつかの修正を加えることを条件に作業計画に組み込むことを勧告する <sup>9</sup> 。
段階Ⅲ プロジェクトの査定		
3月	GEF 評議会	これを含む作業計画を承認。 二人の評議員よりこの案件に対し、意見書が提出される。
3月22日	UNDP	プロジェクト文書作成。 GEF 評議会委員からの意見と、それに続くCEOの是認を求めGEF事務局に提出。 プロジェクト文書は、追加費用/便益表、案件計画表、および作業日程を含む。
5月3日	GEF 評議会	プロジェクト文書の承認。[GEF 資金:962万USドル(PDF-Bを除く);案件総費用:4,091万USドル(PDF-Bを除く)] CEO是認の前に再度審査することを要求(審査期間4週間)。
5月4日	GEF 事務局	来たる4週間以内に、プロジェクト文書を、作業計画に含まれたプロジェクトブリーフとの一貫性に関して審査 <sup>10</sup> 。
5月4日	GEF CEO	プロジェクト文書を評議会委員、GEF実施機関、STAPに回覧。 評議会委員の最低4名から「評議会による再審査」の要求を受け取らない限り、事務局長は、事務局スタッフによる審査の後、是認を告知。
6月4日	GEF CEO	プロジェクト文書を是認。これにより、GEF 資金の運用を、実施機関が承認すると同時に、可能となる。
段階Ⅳ 実施機関によるプロジェクトの承認、実施、評価		
1999年 7月	UNDP	承認。
1999年 9月	UNDP	実施。
2001年 4月	GEF 事務局	プロジェクトマネージャーが現地視察を行う <sup>11</sup> 。
実施開始 後完時	UNDP	実施開始後より毎年「年次実施報告書」を、また完了時に「完了報告書」を GEF 事務局に提出することが実施機関の義務として定められている。

#### 6 - 4 中規模プロジェクト

中規模プロジェクト (Medium-Sized Project) とは、GEF 出資金が\$100万USドル

<sup>9</sup> この段階での GEF による審査には「作業計画への組み入れに関する審査基準」が用いられる(*GEF Project Cycle* (October, 2000)添付書類 A 1 参照)。

<sup>10</sup> この段階での GEF による審査には「事務局長の是認に関する審査基準」が用いられる(*GEF Project Cycle* (October, 2000)添付書類 A 1 参照)。

を超過しない案件を指す。この規模の案件は通常の G E F プロジェクト<sup>12</sup>に比べて小規模であるが、G E F の目標達成への貢献度は十分期待される。規模の小ささから、その複雑性は低く、長期にわたる審査、承認、交渉を必要としないと判断されたために、G E F 評議会では中規模プロジェクトの進行・実施過程を促進する手続きを承認した。本節では、インドネシアでの中規模プロジェクトのケースを通して、その審査から承認までの発展過程が大規模プロジェクトと比べ、どのように違ってくるのかを具体的に示す。その前に、中規模プロジェクトの発展過程を、大規模のそれと異なる点に関してのみ、簡単にまとめておく。

### 1) 中規模プロジェクトの発展過程

促進手続きによって、この審査過程に要する時間が大幅に短縮され、プロジェクト・コンセプトからプロジェクト文書の承認までのプロセスを短期間で進行することができる<sup>13</sup>。一般に中規模プロジェクトは、パイプラインへのエントリー、作業計画への組み込み、および評議会による承認を必要としない。促進手続きが、大規模プロジェクトに適用される標準手続きと異なる主な点を表3にまとめる。

中規模プロジェクトは、必要とされる場合、そのコンセプト発展および準備期間に P D F A を活用することができる<sup>14</sup>。しかし、P D F B ならびに P D F C は活用できない。これは、案件の規模が小さいこと、案件の準備期間が比較的短期であること等の理由による。

G E F によるプロジェクトの審査は、「G E F 中規模プロジェクトの審査基準」に基づく。審査基準は、プロジェクト・コンセプトに対する基準と、プロジェクトブリーフに対する基準が、それぞれ規定されており、どちらも *GEF Project Cycle* (October, 2000) に添付されている。

---

<sup>11</sup> この視察は特に GEF または実施機関の基準によって定められたものではない。

<sup>12</sup> GEF プロジェクト一件に対する GEF 資金拠出額の平均は約 5 5 0 万 U S ドルとなっている。この規模の案件の多くは、その対象が複雑で、長期にわたる審査、承認、交渉を必要とする。

<sup>13</sup> GEF, (undated) *Global Environmental Facility: An Introduction to Medium-Sized Project*.

<sup>14</sup> PDF-A はコンセプト発展に活用されることが主だが、プロジェクトブリーフの準備期間に活用されても構わない。( *GEF Project Cycle* (October, 2000) footnote 6 参照 )

表 II-6-3 促進手続きと標準手続きの比較

	促進手続き (中規模プロジェクト対象)	標準手続き (大規模プロジェクト対象)
プロジェクト・コンセプトの発展	実施機関がプロジェクト・コンセプトを審査する。この時点における GEF 事務局による審査は正式には行われない <sup>15</sup> 。プロジェクトは GEF パイプラインにはリストされない。	GEF 事務局がプロジェクト・コンセプトを審査する。審査基準を満たした場合は GEF パイプラインにリストされる。
準備	実施機関がプロジェクトブリーフを GEF 事務局に提出する。GEF 事務局はプロジェクトブリーフをもとに審査し、CEO にその決定を推薦する。CEO の決定は以下の3つの選択肢から1つ。 承認。 プロジェクトブリーフを返却し、改正の要求。 否認。	実施機関がプロジェクトブリーフを GEF 事務局に提出する。GEF 事務局はプロジェクトブリーフを審査し、基準を満たした場合は作業計画に組み込まれる。
GEF による承認	事務局長が承認 <sup>16</sup> 。GEF によるプロジェクト文書の審査は行われない。	GEF 評議会が作業計画を承認。作業計画承認後、実施機関が、そこに含まれていたプロジェクト文書を作成、GEF 事務局に提出。GEF 事務局はプロジェクト文書をプロジェクトブリーフとの一貫性に関して審査し、基準を満たした場合は、実施機関による承認に向けて、CEO によって是認される。
実施機関によるプロジェクト承認	実施機関の規定する手順に従って、プロジェクト文書の審査、承認が行われる。	実施機関の規定する手順に従って、プロジェクト文書の審査、承認が行われる。

<sup>15</sup> 実施機関または実行機関が GEF の意見を求めたい場合には、この時点でプロジェクトコンセプトを GEF 事務局に提出することが出来る。GEF 事務局は中規模プロジェクトのコンセプト審査基準に従ってプロジェクトコンセプトを見直し、実施機関に対してコメントを与える。実施機関はこのコメントを考慮しながら案件の準備を進めていく事が出来る。

<sup>16</sup> 2000年5月より、GEF 事務局長は、全ての中規模プロジェクトに対して評議会に代わって承認権をもつことになった。それ以前は GEF 資金が 75 万 US ドルを超過する中規模プロジェクトには、大規模のそれと同様に、作業計画への組み込み、評議会の承認、事務局長によるプロジェクト文書の是認が義務づけられていた (GEF, 2000 *Joint Summary of the Chairs: GEF Council Meeting May 9-11, 2000*)。

2) ケーススタディ：インドネシア「アチェ：象のいる風景の保存」プロジェクト

受益国：	インドネシア
GEF出資金：	\$741,985 (PDF-A:\$25,000 を含む)
案件コスト総額：	\$1,037,385
焦点：	生物多様性
実施機関：	世界銀行
案件発案者および実行団体：	Fauna & Flora International (国際NGO、以下FFIと略す。)
GEFによる案件の承認：	1999年10月20日

表 II-6-4 中規模プロジェクトの発展過程

時期	実施者	アクション
段階Ⅰ プロジェクト・コンセプトの発展		
1998年 11月13日	FFI (立案者)	PDF-A申請書を作成し、世界銀行(実施機関)に提出。 受益国フォーカルポイントによるPDF-A申請承認を証明する手紙(11月11日付)をPDF-A申請書に添付。
	世界銀行	PDF-A申請書が受益国フォーカルポイントによって承認されていることを確認し、PDF-Aの供与を承認。 同時に、PDF-A申請書を他のGEF実施機関(UNDP、UNEP)、GEF事務、およびSTAPに回覧し、PDF-A申請書に対する意見が11月20日まで(一週間以内)に世界銀行に届けられるよう、各機関に求める。
11月19日	GEF事務局	世界銀行へPDF-A申請書に関する意見を送る <sup>17</sup> 。この際、GEF事務局は「中規模プロジェクト・コンセプトの審査基準」 <sup>18</sup> に従ってPDF-A申請書を見直し、意見を作成している。これをもって、事務局によるコンセプトの審査とし、プロジェクト・コンセプトがGEFに別途に提出される必要はない <sup>19</sup> 。
段階Ⅱ プロジェクトの準備および査定		

<sup>17</sup> GEF事務局の意見は、プロジェクトブリーフ準備の際に考慮に入れられることが期待される。この段階で、GEF事務局がPDF-A申請を却下することはない。他にも述べたように、PDF-Aの承認は実施機関によって行われる。

<sup>18</sup> *GEF Project Cycle*(October, 2000)添付書類 A2 参照。

<sup>19</sup> PDF-A申請書がプロジェクトコンセプトの審査に必要な全ての情報を含んでいる場合、PDF-A申請書は、プロジェクトコンセプトを兼ねることが出来る(*GEF Project Cycle* (October 5, 2000) footnote 7 参照)。中規模プロジェクトのコンセプト審査は主に実施機関によって行われる。

時期	実施者	アクション
1999年 8月3日	世界 銀行	FFIによって作成されたプロジェクトブリーフを GEF 事務局に提出。 受益国フォーカルポイントによる是認を証明する手紙（7月22日付）をブリーフに添付。 同時に、ブリーフを UNDP、UNEP、STAP、および生物多様性条約事務局に回覧し、ブリーフに対する意見が8月24日まで（仕事日15日間以内）に GEF 事務局に届けられるよう、各機関に求める。 また、GEF 事務局から世界銀行並びに FFI への指導が9月8日まで（8月24日から仕事日10日間以内）に世界銀行に届けられるよう、GEF 事務局に求める。
9月3日	GEF 事務局	プロジェクトブリーフを審査し <sup>20</sup> 、それに関する意見を世界銀行に送る。 世界銀行および FFI に対して、この意見に関する適切な措置をとり、その措置をブリーフの中に反映するように指導。 世界銀行に以下の2点について通知。 ブリーフは修正後初めて、評議会に回覧され、評議会の意見が収集される。 GEF 事務局長による承認は、評議会の意見および事務局の推薦に基づいて促される。
9月16日	世界 銀行	修正されたプロジェクトブリーフを GEF 事務局に提出。9月3日付の GEF 事務局からの意見に対する詳細な回答を添える。
9月28日	GEF CEO	ブリーフを評議会委員に宛てて参考までに回覧。 評議会からの意見は10月18日まで（仕事日15日間以内）受け付けると、各委員に通知。
10月20日	GEF CEO	承認。GEF 事務局を通じて世界銀行に通知。中規模案件に関しては、事務局長によるプロジェクトブリーフの承認が GEF の最終決定となる。これにより、GEF 資金の運用が、実施機関による承認と同時に、可能となる。
<b>段階 III 実施機関によるプロジェクトの承認、実施、評価</b>		
	FFI/ 世界 銀行	プロジェクト文書等、世界銀行による承認手続きに必要なとされる書類の作成。
	世界 銀行	プロジェクト文書等に基づく審査、承認。 承認されると直ちに、世界銀行の裁量によって <u>GEF 資金の運用が可能となる</u> 。
実施開始後	世界 銀行	「年次実施報告書」を作成し、GEF 事務局に提出することが実施機関には義務付けられている。この案件についてはまだ報告書は一度も提出されていない（2001年6月現在） <sup>21</sup> 。

<sup>20</sup> ここで、「中規模案件プロジェクトブリーフの審査基準」が用いられる(GEF Project Cycle (October, 2000)添付書類 A2 参照)。

<sup>21</sup>近年の政治的に不安定な状況のためにプロジェクトは本来計画されていたように進行していないことが予想される（GEF 事務局生物多様性プロジェクトマネージャー Mario Ramos による）。

時期	実施者	アクション
実施完了時	世界銀行	「完了報告書」を GEF 事務局に提出することが、実施機関には義務付けられている。

## 6 - 5 小規模プロジェクト

小規模プロジェクトとは小規模助成金プログラム（Small Grants Program）より助成を受ける案件を指す。小規模助成金プログラムは G E F 出資金が 5 万 U S ドルを超過しない案件を対象とする。

小規模助成金プログラムは U N D P が全面的に運営しているため、個々の案件に対して G E F 事務局が携わることはない。G E F は 3 年毎に総会において小規模助成金プログラム全体に対する予算を承認する。その後、プロジェクトの準備、審査、採択、実施、評価等の手続きは全て U N D P によって実施される<sup>22</sup>。

小規模助成金プログラムのもとで、現在までにアジア太平洋地域では合計 9 カ国、5 9 9 のプロジェクトが実行され<sup>23</sup>、その成果は高く評価されている。このプログラムの特徴は、審査や採択に関する決定権のほとんどが各国のナショナル・コーディネーターに分散されているという点であり、それがプログラムの成功の鍵であるとも考えられている<sup>24</sup>。各国のコーディネーターはその国独自の状況を考慮して、プロジェクトに対する審査基準を設け、審査・採択・実施の各段階を通じて立案者・実行機関（N G O 等）と緊密な協力関係を保っている。

従って、小規模プロジェクトの立案を図る個人・団体は、その対象国（受益国）の小規模助成金ナショナル・コーディネーターと連絡をとり、その国に関する具体的な審査基準その他の手順についての情報を収集することが望ましい。各国コーディネーターの名前および連絡先は全て U N D P 小規模助成金プログラムのウェブサイト（[www.undp.org/sgp](http://www.undp.org/sgp)）に掲載されている。

以上の事情から、小規模プロジェクトに関しては、その対象国または対象案件ごとに条件

<sup>22</sup> このような形の GEF 資金運営を『プログラムアプローチ』と呼ぶ。大規模や中規模プロジェクトと違い、GEF 資金はプログラム全体に対して割り当てられ、そのプログラムを運営する組織・団体が個々の案件の審査・採択にあたる。

<sup>23</sup> 2000 年 5 月 3 日現在のプロジェクト状況は、スリランカ（133 件）、タイ（113 件）、インドネシア（113 件）、パキスタン（86 件）、フィリピン（79 件）、インド（26 件）、ベトナム（24 件）、マレーシア（13 件）、ブータン（12 件）となっている（<http://www.undp.org/sgp/search/asia.htm> 参照）。

<sup>24</sup> UNDP 小規模助成金プログラムコーディネーター Sally Timpson による。

が大きく異なり、『典型的』と考えられるプロジェクトが存在しないため、本調査では小規模プロジェクトに対するケーススタディは行わなかった。

#### ナショナル・コーディネーターおよび諮問委員会について

ナショナル・コーディネーターとは、諮問委員会の監督のもと、その国におけるプログラム運営の日常的な業務の管理を担当する人々である。コーディネーターはGEF運営プログラムおよび地域主導の開発業務に関する知識・経験を備え、かつ、その国におけるNGO活動に精通している者の中から選考される。コーディネーターの選考は、UNDPが小規模助成金プログラムをある国で発足させようとした際、最初に行う事柄のひとつである。ナショナル・コーディネーターの事務所はUNDP各国事務局内に設置されていることもあれば、NGO事務局内に設置されていることもある。またはそれ自身独立した事務所を設置していることもある。

諮問委員会（National Steering Committee）とは、小規模助成金プログラム全体の戦略的枠組みに基づいて、各国での国内戦略の決定、資金援助対象プロジェクトの選定、およびプロジェクト実行の監査、監督を行う機関であり、小規模助成金プログラムが実施されている各国に設置されている。10人から14人の委員から構成されており、委員は産、官、学、NGO、UNDP、UNDP以外の出資者等を代表している。

#### 6 - 6 案件立案者への助言 結びにかえて

ケーススタディを通して、GEF案件のスムーズな発展・進行において、いくつかのキーポイントが見つげられた。その中でも最も重要な3点を以下に挙げる。

##### 早期からのパートナーシップの確立

GEFプロジェクトでは、受益国、実行機関（立案者）、実施機関のパートナーシップが重視されている。特に、受益国による提案案件の是認は、全ての形のGEF資金承認に対して必要条件とされている。このため、立案者は立案の初期の段階から、受益国フォーカルポイントおよび実施機関との連絡を密に取り合っていく事が望ましい。また、立案者にとって、どのGEF実施機関が提案案件に対して最も適しているかを判断するのが困難な場合は、フォーカルポイントを通じてGEF事務局からの指導を受けることができる。各国のフォーカルポイントはGEFウェブサイト（[www.GEFweb.org](http://www.GEFweb.org)）に一覧されている。

##### GEF審査基準に沿った文書の作成

ケーススタディからも明らかな通り、GEFプロジェクトの発展段階には様々な文書の作成が要求され、それぞれの文書がGEFまたは実施機関の審査を受ける。GEFは、異

なる文書に対して異なる審査対象・基準を設定しており、GEFによる審査は、全て規定の審査基準に基づいて行われる。従って、立案者が文書を作成する際には、該当する審査基準をはっきりと把握し、それを念頭に置きつつ作業に取り掛かることが、適切な文書作成<sup>25</sup>の指針となり、また、プロジェクトの発展のスムーズな進行を助ける。

GEFの審査基準は*GEF Project Cycle* (October, 2000)に添付されている。*GEF Project Cycle*はGEFウェブサイトよりダウンロード可能である。

### 役割分担の融通性を活用

プロジェクト・サイクルには、実施機関、実行機関（立案者）等の役割が示されているが、実際のプロジェクト発展においては、この役割分担はそれほど明確でないことが多い。プロジェクト・コンセプト発展早期の段階で、コンセプト草稿を立案者または実施機関がGEF事務局に送付しGEFの意向を打診することや、立案者による文書作成作業が実施機関からの多大な協力と指導を受けつつ進められていくこと等は、実際のケースでは頻繁に見かけられる。実際の案件発展・進行における、このような役割分担の融通性は関係者それぞれの知識・経験の長短を補う役目をしている。この融通性は、これまでに類似経験の浅い立案者にとっては特に有益なシステムであるといえる。このような役割分担の融通性を十分に活用するためにも、先に挙げた『早期からのパートナーシップの確立』は重要である。

この章の目的は、ケーススタディを通じてプロジェクトの発展過程における関係者の具体的なアクションを示すことであった。その目的に沿って、大・中規模それぞれ1例ずつ、作成される文書、その提出先、GEFによる審査・決定の基準およびタイミング、そしてその結果としてのGEF資金の動きを明らかにした。読者が前章で得たGEFプロジェクト・サイクルに関する理解を、本章のケーススタディが更に補足する形になっていることを望みたい。将来、GEF資金を活用するプロジェクト立案に関わる読者の参考になれば幸いである。

---

<sup>25</sup>現在のところ、GEFはそれぞれの文書に対してGEF独自の書類形式の規定は行っていないが、模範例を参考にしたい場合は、GEFウェブサイトよりダウンロード可能である。